

平成 2 9 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 9 年 3 月 1 0 日 開 会

平成 2 9 年 3 月 2 2 日 閉 会

三川町議会事務局

第 3 日 3 月 1 2 日 (日) 休 会

第 4 日 3 月 1 3 日 (月) 休 会

<請願審査委員会 開催>

第 5 日 3 月 1 4 日 (火) 会議録第 2 号

一般質問 5 名 5 3

請願審査委員会報告 (産業建設厚生常任委員会)

請願第 1 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願 1 1 9

第 6 日 3 月 1 5 日 (水) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 7 日 3 月 1 6 日 (木) 休 会

第 8 日 3 月 1 7 日 (金) 休 会

第 9 日 3 月 1 8 日 (土) 休 会

第 1 0 日 3 月 1 9 日 (日) 休 会

第 11 日 3 月 20 日 (月) 休 会

第 12 日 3 月 21 日 (火) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 13 日 3 月 22 日 (水) 会議録第 3 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告）	……………	1 2 4
議第 16 号	三川町課制条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 2 7
議第 17 号	三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 2 8
議第 18 号	三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	…………… 1 3 0
議第 19 号	三川町税条例等の一部を改正する条例の設定について	…………… 1 3 1
議第 20 号	三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 3 5
議第 21 号	鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更について	…………… 1 3 5
議第 22 号	副町長の選任について	…………… 1 3 7
議第 23 号	三川町教育委員会委員の任命について	…………… 1 3 9
議第 24 号	人権擁護委員候補者の推薦について	…………… 1 4 1
三川町議会議員の派遣について	……………	1 4 2
発委第 1 号	閉会中の所管事務調査について	…………… 1 4 2
発委第 2 号	閉会中の所管事務調査について	…………… 1 4 3
発委第 3 号	閉会中の所管事務調査について	…………… 1 4 5
発委第 4 号	閉会中の所管事務調査について	…………… 1 4 6
意見書第 1 号	新たな農業者戸別所得補償制度の創設を求める意見書の提出について	1 4 7

平成29年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年3月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	吉田直樹 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 3月10日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・山形県町村議会議長会の表彰報告・三川町振興審議会報告・除雪車による物損事故報告 |
| 日程第 4 | 施政方針 <ul style="list-style-type: none">・三川町施政方針・教育委員会行政方針・農業委員会行政方針 |
| 日程第 5 | 請願第 1 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願 |
| 日程第 6 | 議第 4 号 平成28年度三川町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第 7 | 議第 5 号 平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 8 | 議第 6 号 平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議第 7 号 平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議第 8 号 平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議第 9 号 平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議第10号 平成29年度三川町一般会計予算 |
| 日程第13 | 議第11号 平成29年度三川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議第12号 平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第13号 平成29年度三川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第14号 平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第15号 平成29年度三川町下水道事業特別会計予算 |

○議長発議により、予算審査特別委員会設置(審査付託)

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） ただいまから平成29年第2回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 佐藤栄市議員、
4番 佐久間千佳議員、以上、2名を指名します。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る3月3日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として平成28年度各会計補正予算6件、平成29年度各会計予算6件、条例の設定及び改正5件、事件案件1件、人事案件3件、以上21件があり、この他に諸般報告3件、請願1件、施政方針3件、一般質問5名、議長提案5件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日10日から22日までの13日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に三川町施政方針、教育委員会並びに農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際は補佐・主査・係長も出席となります。次に、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となります。

次に、平成28年度の各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。

次に、平成29年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算を審査付託し、本会議は散会となります。

その後、予算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。本日はこれで散会となります。

第2日目の11日、第3日目の12日及び4日目の13日は、本会議が休会となります。なお、4日目の13日は請願審査委員会が開催されます。

5日目の14日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は5名の議員から通告があり、通告順に一般質問を行います。その後、追加議事日程として請願審査委員会報告1件が予定されており、これで散会となります。

第6日目の15日と第12日目の21日は、午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配付いたします。また、予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととしております。

なお、第7日目の16日、第8日目の17日、第9日目の18日、第10日目の19日及

び11日目の20日は、本会議が休会となります。

第13日目の最終日22日は、午前9時30分より本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。

その後、町長提案の条例の設定及び改正5件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。

次に、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。

次に、人事案件3件がそれぞれ上程され、採決となります。

次に、議長発議1件が上程され、採決となります。

次に、委員会発議4件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。

なお、その後、追加議事日程として、請願採択の場合は意見書提出1件が予定されています。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のおり、本定例会の会期は、本日から3月22日までの13日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの13日間に決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに、山形県町村議会議長会の表彰報告であります。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 山形県町村議会議長会の表彰報告。

去る2月16日に、山形県自治会館におきまして、山形県町村議会議長会の第68回定期総会が開催され、地方議員として11年以上の在職議員に対する自治功労者表彰を小林茂吉議長が受賞されました。

このたびの栄誉ある表彰を受けられました小林議長には、衷心よりお祝い申し上げますとともに、今後ともご自愛のうえ、三川町の振興、発展と町民の福祉増進のために、一層のご活躍をご期待申し上げます。

さらに、本町議会は第22回山形県町村議会広報コンクールにおいて、2年連続で入賞をいたしました。今後も読みやすく分かりやすい広報紙づくりに努力してまいります。

以上、三川町議会運営規程第147条の規定により、表彰に関する報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、町当局より、三川町振興審議会及び除雪車による物損事故に関することについて報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 初めに、三川町振興審議会に関する報告について申し上げます。
お手元に配付の別紙報告書をご参照願います。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

第3次三川町総合計画に係る平成29年度・30年度・31年度実施計画の策定について

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

- (1) 平成29年2月20日午後1時30分三川町役場講堂において、平成28年度第2回三川町振興審議会を招集した。
- (2) 委員16名と当局から町長、副町長、教育長、会計管理者兼会計課長、総務課長、企画調整課長、町民課長、健康福祉課長、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、環境整備主幹、教育課長（健康福祉課保育園主幹併任）、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。
- (3) 任期満了に伴い新たに18名の委員の任命を行った。
- (4) 町長の挨拶後、会長に五十嵐慶一委員を互選した。
- (5) 会長の挨拶後、会長職務代理者に熊田洋勝委員を指定した。
- (6) 議事録署名委員に菊池慶一委員、武田富志委員を指名した。
- (7) 議事に入り、第3次三川町総合計画に係る平成29年度・30年度・31年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (8) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後4時5分に閉会した。

4. 答申の内容 原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

第3次三川町総合計画に係る平成29年度・30年度・31年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

平成29年3月10日

○説明員（工藤秀敏副町長） 次に、除雪車による物損事故についてご報告申し上げます。

本町においては、冬期間における安全な住民生活と円滑な地域経済活動の確保を図るため、通勤、通学等に必要な交通の確保に努め、除雪体制に万全を期しているところではありますが、今冬において町有除雪車による物損事故が発生いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

その概要につきましては、本年1月13日午前7時30分頃、上町地内の町道押切新田線において、町有除雪車が作業中、山形県流域下水道施設であるマンホールを破損し損傷を与えたものであります。

本件は除雪車側の過失により損害を与えたものであり、その復旧に必要な損害賠償額の29万7,000円を支払うことで合意しているものであります。

今後も自然災害等の危機管理に心がけるとともに、除雪作業につきましても安全な運行管理に万全を期してまいる所存であることを申し添えまして、諸般報告といたします。以上でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

（午前 9時47分）

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。

（午前10時00分）

日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 平成29年3月議会定例会が開催されるにあたり、平成29年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

まずもって、このたび執行されました町議会議員選挙におきまして、当選の栄に浴されました10名の議会議員の皆さま、誠におめでとうございます。改めてお祝いを申し上げますとともに、議員各位におかれましては掲げた公約と政治姿勢に沿って、町民福祉の向上のためにご活躍されますことをご祈念申し上げます。

私にとりましても、町政執行の重責を担わせていただいてから14年が経過いたしました。これまで町民目線に立った誠実な町政運営を心がけながら、総合計画に沿った施策の実現と町民の皆さまとの協働のまちづくりを目指し、安全安心で住みよい町、町民の健康と福祉の向上、教育及び子育て環境の充実、さらに産業の振興に積極果敢に取り組んできたところであります。今年度におきましても、第3次総合計画の一層の推進を図り、「みんなで創り育む「いのち、自然、豊かさ」人輝くまち みかわ」の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

さて、日本の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復基調にあるものの、個人消費は思うように伸びず、企業の設備投資についても先行きの不透明感から足踏み状

態にあると言われております。こうした状況において政府は、一億総活躍社会の実現や、経済再生をはじめとする成長と分配の好循環の確立に向けた重要政策課題に重点を置き、平成29年度政府予算案を閣議決定したところであります。このような基本方針に基づいて編成された国の一般会計予算規模は、平成28年度の当初予算対比で0.8%増の9兆7兆4,547億円となったところであります。

一方、地方財政計画における地方財源につきましては、地方税及び地方譲与税を4兆1兆6,027億円、前年度比1.1%増と見込み、一般財源総額では6兆2兆803億円で、前年度比0.7%の増となっておりますが、地方交付税は1兆6兆3,298億円で2.2%の減、地方債は9兆1,907億円で、3.7%の増となったところであります。

このような中、本町の平成29年度の財政運営につきましては、引き続き厳しい状況が見込まれるところでありますが、重要事業である公共施設等長寿命化対策事業や桜木地区住環境整備等に係る地域開発推進事業、いろり火の里推進事業、かわまちづくり整備事業及び地域交流・子育て支援施設整備事業への取り組みとともに、町民の生活と健康支援、子育て支援対策の充実、防災対策の強化、及び基幹産業である農業をはじめとする地域産業の育成と振興を図ることを基本として、平成29年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、法人町民税、地方消費税交付金及び総務債、消防債などの町債の減額を見込んだところでありますが、地方交付税及び個人町民税の他、ふるさと応援寄附金についても一定の額を確保し、さらに、国及び県支出金等補助制度の活用や、温泉施設基金、教育施設整備基金、ふるさと基金及び財政調整基金の繰り入れなどにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、行財政改革を一層推進しながら地域の活性化を図るべく、第3次総合計画事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

この結果、平成29年度の一般会計予算は4兆3億6,600万円、対前年度比0.5%の減額となる予算を編成いたしました。なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしましたところであります。

次に、平成29年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

第3次三川町総合計画につきましては、町民一人ひとりが豊かさを実感できる地域社会を実現するため、町民と行政が一体となって各分野における様々な施策や事業を展開しているところでありますが、今後とも多くの町民の声を町政に反映させるとともに、行政情報の透明性と共有化を図りながら、豊かで活力のある地域社会の実現に向けたまちづくりを進めてまいります。さらに、限られた行政資源の活用と住民満足度重視の視点に立った行政運営を行うため、行政評価の取り組みを継続し、客観的な評価も加えながら総合計画における施策や事業の見直し、改善に繋げてまいります。

「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、人口減少、少子高齢化の進行に歯止めをかけ、住みよい環境とともに、将来にわたり活力ある地域社会を維持するため、

これからを担う個性豊かで多様な人材の育成と確保、魅力ある就業機会の創出など、地域課題の解決に向けて取り組んでいるところであります。今年度も掲げた計画の着実な実施に努めながら、地域の強みを生かした、豊かで安らぎのあるまちづくりを進めてまいります。

また、透明性の高い行政運営を推進するため、町民の方々とのコミュニケーションを図る「町長と語る会」等を積極的に開催し、町民の声がまちづくりにより反映されるよう、広報広聴活動に力を注ぎ、住民ニーズの把握とその対応に努めてまいります。さらに地域課題の解決と、地域コミュニティ活動の活発化を促進するため、町民や団体等における特色ある活動を支援する「協働事業の提案制度」を継続して実施し、協働のまちづくりを推進してまいります。

地域開発推進事業につきましては、本町への移住・定住に繋がる積極的な情報発信を行いながら、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、「地域交流・子育て支援施設」を核とする若い世代の子育てに優しい住宅団地の整備計画を着実に推し進め、魅力的で利便性の高い居住環境づくりを目指してまいります。

広域行政の推進につきましては、圏域の市町が有する都市機能や地域資源を有効に活用しながら相互に連携・協力し、圏域全体で生活に必要な機能を確保するため、庄内南部及び庄内北部のそれぞれの共生ビジョンに基づいた具体的な連携事業に取り組んでいるところであり、構成市町との連携を強化し、うるおいとにぎわいのある圏域づくりを目指してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

本町の基幹産業である農業の振興を図ることは町勢発展の要であり、今年度においても各般にわたる施策を積極的に展開してまいります。

初めに、農業所得の獲得とその拡大を目指した農業振興策について申し上げます。改めて申し述べるまでもなく、本町の農業は米づくりが中心であります。恵まれた自然環境と先人の知恵と努力により全国屈指の「米どころ」として、その地位を築いてきたところであります。

しかしながら、その米づくりを中心とする本町農業は、平成30年産米からの需要に応じた米の生産をはじめとする農政改革の不透明さに加え、近年の米の価格競争力の低下や農業の担い手不足に見られるように、稲作農業の将来像を描くことが容易ではない状況となっております。

こうした中であって、本町の農業が将来ともに米どころとして発展していくためには、これまでも増して農業経営力の強化が求められることから、消費市場の需要ニーズに応える「こだわりの米づくり」を進めるとともに、米以外の園芸作物等による農業所得の獲得や拡大を図ることが重要であると考えております。

そのため、今年度で3年目を迎える「瑞穂の郷づくり事業」による「こだわりの米づくり」支援や、キラリボシの菜花や長ネギ等の園芸作物の生産販売の促進支援に加え、今年度から農産所得の獲得・拡大を支援する「三川町農産所得拡大支援事業」を実施してまいります。

また、需要拡大や販路開拓の取り組みとして、商工観光部門と連携し、ふるさと応援市場

を積極的に活用した「田から（宝）もの逸品開発事業」を新たにスタートさせるとともに、みかわ産米の新規需要に繋げる「（仮称）誉れ酒「イ号」」の開発を今年度より3ヵ年計画で取り組むこととし、平成31年度には町民の皆さまに三川産の日本酒を楽しんでいただきたいと考えております。

昨年度より実施している「はっぴー 米 メモリアル事業」につきましては、町民の婚姻や出産、転入されて町民となられた方々に三川産米を贈呈し、町の特産品である米をPRしながら米の消費拡大に繋げ、引き続き町のイメージアップに繋げてまいります。

次に、地域住民の暮らしを支える農業の推進についてであります。

農業は、自然災害を緩衝し、住民の生命財産を守る役割を担うなど多面的な機能を有することから、農業生産の基礎活動や農業関連施設の保守活動等の自助共助の活動を支援する「多面的機能直接支払」と、生活環境や自然環境の保全に配慮した生産活動を支援する「環境保全型農業直接支払」の二つの直接支払事業を引き続き推進してまいります。

また、農業・農村が持つ多面的機能を保持し、活力ある農村地域を維持発展させていくためには、生産基盤等の整備と保守が重要であり、県営事業で実施される「農村防災減災事業」が計画的に実施されるよう、県や土地改良区との連携を密にし、その推進を図ってまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

商工業の振興につきましては、今年度から取り組む「田から（宝）もの逸品開発事業」において、新たな生産所得の獲得や拡大による地域活性化を目指し、ふるさと応援市場などに積極的に参入する特産品の開発とともに、本町と交流のある横浜市立浦島小学校近辺での「（仮称）産直ポケットみかわ：浦島太郎店」の開設により「みかわの特産品」のPRや販路開拓を推進してまいります。

また、経営体質の強化や商工業者の研修活動等の出羽商工会の諸施策に対し、引き続き支援してまいります。特に、地域経済の活性化や景気浮揚が強く望まれる中、出羽商工会三川支所独自の事業であります「プレミアム付商品券の発行事業」を今年度においても支援し、地域住民の消費マインドの誘起と町内事業者等の経営安定に寄与するとともに、買い物弱者と言われる方々への食料品等の共同宅配や店舗送迎を行う「宅配サービス事業」を引き続き支援してまいります。

観光振興につきましては、交流人口の拡大による賑わいの創出と地域経済の活性化を目指し、三川町観光協会等との事業連携の強化を図ってまいります。具体的には「いろり火の里」を会場にした季節毎のイベント開催により交流人口の拡大を目指しているところですが、春には「菜の花まつり」、夏には有志実行委員会による「みかわ納涼祭」、また、昨年度初めて開催した「みんなで秋の感謝祭」、冬の庄内のイベントとして定着した「みかわあったか冬まつり」の継続的な開催など、季節ごとのイベントを通し、町の魅力を発信しながら町の活性化に繋げてまいります。

次に、ふるさと応援寄附金につきましては、町の産業振興や観光振興、特産品の販売促進など、相互に結び付きを持たせながら事業展開を行っているところでありますが、昨年度は

件数・金額ともにこれまで以上に多くのご寄附をいただいているところであり、今後ともふるさと応援の趣旨に沿って、まちづくりに大切に活用させていただくとともに、地域産業の振興のための推進力の一つとして積極的に取り組んでまいります。

「いろり火の里」施設の運営につきましては、町と指定管理者である「みかわ振興公社」が緊密に連携しながら、施設設備の改善や経費節減等に取り組み、収益の改善に努めているところではありますが、施設を維持管理するための経常経費の増嵩等により依然として厳しい経営状況が続くことが見込まれております。このため、いろり火の里エリア内の施設の有効活用を図るとともに、庄内地域の道の駅が連携したイベントなどを積極的に活用しながら、その魅力について継続的に情報発信を行い、さらなる集客力及び収益力の向上を図ってまいります。

なお、今年度の施設整備につきましては、なの花ホールなどの空調設備の改修や遊具の整備などに取り組むとともに、今後の施設の長寿命化及びリニューアルに向けた実施設計に着手してまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

本年3月改定の「三川町地域福祉計画」をもとに、福祉や介護、保健、医療など各般にわたる施策の充実を図るとともに、町民各位の主体的活動を支援し、町内会や各種団体等との連携による地域福祉活動の推進に引き続き取り組んでまいります。また、すべての町民が住み慣れた地域において心身ともに健康で安心して暮らすことができるように、切れ目のない施策を講じ、その充実に取り組んでまいります。

福祉行政の基本ともいえるべき自立支援に係る施策につきましては、町民自らの課題解決に向けた包括的相談支援体制づくりとして、町内会組織や民生委員・児童委員並びに庄内総合支庁や鶴岡地域自立支援センター、三川町社会福祉協議会等の関係機関とのさらなる連携を図ってまいります。

子育て支援策につきましては、子どもを産み育てやすい環境づくりとして、本町独自の「出産祝金事業」を継続するほか、国の少子化社会対策大綱に盛り込まれている、子育て世代包括支援拠点としての機能を維持、拡充できるよう、社会福祉施設や社会教育関連施設との連携を強化しながら、より充実した体制整備に取り組んでまいります。

また、乳幼児・児童生徒の定期予防接種につきましては、引き続き全額公費負担で実施するなど、今後も国・県の動向を踏まえながら適切な対応に努めてまいります。

さらに、心身ともに健やかな子どもの育成を図ることを目的として実施しております「子育て支援医療給付事業」につきましては、山形県の補助基準である小学3年生までの通院や、中学生までの入院医療費の給付に加え、本町独自の施策として、中学生までの入院や通院医療費の完全無料化を継続して実施する一方、医療証交付申請制度の廃止や有効期間の複数年化などの改善により、子育て世代の利便性の向上と支援に引き続き努めてまいります。

高齢者福祉施策につきましては、寿賀敬老事業等を継続し、町を挙げて長寿をお祝いするほか、住み慣れた地域の中で生きがいをもって安心して暮らすことができるよう、さらに一人ひとりが積極的に健康保持増進活動に取り組めるよう、各種団体や町内会等との連携の

と、地域における交流活動や老人クラブ等の組織活動の活性化に努めてまいります。

また、三川町シルバー人材センターへの支援につきましては、国の「高齢者就業機会確保事業」などを活用しながら、引き続き当該センターの事業展開を支援してまいります。

障害者福祉につきましては、「三川町障害者計画」に基づき、障害を抱える方々も地域で安心して生活できるよう、それぞれの適性に応じたサービスの給付や情報提供、相談支援等を継続して行うほか、通院支援や交通費助成事業などにより、日常生活の支援と社会参加の促進を図ってまいります。また、緊急時における障害者や高齢者等援護を要する方々に係る避難対策についても、家庭や町内会、民生委員・児童委員等の関係者と連携し、地域全体による支え合い活動の推進に取り組んでまいります。

保健衛生関連事業につきましては、「第2次三川町健康づくり計画」に沿い、各種検診の実施や健康相談、健康教室、各町内会における健康まつり等の開催、さらに食生活改善推進協議会主催の料理教室など、健康増進や生活習慣病予防、健康寿命の延伸を目指して、町内会はじめ関係機関、団体等との連携による各般にわたる取り組みを展開してまいります。

母子保健事業につきましては、新たに妊娠期の学習機会となる集いの場を設け、情報提供や相談支援の機会を確保するとともに、乳幼児に係る健診と相談指導等を計画的に実施し、母子の健康保持と安定した生活が維持できるよう取り組みを拡充させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援策を展開してまいります。また、「特定不妊治療費助成事業」では、県の助成額に加算する本町独自の助成制度を継続し、不妊に悩む方々の経済的負担の軽減を図ってまいります。

健康増進事業につきましては、従来の公民館等で行われている各種がん検診や呼吸器検診等集団検診に加え、今年度から新たに荘内地区健康管理センターにおける休日がん検診を実施するなど、疾病の早期発見に繋がるよう、各種検診機会の充実に取り組んでまいります。

また、「みかわ健康マイレージチャレンジ」におけるポイント付与対象項目の拡充に併せて、町民の自発的な健康づくりへの取り組みを支援するため、体組成計の利用機会の定期的な設定など、健康相談や保健指導等による意識の高揚を図ってまいります。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、都道府県も国保の保険者となり、財政運営の責任主体となる新たな国保制度の施行まで1年余りとなり、現在、その円滑な施行に向け、国・県・市町村が協議を重ね、準備を進めているところであります。

こうした中、今年度は、平成30年度からの県単位化への移行を見据えながらも、これまでと同様に保険給付の適正化を目指し、国民健康保険税の適正課税とその徴収に取り組む一方、国民健康保険連合会をはじめ各関係機関との連携による各施策に取り組むとともに、町民の自主的な健康づくり活動への支援やデータヘルズ計画に基づく生活習慣の改善による疾病予防の推進などを継続的に展開してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、事業主体であります山形県後期高齢者医療広域連合と県内全市町村が連携して事業展開しているものであり、今後の高齢者医療制度につきましても、国保制度同様、各般の制度改正が計画されているところであり、その推移を注視する

とともに、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。

なお、これら制度改正に関する周知活動や生活困窮者からの保険料納付相談等につきましては、これまで同様、きめ細かな対応を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、本年度が「第6期介護保険事業計画」の最終年度となることから、平成30年度からの第7期計画の策定に取り組んでまいります。

特に、介護保険給付から町主体の地域支援事業に移行される予防給付の「訪問介護」と「通所介護」が、これまでのサービス水準を維持できるよう、各介護施設等の事業者指定や委託事業として実施するほか、各町内会や地域における身近な通いの場づくり等への支援策を展開するなど、関係団体等からの協力と連携強化により、介護予防事業のさらなる拡充に取り組んでまいります。

また、在宅医療介護連携事業については、鶴岡地区医師会及び荘内病院に委託することとしているほか、認知症の早期発見・早期診断や相談対応等については、町内の専門医療機関への委託を継続し、連携を密にしながらその対応に万全を期してまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

道路や橋梁、下水道等の社会資本整備につきましては、快適な住民生活や円滑な社会経済活動を支えていくため、安全で安心して利用できる社会基盤の整備と維持管理を含めた長寿命化対策を推進してまいります。

まず、道路行政につきましては、道路利用者の安全と利便性の向上を図るため、舗装劣化が著しい幹線的町道の舗装改良や浸水対策を図るための側溝整備、通学路等における安全施設の整備、さらには、冬期の安全な交通確保のための防雪柵整備に引き続き取り組んでまいります。

橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な維持補修を図り、耐用年数の延伸等による管理コストの縮減に努めてまいります。

また、県道の整備促進につきましては、両田川橋架け替え並びに東沼長沼余目線の東側延伸の早期実現に向け、隣接市町と連携を図りながら、期成同盟会を中心とした要望活動を積極的に展開するとともに、通学路の安全確保のため、余目加茂線及び藤島由良線の歩道等の整備についても引き続き強く要望してまいります。

国の直轄河川につきましては、赤川中流部河道掘削事業が計画的に進められており、引き続き助川地区等右岸地域の整備が促進されるよう、また、県の管理河川につきましても、治水対策としての支障木の伐採や土砂浚渫など適切な河川管理が図られるよう、今後も国や県に關係自治体と連携を図りながら要望してまいります。

公園や緑地等の整備につきましては、町のシンボルである赤川の自然環境を活かし、交流人口の拡大と魅力づくりを目指した「かわまちづくり整備事業」による親水空間の整備を計画的に実施してまいります。

住宅政策につきましては、住環境の整備と、住宅投資の波及効果による地域経済の活性化及び定住人口の増加を図るため、住宅の建設や取得、住宅リフォーム工事等に対する助成事業を引き続き実施するとともに、木造住宅の耐震改修工事への支援も組み入れながら、住宅

のさらなる安全性の向上を図ってまいります。また、環境に配慮した良質な住宅の整備を支援するための事業も引き続き実施してまいります。

空き家対策につきましては、今年度より相談窓口を一元化し、効果的なサービス提供を行うとともに、危険空き家の解体費用に対する補助制度により、低所得者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

昨年度に策定した住生活基本計画をもとに、安全で安心して暮らせる町営住宅のあり方や、経済的な整備手法等について検討するため、町営住宅長寿命化計画を策定してまいります。

次に、下水道事業であります。持続可能な下水道事業を目的とするストックマネジメント計画の策定に加え、今後の施設の維持管理・改築に要する経費の平準化とトータルコストの削減を図る中長期の方針を定めた下水道事業計画の更新に取り組んでまいります。

また、下水道経営につきましては、適正な施設管理と効率化による経費の削減に努めるとともに、水洗化の普及啓発による接続率の向上や使用料水準の適正化により、引き続き下水道事業経営の健全化を図ってまいります。

環境衛生分野におきましては、町内会や学校などでの出前講座等により、ごみの適正処理や減量化についての学習機会を提供するとともに、広報やイベント等において普及・啓発活動を積極的に展開してまいります。さらに、今年度は、生ごみの減量化を図るための水きり容器の活用や、資源ごみであるペットボトルの拠点回収の実証試験に取り組んでまいります。

また、衛生組織連合会や各種機関団体等との連携を強化し、廃食用油の集団回収の実施とともに、資源回収及び不法投棄防止対策事業を継続して実施してまいります。

さらには、家庭系一般廃棄物の排出抑制を図るための使用済小型家電の無料回収事業の推進、一般廃棄物処理業務を委託している鶴岡市との連携によるごみの減量化・再資源化と災害廃棄物処理計画作成モデル事業に取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、昨年度に策定した地球温暖化対策実行計画の計画的な実行と、三川町地球温暖化対策地域協議会を推進母体としたグリーンカーテンの全町的な運動を継続するとともに、温室効果ガスの削減や省資源・省エネルギー対策等に関する意識の醸成について、町民、企業、学校及び関係機関・団体等との連携により積極的に取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

まず、保育事業・幼児教育につきましては、核家族化の進展などにより乳幼児の保育希望が増え続けており、特に0歳児の保育希望が年々高まっている状況にあります。

こうした保護者の保育ニーズに応えるためには、保育園における保育者の確保が必要となりますが、全国的な保育士不足の問題は、ここ庄内地方においても例外ではない状況にあります。このため、保育士等の処遇改善を図ることにより必要な保育者の確保に努めるとともに、いのこ保育園など民間保育施設との連携により、保護者の就労と子育ての両立を支援してまいります。

また、みかわ保育園・幼稚園の園舎は建設から16年以上が経過し、経年による施設の劣化が顕著になっていることから、施設の長寿命化を目的とした大規模改修に取り組み、良好

な施設の維持管理に努めてまいります。

みかわ保育園・幼稚園に併設している子育て支援センターにつきまして、その機能の充実が求められているところではありますが、昨年度基本設計を策定した「地域交流・子育て支援施設」の開所までの間は、開設日の拡充と子育て支援専門員の複数配置などにより、子育て支援機能の充実を図ってまいります。

学童保育につきましては、保育所として使用している児童交流センターの老朽化も進んでいることから、新たに整備する「地域交流・子育て支援施設」の中に「学童保育エリア」を設けることといたしました。新施設開所までの間は、現有施設の安全管理とともに、「みかわ学童保育所運営協議会」への支援を継続し、放課後児童の保育ニーズに対応してまいります。

学校教育につきましては、生涯にわたり能動的に学び続けることができるようにするためには、子どもたちが「どのように学ぶか」という学びの質も重要であることから、自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動できる「生きる力」の育成に向け、「知・徳・体」の調和のとれた教育を実施してまいります。

学力向上対策につきましては、全国学力・学習状況調査の結果などから、学力向上の取り組みが実を結んでいるものと評価しているところではありますが、基礎・基本の定着や自ら学ぶ意欲・態度の育成は今後とも必要であるとの考えから、引き続き学力向上対策事業を実施してまいります。

教育環境の整備につきましては、課題探求型学習の重要なツールとなるICT機器の導入更新を、今年度は三川中学校において実施するとともに、小学校屋外遊具の更新や施設修繕等を年次計画的に行い、教育環境の充実に努めてまいります。

生涯学習・社会教育につきましては、町民の自主的な学習活動を促していくため、生涯の各期において、自らが選択して学ぶことのできる学習環境を整備するとともに、昨年度に基本設計を策定した「地域交流・子育て支援施設」においては、町民要望に配慮した「地域交流ホール」を整備することとしており、今年度は実施設計や施設用地の取得に取り組んでまいります。

社会体育・スポーツ活動につきましては、町内社会体育団体のより一層の連携を図るとともに、体力の向上や心身の健康保持に繋がる各種スポーツ教室の開催やスポーツクラブ等の活動を通して、より多くの町民が日頃からスポーツやレクリエーションに親しむことのできる環境の整備に努めてまいります。

以上、教育行政に関しましては総括的に申し述べましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

まず、行政運営にあたりましては、厳しさを増す財政環境を踏まえ、さらなる行財政改革を推進するため、「三川町行財政改革推進プラン」及び「三川町定員適正化計画」に基づき、事務事業の積極的な見直しを行い、コンパクトで効率的な行政運営と健全財政を目指してまいります。また、昨年度より実施している人事評価制度の取り組みにより、人材の育成と行

政運営能力の向上に努めてまいります。さらに、今年度は役場庁舎のエレベーター改修工事、防犯カメラ設置工事及び空調設備改修工事实施設計に取り組んでまいります。

次に、消防・防災関係について申し上げます。

町民の生命と財産を災害から守ることはまちづくりの基本であり、住民、地域、行政が一体となり、協働の理念のもとに取り組んでいくことが重要であることを強く認識し、今後とも、地域防災計画にのっとり、消防、警察、町内会等との連携を図りながら、総合防災訓練の実施や自主防災会の活動支援など、積極的な取り組みを展開してまいります。

まず、消防体制については、近年、特に集中豪雨に伴う水防活動の機会が増えているところであり、今後とも、地域や各職場の理解をいただきながら消防団員の確保に努めるとともに、教育、訓練及び研修機会の充実など、消防三川分署との連携をもとに活動の強化を図ってまいります。また、消防防災設備の整備では、消防積載車、及び小型動力ポンプの更新、防災用備蓄品の整備に取り組むこととしており、引き続き消防防災力の強化を目指してまいります。

次に、交通安全対策であります。交通事故のない安全で安心して暮らせる地域を目指し、交通安全教室等の開催により、子どもと高齢者の交通事故防止に努めるとともに、安全運転の徹底やシートベルトの正しい着用、さらに、反射材の活用などの取り組みを強化してまいります。

また、本町における昨年の交通事故発生件数等につきましては、人身事故件数は若干増加したものの、負傷者数、飲酒運転検挙者数は減少し、昨年は交通死亡事故も発生していないところではありますが、今年度におきましても、警察をはじめとする関係機関、団体等と一体となって、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの推進に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、不審者による声かけ事案や高齢者に対する詐欺、悪質商法等の予防・拡大防止に取り組むとともに、防犯灯点検の実施や防災行政無線、防犯パトロール車を活用しての犯罪抑止活動など、警察署、事業所及び防犯協会等との連携を図りながら、防犯活動の強化と町民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めてまいります。さらに、本町においては、町内会との連携により防犯灯のLED化を推進しているところではありますが、町が管理する防犯灯の計画的な改修とともに、町内会が維持管理する防犯灯につきましては、引き続き助成事業を実施し、その推進を図ってまいります。

結びに、市町村を取り巻く環境は、少子高齢社会や地方分権社会の進展と併せ、多様な住民ニーズや行政課題への的確な対応が求められております。このような中、本町においては、協働のまちづくりの理念のもとに、第3次総合計画の施策の実現と質の高い行政サービスの提供に努めているところではありますが、今後とも、町民との対話を重視した、町民目線に立った施策の展開を基本とし、町政の発展と町民の福祉向上のため、誠心誠意、最善の努力を傾注してまいり所存であります。議員各位をはじめ、町民の皆さま方の一層のご支援とご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。鈴木教育委員

会教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 平成29年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

教育委員会と地方公共団体の長の連携強化を目的とした、新しい教育委員会制度の施行から2年が経過する中で、本町の教育や文化の振興を図るため、総合教育会議において重点的に講ずるべき施策の協議を重ねるとともに、予算の編成や執行、保幼小中の連携における体系的な教育活動など、あらゆる分野において町長と密接な連携を図ってまいりました。

教育委員会におきましては、今年度も町民一人ひとりが充実した生活を享受できる生涯学習社会の実現に向けて、各般にわたる施策を展開してまいります。

初めに、保育・幼児教育について申し上げます。

みかわ保育園・幼稚園の園舎は、平成13年度の開園から16年を経過することもあり、屋根・外壁の傷みも顕著になっていることから、今年度は施設の長寿命化を目的とした改修工事に取り組んでまいります。

保育事業につきましては、3歳未満の乳幼児の保育希望が増えていることから、民間保育施設や広域入所制度の活用などにより、保護者の多様なニーズに応えていくとともに、みかわ保育園・幼稚園における臨時保育士・幼稚園講師の確保を図るため、さらなる処遇改善を図ってまいります。

多くの保護者からご要望をいただいている子育て支援センターの機能拡充につきましては、昨年度基本設計を策定した「地域交流・子育て支援施設」の中に子育て支援エリアを設け、そこに「大型遊具」や「うんどうスペース」を配置することで、雨の日でも利用できる自由来館型の施設として整備してまいります。

なお、この施設が開所するまでの間は、未就園児を対象とした事業の開催など、支援センター開所日の拡充を図るとともに、子育て支援専門員の複数配置や相談員の活用により、保護者の子育てを支援してまいります。

みかわ学童保育所運営協議会が運営している学童保育所につきましては、引き続き保育所運営の円滑な実施を支援してまいります。なお、児童交流センターの老朽化に対応した施設の整備につきましては、「地域交流・子育て支援施設」の基本設計において「学童保育エリア」を設けることとし、その中には空調設備の整った保育室や、思いっきり体を動かせる「うんどうスペース」の配置により、放課後児童が快適に過ごせる空間の整備を計画してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

情報化・グローバル化が急激に進展する新たな時代を、たくましく、しなやかに生きていく力を身につけるための学校教育の場においては、児童・生徒一人ひとりの個性や適性に応じたきめ細かな指導と、「知・徳・体」の調和がとれた教育を推進するとともに、子どもたちが自ら学び、自ら考え、課題を発見し解決できる力の育成に取り組んでまいります。

基礎的な学力に関しましては、昨年度の全国学力・学習状況調査における本町小中学生の平均正答率は、おおむね全国平均を上回る状況でありましたが、今年度も学校における授業

改善の取り組みや、児童生徒が主体的に学習に向かう姿勢を養うための、学力向上対策事業に取り組んでまいります。

知的・情緒障害など特別な支援を必要とする児童につきましては、異なる学年の児童が在籍する複式の特別支援学級が設置されることから、特別支援学級支援員を配置することなどにより、個に応じたきめ細かな指導を図ってまいります。

教育環境の整備につきましては、子どもたちがたくましく生きる力を育む教育活動を支えるものであることから、年次計画的に小学校屋外遊具の更新や学校施設の長寿命化を目的とした施設改修に取り組んでまいります。

また、ICTを活用した教育環境の整備につきましては、昨年度の横山小学校に続いて、三川中学校へのタブレット型端末などの導入を図り、課題探求型学習への展開を見据えた授業改善を推進してまいります。

学校給食につきましては、食物アレルギーによる除去食などの対応が必要な児童に対して、すべての教職員が同じ認識を持って対処できるように、昨年度から学校ごとに設置している「食物アレルギー対応委員会」において必要な体制整備を行い、安全安心な給食の提供に努めてまいります。また、児童数が増加している横山小学校におきましては、時間までの確実な給食提供が確保できる体制を整えてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、学びの中で生まれた繋がりを大切にし、生涯の各期に自らの学びを支援する学習環境の整備に一層努力してまいります。

児童を対象とした放課後子ども教室推進事業につきましては、引き続き学校や地域との連携を図りながら、わくわく体験塾や小学校体育館の開放事業などにより、子どもたちが自然体験や文化活動を体験できる事業の充実に努めてまいります。

「地域交流・子育て支援施設」における「地域交流ホール」の整備につきましては、パブリックコメントや策定検討委員会等でのご意見も踏まえ、使用目的に応じた機能を持つ施設とすべく基本設計を策定したところであり、今年度は施設用地の取得や地質調査、実施設計に取り組んでまいります。

文化交流館「アトク先生の館」におきましては、日本の芸能文化の鑑賞や子ども向けの寺子屋教室等を開催することにより、文化交流館の活用を図ってまいります。

生涯にわたってスポーツに親しむことは、健康の保持増進や体力の向上だけではなく、団体活動による人間形成などにも大きく貢献するものと考えられており、体育協会やスポーツクラブ、スポーツ少年団などの社会体育団体のさらなる連携を促すことにより、スポーツ人口の拡大、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

以上、平成29年度の教育委員会行政方針について申し上げますが、三川町教育大綱の基本理念である「一人ひとりが輝き、やさしさあふれるまちづくり」を改めて認識し、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、家庭・学校・地域が共に支え合いながら、教育という普遍的な力で地域の発展を支えていくことが、今求められております。

今後の教育行政の推進にあたりましては、教育に携わるすべての関係者が心を一つにして

それぞれの職務を遂行することが必要であり、子どもたち一人ひとりが安心して学び、すべての町民が生涯を通じて生きがいを感じることができる学習環境づくりに全力を傾注してまいり所存でございます。

町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、教育委員会行政方針といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 平成29年度三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

農業はこの町の基幹産業であり、食料を永続的かつ安定的に供給する生命産業であるとともに、農業が生み出す生産価値は地域経済の一翼を担い、また、広大な水田農地は、地域住民の安全な生活環境を守る地域インフラとしての重要な役割を果たしております。

しかしながら、昨今の農業情勢は目まぐるしく変化し、本町農業の中心となっている稲作農業は、米価の低下などによる経営の停滞や担い手不足などが相まって、その経営は厳しい状況に置かれております。今日的に抱える地域農業の課題を真摯に受け止めながら、将来に引き継ぐべき農業の姿を描いていかなければなりません。

農業者を代表する農業委員会は、昨年4月に改正された農業委員会法の施行を受け、町長選任による農業委員と、新設の農地利用最適化推進委員による新たな組織体制となりました。これまでも増して、優良農地を守り農地利用の最適化を推進するとともに、農業の担い手への農地集積や集約等の取り組みを進めていく必要があり、今後に予定される生産者判断による米の生産調整や、新たな収入保険制度の導入など、農業経営を取り巻く動きをいち早く捉え、地域農業の振興に資してまいります。

農業委員会は、地域農業者の代表としての自覚と誇りを持って、法令業務の適正執行と農業の現場での実践活動を通し、次のことに重点的に取り組んでまいります。

1. 農地の利用集積、遊休農地阻止への取り組み。

農地の有効活用を図るため、町内全生産組織で策定された「人・農地プラン」を基本に、山形県農地中間管理機構と連携をとりながら、農地の集積や活用、賃貸や売買の意向調査のほか、農地台帳の整備などを進め、よりよい利用集積を推進するとともに、農地パトロールを強化し、遊休農地の阻止に努めてまいります。

二つ目に、担い手・新規就農者の確保・育成の取り組み。

後継者不足の改善を図るため、現在の認定農業者の維持確保を行い、経営縮小や離農農家の農地の受け皿としての集落における人・農地プランに、農業委員や農地利用最適化推進委員が積極的にかかわってまいります。

また、新たな就農希望者に対する新規就農支援や、婚活活動をはじめ交流の大切さを意識した事業を、他市町村農業委員会と連携しながら、女性農業委員の感性を活かした事業として積極的に実施してまいります。

三つ目に、農地法に基づく法定業務の適正な執行。

農地の権利移動・転用許可等の法定業務を適正に執行するため、法定手続の適正な履行に加え、現地実査を重視し、農地情報のより正確な把握による法定業務の適正執行を図ります。また、農地の乱開発や改廃を防いでまいります。

四つ目に、情報提供、要望活動の推進。

農業者に対して、暮らしと経営に役立つ正確で新しい情報を提供するように、講演会などを企画実施してまいります。

また、要望活動については、農業振興に係る意見や要望を踏まえ、町や行政官庁に対し政策提言や意見の公表等の活動に取り組んでまいります。

庄内平野のほぼ中央に位置し一面の水田が広がる本町において、農業は将来にわたってこの地域の経済と生活・文化を支える重要な産業であります。農業が抱える今日的な課題を克服し、成長産業としての歩みが確かなものとなるよう、農業委員会はその責務を全うしてまいります。

町、関係機関、関係団体、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いしまして、平成29年度三川町農業委員会の行政方針といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、農業委員会行政方針を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時59分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前11時20分)

日程第5、請願第1号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） ただいま上程されています請願受理番号1「農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願」について、簡潔に趣旨説明を申し上げます。

平成25年度まで実施された農業者戸別所得補償制度は、主要農産物、米、麦、大豆などの生産を行った販売農業者に対して、国が標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を全国一律単価として交付する制度で、米については、生産数量目標に従って、生産した販売農業者等を対象に、10aあたり1万5,000円が交付され、経営継続を支援してきました。

しかし、その制度は平成26年度からは経営所得安定対策に切り替わり、米については10aあたり7,500円の交付金へと引き下げられました。さらには、平成30年産米からはこの交付金も廃止されようとしています。

米価はいまだ低迷が続いています。こうした状況において、農業者が所得の安定により継続的、持続的な営農を維持するためには、当面の間は、農産物の生産費を補てんする農業者戸別所得補償制度の復活が必要であると考えます。よって、国及び政府関係機関に対し、農業者戸別所得補償制度を復活させることを求めるものであります。議会での審査のほど、よろしく申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号について、会議規則第91条第1項の規定によ

り、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、13日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は13日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) お諮りします。日程第6から日程第11までの以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第6から日程第11までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第6、議第4号「平成28年度三川町一般会計補正予算(第5号)」、日程第7、議第5号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、日程第8、議第6号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、日程第9、議第7号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」、日程第10、議第8号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、日程第11、議第9号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、以上6件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第4号「平成28年度三川町一般会計補正予算(第5号)」、並びに議第5号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、議第6号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、議第7号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」、議第8号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、議第9号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも、事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたしますのであります。

初めに、議第4号「平成28年度三川町一般会計補正予算(第5号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万3,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を49億2,305万9,000円といたすものであります。

まず、歳出につきまして、その主なものを申し上げますと、2款総務費については、財産管理費における財政調整基金、ふるさと基金及び減債基金に係る利子積立金等の精査による減額及び追加補正、防犯費における防犯灯灯具更新費補助金を追加補正、戸籍住民基本台帳費における個人番号カード関連事務費交付金を追加補正、基本統計調査費における調査員報酬等を減額補正いたすものであります。

3 款民生費については、社会福祉総務費及び後期高齢者医療事業費における各種繰出金の精査による国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費を減額補正、さらに、保育園費における幼児施設等改修事業を減額補正いたすものであり、4 款衛生費については、塵埃処理費における廃棄物処理事業に係る機械器具購入費を減額補正いたすものであります。

6 款農林水産業費については、農業委員会に係る各種費用の精査により農業委員会費を減額補正、農業振興費における経営体育成支援事業を追加補正、農地費における土地改良施設等整備事業及び水田畑地化対策事業、農政対策費における多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業及び人・農地プラン推進事業、さらに、農村総合整備事業費における農業集落排水事業に係る特別会計繰出金を減額補正いたすものであります。

7 款商工費については、いろり火の里施設費における修繕料、及び工事請負費を追加補正いたすものであります。

8 款土木費については、土木総務費における地元負担金を追加補正、道路新設改良費における道路安全施設整備事業及び防雪対策事業に係る工事請負費、橋梁維持費における橋梁改修事業費負担金及び橋梁長寿命化対策事業に係る工事請負費等を減額補正、除雪対策費における賠償金を追加補正、公園費におけるかわまちづくり整備事業に係る工事請負費を減額補正、下水道費における下水道事業特別会計繰出金を追加補正、住宅管理費における住生活基本計画策定業務委託料及び住まいづくり支援事業に係る木造住宅耐震改修事業費補助金を減額補正いたすものであります。

9 款消防費については、消防施設費における消防ポンプ整備事業に係る消防ポンプ自動車等購入費、及び防災費における消防三川分署改築事業に係る工事請負費について、それぞれ減額補正いたすものであります。

10 款教育費については、事務局費における教育施設整備基金造成事業に係る基金積立金を追加補正、幼稚園費における幼児施設等改修事業に係る工事請負費、社会教育総務費における地域交流・子育て支援施設整備事業に係る謝礼等を減額補正いたすものであります。

12 款公債費については、元金に係る長期債元金償還金を追加補正いたすものであります。次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1 款町税、9 款地方交付税、12 款使用料及び手数料、13 款国庫支出金、14 款県支出金、15 款財産収入、17 款繰入金、18 款繰越金、19 款諸収入及び20 款町債に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費については、戸籍住民基本台帳費における個人番号カード関連事務費交付金及び農業費における農業基盤整備促進事業負担金について、平成29年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正については、事業費の補正及び確定見込み等により、既定の限度額5億8,170万円を5億5,070万円に減額補正いたすものであります。

続きまして、議第5号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。2 款保険給付費につきましては、医療費等の給付実績と今後の給付見込額を推計し、一般被保険者療養給付費及び高額療養費、並びに退職被保険者等療養給付費を追加補正、7 款共同事業拠出金につきましても、所要額の確定等により追加補正するとともに、3 款後期高齢者支援金等、6 款介護納付金につきましては、国庫支出金の増減により財源更正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1 款国民健康保険税、3 款国庫支出金、5 款前期高齢者交付金、6 款県支出金、7 款共同事業交付金、9 款繰入金及び 10 款繰越金に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,750 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 8 億 3,800 万円といたすものであります。

続きまして、議第 6 号「平成 28 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料等の負担金を推計し、追加補正いたすものであり、4 款諸支出金につきましては、平成 27 年度負担金の精算による一般会計への繰出金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1 款後期高齢者医療保険料、3 款繰入金、4 款繰越金、5 款諸収入にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 120 万円を追加し、補正後の予算総額を 7,910 万円といたすものであります。

続きまして、議第 7 号「平成 28 年度三川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。4 款地域支援事業費について、生活支援サービス整備事業における地域支え合い推進員に係る賃金等を減額補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3 款国庫支出金、5 款県支出金、及び 7 款繰入金について、減額補正いたすものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 201 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額を 8 億 9,692 万円といたすものであります。

続きまして、議第 8 号「平成 28 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1 款総務費につきましては、消費税額の確定により消費税を、並びに施設管理費に係る修繕料を追加補正いたすものであり、2 款公債費につきましては、長期債元金償還金、長期債利子償還金を追加及び減額補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出補正費目に伴い、3 款繰入金及び 6 款町債にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 45 万 4,000 円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 5,180 万円といたすものであります。

また、第 2 表地方債補正につきましては、農業集落排水事業債の追加により、借入限度額

を4,660万円といたすものであります。

続きまして、議第9号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、消費税額の確定により消費税を追加補正、2款事業費につきましては、最上川下流流域下水道庄内処理区建設負担金を減額補正いたすものであります。

3款公債費につきましては、長期債元金償還金、長期債利子償還金を追加及び減額補正いたすものであります。

歳入につきましては、額の確定や歳出の補正費目に伴い、4款繰入金及び7款町債にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ478万円を減額し、補正後の予算総額を3億4,424万1,000円といたすものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、下水道事業債の減額により、借入限度額を8,140万円といたすものであります。

以上、議第4号から議第9号まで一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私の方から、まず最初に12ページの3款の民生費、2項3目の保育園費の中で、3の幼児施設等改修事業と併せまして、16ページの方の10款教育費の中で、やはり幼稚園費ということで、同じ幼児施設等改修事業でマイナスの方が425万円ずつ上がっております。この理由についてお伺いしたいです。

あともう一つ、13ページの方で6款の農林水産業費の中で1項5目の農地費、2の水田畑地化対策費ということでマイナス419万6,000円ほどになっております。その理由もお伺いしたいです。

あと、最後にもう1点ですが、14ページの方の土木費であります。2項2目の道路新設改良費の中で、2で町道防雪柵設置工事請負費ということでマイナス1,100万円ほどになっております。あと、3目の橋梁維持費ということで、橋梁長寿命化対策費がマイナス1,395万7,000円となっておりますので、その理由をお伺いしたいです。

○議 長（小林茂吉議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 12ページと16ページに記載しております、幼児施設等改修事業での工事費の減額の件でございますが、これにつきましては、当初予算において冷房設備の整備工事を計上しておりましたが、それぞれ保育園、幼稚園合わせて計上しておりました。冷房設備工事におきまして、入札の請差が生じまして、基本的にはこの工事費の減額を今回補正計上したものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の水田畑地化対策事業の減額の理由でございますが、これにつきましては、水田畑地化事業、2種類の事業がございまして、本年度計画しておりましたのが転作畑対策事業負担金という形で予算化をしておりました。

当初、事業費が8,474万ほどということで、これに対する町の負担、15%ほど出ますが、こちらの方の予算が1,271万という予定でございましたが、事業費等が大幅に減額になりました。いわゆる事業が縮小になったということではなくて、事業費自体が使わないで済んだというような説明も受けております。

もって、町費にかかわる部分についても487万ほど減額になり、一方で、もう一つの事業、転作畑対策事業費、こちらの方については予定はなかったんですが、予算の関係で、29年度に取り組むべきところを、若干なんですけど前倒しで実施したと。以上の二つの事業の差し引きの関係で、今、減額が400万ほど出ているという状況になっています。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 初めに、14ページの防雪対策事業の減額要因、それから、次の15ページの橋梁長寿命化対策事業の減額要因も質問があったわけでございますけれども、いずれにしても、大きな減額要因としましては、こういった事業に関しましては、国の社会資本整備総合交付金を活用しての国の補助事業となっております。この国の補助事業に関しましては、当初予算の段階で前年度のヒアリングを通じて要望を上げるわけですが、要望を上げて、その年度当初に内示額というものが示されるわけですが、28年度にあたっては、その内示率が全体にわたって5割から6割程度の措置率、要望に対してまず半分程度しか措置されなかったといった結果がございました。

その後、国の経済対策等で2次補正とか3次補正といったものもあるわけですが、28年度についてはそういった対象事業も本町においてはなかったということで、国からの措置率が下がった分、事業実施についてはその後行われなかったということでございまして、特にこの防雪対策事業につきましては、当初3,000万ほどの事業費を見込んでいたわけですが、その半分程度しかできなくなりましたし、同じく橋梁長寿命化についても、28年度は青山橋の改修工事をすべて完了する予定でございましたが、2,005万円に對しましてやはりその半分程度しか措置がならなかったといったことで、大きく減額せざるを得なかったといった状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今の説明ですと、まず、幼稚園の方の施設ですと800万円の請差が出ているということでありまして、冷房設備の方を入れたい、更新しなくてもいいという状況の中で800万円の請差が出たということで理解してもよろしいでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） この冷房設備の入札にあたりましては、いわゆる低入札の状況になりまして、設定額よりも大幅に低い額で入札がなされました。内容をただし精査いたしまして、十分その金額でも落札業者が工事を施工できるという見込みが私ども所管課の方でも確認をいたしましたので、その額をもって締結したところでございます。

金額といたしましては、当初予算が3,000万で冷房の方が入ってございましたけれども、実際の落札価格については1,533万6,000円ということで、半額でございました。

これに伴いまして、工事費の今の800万ということでございましたが、単純計算でいきますとそうなりますが、この幼児施設等改修事業については、当初予算において冷房設備の他に屋外遊具の更新事業も入ってございました。ですので、この請差を使いまして屋外遊具の方を当初よりも前倒しをして実施しておりますので、詳細については先程申し上げた800万とは食い違う面がございますが、基本的にはこの減額理由は冷房設備工事の低入札による請差を減額したものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 私から4点ほど質問させていただきたいと思います。

初めに、7ページ、13款になります。国庫支出金の中から個人番号カード交付事業費補助金、増額なされているわけですが、その数字の根拠といいますか、発行枚数や人口にかかわって交付金の額が変わるものかどうなのかということ。併せまして、関連しますけれども、11ページ、2款総務費に戸籍住民基本台帳費として同額予算計上しております。先程の説明で明許繰越という説明がありましたが、どのような事業を予定しているのか、教えていただきたいと思います。

次に2点目、13ページ、6款の多面的機能支払実施状況確認業務委託料というものがあります。今年度の予算額同等が減額になっておりますけれども、予算した意図は何だったのか。これが行われなかったことについて支障はなかったのかということをお知らせしていただきたいと思います。

3番目に、16ページ、10款教育費、地域交流・子育て支援施設整備事業の中に謝礼という部分があります。大きく減額してありますが、これは誰に対してどのような予定だったのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、介護保険特別会計補正予算の4ページになります。4款2項7目生活支援サービス整備事業費。今年度からの事業かと思いますが、どのような事業の予定だったのか。サービス自体には支障はなかったのか、お願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 7ページの個人番号カード交付事業費補助金につきましては、通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る補助金が国の方から補助として入ってくるものでございます。これにつきましては、発行の枚数等もございますが、国の方で、人口等の規模によりましてこの数字が示されてくるというふうになってございます。

今回追加補正いたしましたのは、国の方から237万2,000円の交付決定がなされたことから、既決の予算を上回る部分の追加をいたしましたものでございます。

11ページの個人番号カード関連事務費交付金につきましては、この国の方からいただきました補助金そのままを、個人番号カードを製造、発行しております地方公共団体情報システム機構の方に支払うものでございます。同額がそのまま支払いになるという形になってございます。

また、今回5ページで、繰越明許ということで57万7,000円を上げさせていただいております。これにつきましては、今年度補助交付決定いただいている金額のうち、この57万7,000円について、総務省の方から繰り越しを想定している旨の連絡が入りまして、これにより事業実施市町村にあつては歳出予算において繰越明許の議決をとということでの指示があった次第でございます。そういったことから、今回その対応をさせていただいたところで

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の多面的機能支払交付金事業、このうちの実施状況の確認業務委託129万6,000円、当初予算、あつたわけですが、これについて同額を減額、その理由でございますが、当初予算を編成する際については、町としてする業務確認について委託できるという形で所要の予算を計上いたしました。しかしながら、新年度に入りまして、その予算がつかないというような連絡を受けまして、急遽、町として、係として対応できる部分で対応しようといった形で、この金額については減額のうえ、業務については係で対応したという状況でございます。したがって、当初つけた予算について、今回全部落とすということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 16ページの地域交流・子育て支援施設整備事業の謝礼の減額でございますけれども、この基本設計を作るにあたりまして、これまで私ども教育委員会の方で手がけてきた施設としては、近年では三川中学校の校舎建設にあつての基本設計がございますが、この際については、これまでデザインコンペという形で業者を指名いたしまして、その業者からイメージパース等を作っていただいて、そのデザインをもとに業者選定を行ってまいりました。その際、そのイメージパースを作るには経費が結構かかるものですから、その一部を謝礼として支払いをしていたわけでもございましたので、今回の施設整備についても基本的にはデザインコンペ方式を使おうということで、5者を念頭に置きまして、この謝礼を計上したものでございます。

しかし、最近の入札にあたりましては、デザインだけではなく、その設計業者の能力を重視するべきだということで、今回の施設の基本設計業者の選定にあつては、プロポーザル方式という提案型の入札を行いました。その中で行ったがゆえに、謝礼が必要なくなりましたので、プロポーザル方式の審査会の審査員の謝礼のみで済みました関係で、今回の減額となったものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 介護保険特別会計にかかわります補正予算についてのご質問でございますが、事業内容といたしましては、生活支援サービス整備事業という事業にかかわる減額の補正でございます。中身といたしましては、当初設置を考えておりました地域支え合い推進員の配置がかなわなかったということから、その方に係る人件費等について減額補正させていただく内容でございます。

実際に、この地域支え合い推進員の方が配置になった場合については、今現在も行われて

おります各町内会等でのサロン事業、あるいは福祉センターで委託しております配食サービスといったような事業につきまして、地域との連携を一層図るという業務をお願いするという考え方でおったところでございます。

今現在もこの推進員については配置になっていない状況ながら、それぞれ役割分担いたしまして、サービスの提供については継続しているという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） マイナンバーカードのことについて、少し詳しくお願いしたいと思うんですけども、マイナンバーカード、今年何枚ぐらい発行されたのかということと1点、それから、マイナンバーカードのメリットといたしまして、コンビニ等で住民票を発行できるといったことをよく聞くわけですけども、当町についてはそのような予定はないのか、お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 個人番号カードでございます。この2月28日現在で494名の方が申請しているというふうに報告を受けております。まだ手元の方に届いていない方もいらっしゃいますけれども、まずは少しずつですが伸びている状況です。

また、コンビニ交付につきましては、本町におきましても、毎年度予算計上の際、そういった部分が必要かということで、慎重に検討しているところでございます。ただ、費用対効果といいますか、他の実施市等の実績、件数等からしまして、初期の必要経費、また、毎年必要となる経費、そういった部分が相当大きいものですから、現在のところは実施にまだ至っていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時58分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

○議長（小林茂吉議員） 質疑を許します。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 4点ほど質問させていただきます。

最初に7ページ、歳入第1款1項町民税の件ですが、法人町民税が1,370万ほど減っておりますけれども、たぶんこれは税収入が少なくなったというふうに思いますが、その要因について、中身についてでしょうか、お願いいたします。

それから、13ページ、6款農林水産業費の中で、先程関連も若干ありましたが、多面的機能支払交付金事業と環境保全型農業直接支払交付金事業が減額になっておりますが、これは取り組みの農業者が計画よりも少ないということなのでしょうか。

同じところで、青年就農給付金事業交付金が349万1,000円ほど減っておりますが、これも見込みよりも給付金を受ける申請が少なくなったということなのか、お伺いしたいと思います。

もう1点、15ページの8款土木費、かわまちづくりの整備事業ですが、1,900万減額、これはたぶん国の方から予算が来なかったためかと思いますが、この事業は本来はどういう事業内容で取り組む予定でいたのかを教えてくださいたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 法人町民税の減額の要因でございます。こちらにつきましては、製造業また小売業について、前年度と比較してだいぶ減額となっております。決算の内容等については、法人税については申告の際に町の方に出されるわけではないので分からないところですが、製造業につきましては設備投資等が考えられているところです。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 最初に、多面的機能支払交付金事業及び環境保全型農業直接支払交付金事業、両事業についての減額の理由でございますが、多面的機能支払交付金事業につきましては、実際に計画されたものについて変更等加わりまして、その結果としての減額になります。

それから、環境保全型農業直接支払交付金事業でございます。こちらにつきましても、同様に計画された事業に対して、途中で変更があったことによる実績との差が出ましたので、それが減額の理由になります。

それから、青年就農給付金に関することでございます。こちらにつきましては、年間の給付額が1年間で150万円というような基準がございます。当初、すでに認定されている2名の方と新規で想定された2名の方、計4名の方にそれぞれ150万円の600万円ということで予算を計上したところでございますが、現時点において、うち1名の方はいわゆる給付の要件になっています所得が350万を超えたので対象外になった方、それからもう一方は、申請の希望は当初あったんですが取りやめされた方がおります。

ですので、1名の方については予定どおり150万円が給付され、また、もう一方については、実はこれも新しい基準がありまして、100万円から350万円までの所得についてはその金額に応じて給付金の額が変わります。ですので、もう1名の方については150万円に届かない金額での支給ということで、計画した方に比べて、2名に対しての支給となった結果として減額補正をお願いしているものです。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） かわまちづくり整備事業の減額要因としましては、ご質問にあったとおり、国の補助金の内示等の減額よっての減額要因でございます。

それから、本年度予定されていた整備箇所というご質問でしたけれども、それにつきましては、本年度実施しております休憩広場と駐車場、田田大橋より下流側の堤外地でございますが、そちらの方の休憩広場と駐車場の整地工事、それから上物整備の一部についても当初は計画していたところではありますが、本年度については表土の剥ぎ取りと敷砂利、それから排水溝工事といった下物の整備にとどまったところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今の件についてもう少し質問させていただきますが、歳入の法人町民税の減少が製造業と小売業だというお話がありましたが、製造業に関しては設備投資による経費がかかったということで所得が減ったという意味は分かりますが、小売業についてですと、もろに経営状態が良くない業態になってきているという感じを受けますが、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

それから、先程農政対策費の中で、多面的機能と環境保全支払の変更という話がありましたが、どういう格好の変更になったかお伺いしたいと思います。以上。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 小売業ですが、その主なものにつきましては、猪子地区にあります商業施設になっております。ということですので、本町単独の法人ということではなくて、全国展開しているもの、また、広域で展開している商業施設というふうに捉えております。

そういったことから、消費の低迷とまではいかないと思うんですけども、そういったことが要因ではなかろうかと思われまます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） まず最初に、多面的機能支払交付金事業の内容でございますが、ご存知のとおり、農地維持活動ですとか地域資源の質的向上活動、さらには6組織が取り組んでおります長寿命化といわれる活動、3段階がございます。それぞれの23の組織が、具体的にどういった内容で取り組むかということ当初から計画をしまして、それを実施するわけですが、その中で、今言った三つの内容の中のメニューについて取り組みができなかったとか、いろんな事情で計画どおりにならなかった部分について、実績との差が出てきているところでございます。それに絡む予算としても、合算しての話になりますが、減額という形になったところでございます。

それから環境保全型農業直接支払事業、こちらにつきましても、メニューとしては堆肥の散布、なつみずたんぼ、IPM防除、それぞれがございまして、同様に、組織として、個人として計画して実施する予定だったものができなかったり、もしくはメニューを入れ替えたという場合もございました。なので、計画と若干違った部分が予算の減額に反映されたということになります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私から何点か質問いたします。

まず初めに、11ページ、総務費の防犯費です。防犯灯器具更新費補助金ということで75万であります。当初は100万あったんですが、これが75万。たぶん、各町内会のLEDの防犯灯のつけ替えの補助だと思っておりますが、大概、今もうほとんどの町内会は総会が終わったかこれからというところで、年度内の取り替えというのではないのではないかとこのように思います。

それで、今ここに上がっているのは新年度の予算ではだめだったのか、今回補正を組んでつけるというのはどういうふうな意味があるのかということでお知らせください。

続きまして15ページ、土木費の除雪対策費で、先程事件の方で除雪の際にマンホールを壊したということで、その内容は十分分かりますけれども、やはり除雪が、雪の中にマンホールがあればこれは壊れていくというものでありまして、今新しく県の方で直しているということでしょうけれども、これ、除雪対応型のマンホールというものがあって、除雪車が来ても排土板が角に引っかからないようなマンホールというのがあるわけですが、その辺の対策、

賠償ですので請求されたものを払うんでしょうけれども、今後同じものをつければまた同じく壊してしまうというふうなところがあるので、その辺、県の方との打ち合わせというか、要望なんかはしているのでしょうか。

続きまして、同じページの9款消防費、消防ポンプ自動車等購入費ということで41万7,000円、自動車ポンプの請差というふうに思われます。それで、今年度入れた消防ポンプの方で、予算がなくて、自動車は買ったけれどもポンプの方が来年だというふうな話を聞いております。この余った予算でポンプ取り替えというのはできなかったのかと思います。その辺、ひとつ説明をお願いします。

それから、ページ戻りまして14ページ、同じく土木費の橋梁維持費であります。橋梁改修事業費負担金ということで、予算を見ると、予算のときに聞いたのが950万ということで、鶴岡市が管理している勇橋、この補修ということで負担金を予定していましたが、直っていないということで、鶴岡市から何かやらなかった理由と、あと、950万見ているんですが、943万円、7万円が減っているんです。7万円は事業をやらなかったんですけれども、何に使ったのかなというところで説明をお願いします。

最後に、少し分からない部分もあって質問になるかもしれませんが、農業集落排水事業特別会計の方であります。農業集落の5ページ、公債費（利子）ということで、長期債利子償還金が76万6,000円減っています。利子というのは元金掛ける利率というふうになっているわけですので、これは元金が減ったのでしょうか。それとも近年の低金利ということで利息が減って減ったのか、その辺、ひとつ教えてほしいと思います。

それから、これは分からないので教えてほしいんですが、歳入の方で一般会計からの繰入金金が2,754万減って、資本費平準化債というのが2,300万増えているということで、これは一般会計を減らして平準化債にしたという、この辺のからくりというのが私は理解できないものですから、分かるように教えていただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 2点のご質問にお答え申し上げます。

1点目の、防犯灯のLED化に対する補助の関係のご質問でございますが、12月議会を終えまして予算残額が減ってきた中で、私どもといたしまして、各町内会に今後の年度内のLED化への取り組みの調査を行ったところでございます。その中で、3月まで、今後予定されている町内会灯数でございますが、8町内会で50灯ほどの防犯灯のLED化に組みたいというような調査結果が出たものですから、それを受けまして、それに対する必要額を今回3月補正ということで挙げさせていただいたところでございます。

2点目の、消防ポンプ整備事業の関係でございますが、この消防ポンプ等の整備につきましては、三川町消防団との協議によりまして更新計画を立てております。平成28年度におきましては、成田新田の積載車、押切下町の軽積載車ということで、この二つの更新を予定しておりまして、計画に沿って予定どおり実行したところでございます。平成28年度におきましては、この他の計画はございませんでしたので、この二つだけの更新ということで計画どおり行ったものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） まず1点目の除雪対策費に係る賠償金に関しまして、マンホールの復旧方法ということでしたけれども、これにつきましては、県の方と復旧命令書という形で、原型復旧という形でいただいております。そういった除雪対応型のマンホール等の協議はなかったところでございます。原因としては、やはり排土板の下げすぎによる損傷ということで、同じ路線でも実は県の方で段差があるところはすでに事前に直していただいたマンホールもあったんですが、今回破損したマンホールについてはその対象にはなっていないところでございます。

それから、2点目の橋梁改修事業費の負担金の関係ですが、これについては、当初予算の段階におきましては鶴岡市の境界にかかる勇橋の改修費用ということで、その工事費の半額を町の方で負担するという内容のものでございました。これについては、本年度は国の補助金配分がなかったということで、鶴岡市の方では28年度の実施は行わないということになったものですから、その負担金については減額することになったものでございます。

質問のありました7万円ということなんですけれども、これについては、実は今年度に入りまして、庄内町の方から、庄内町と唯一境界にかかる本落合橋というものがございます。その本落合橋の点検業務を庄内町の方で実施することになったということになりました。これは本年度に入ってから話ですが、本年度に入ってそういった維持管理協定といったものも、本落合橋に関してはそれぞれ折半するという内容なものですから、この維持管理の経費についても折半する必要があるのではないかといいことで、本年度、そういった橋の点検業務を行う費用のうち、庄内町の方は鶴岡市の境界の橋もまた二つほどあるんですけれども、それと同じ費用の算定の仕方ですが、全体費用のうちから本町にかかる本落合橋分の金額としまして、約7万円ほどが負担金として生ずるということで請求がこれから出てまいるというものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） まず第1点目のご質問ですが、5ページの農業集落排水事業特別会計の公債費につきまして、利子が76万6,000円の減額ということで、その理由といたしましては平成27年度分の資本費の平準化債、予算では若干利息の方を高く見積もってございましたので、それがその分、実際の借り入れの利率で計算すると76万6,000円減額になると。逆に、元利均等払になってございますので、利息が少なくなった分、若干元金の方が増えたという内容になってございます。

それから、2点目の、下水道事業の平準化債の減額と、そして一般会計繰入金を増やしているのはなぜかというご質問だったと思いますが、実は平成28年度の資本費平準化債につきましては、その算定ルールというのが決まっております。これまでの元利償還金の総額から、例えば対象外となるものを控除しまして、その年の元利償還金を出しまして、それから、その年の減価償却費をさらに控除して計算式で算定する、発行可能額を算定するというようになっているところなんですけれども、そのうちの減価償却費の計算の考え方が変わってきて、そのため、下水道事業につきましては、当初予算計上しておりました資本費平準化

債を減額せざるを得なかったということで、その分、一般会計繰入金の方は増になったというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 今の特別会計の方は、ルールが変わったということで理解しました。

それで、二つ。除雪対策費の排土板、マンホール補修ですけれども、原型復旧ということと同じものをやったということでありますが、同じものをやるとまた壊す可能性があるというふうに私は思います。その前に、道路の方を少し盛り上げるとか何とかして、マンホールの蓋に負担がかからないような方法を町でとれば別ですが、それは決まりなのかもしれませんけれども、いくら原型復旧だからといって以前と同じものをするのではなく、除雪対応型のマンホールというのがあるわけですので、その辺、もっと積極的にやれなかったというのは、何か指示を受けたからかもしれませんが、もう1回説明をお願いしたいと思います。

それから、消防ポンプ購入費、計画は自動車ポンプの購入費、積載車ということでありましてけれども、その辺、こっちで余ったものを流用ではありませんが、成田新田でしたけれども、積載車は新しいんですが積んでいるポンプは従来のままというところで、応用というか、流用してポンプ購入まではいかないものだったのかなというふうに思いますが、その辺の見解をもう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今回の復旧作業にあたりましては、当然舗装路面の周りの復旧も入っていますので、そういった段差のない形での復旧については行うこととしております。ただ、除雪対応型のマンホールといったものとなりますと、基本的には県の所有物になりますので、その辺は県と協議して、今後そういったマンホールに県の方が切り替えていくということになれば、そういったことも必要になるかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ポンプの整備についてのご質問でございますが、ポンプにつきましても、すべて耐用年数等を考慮いたしまして整備計画を定めて更新しているところでございますので、常に同時の更新ということにはなっておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 私の方から何点か質問します。

1点目なんですが、12ページの児童交流センター費の修繕料ということで11万4,000円ほどなんですが、この内容を教えてください。

それと、13ページ、廃棄物処理事業の中で修繕料の30万、この内容です。それと、機械器具購入費が101万ほど減額となっているんですが、なぜ減額となったのか、そのわけを教えてください。

それと、15ページの住まいづくり支援事業ということで、120万が減額となっているそのわけを教えてください。

それと、住宅管理費の住生活基本計画策定業務委託料の21万6,000円、その減額の理由

を教えてください。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 12ページの児童交流センター費の修繕料でございますが、児童交流センターの遊戯室の床に不具合があるため、この修繕として今回補正計上したものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） まず第1点目の、13ページ、廃棄物処理事業の中の修繕料についてでございますけれども、これにつきましては、パッカー車の修繕を計上させていただきました。

それから、機械器具購入費の減額ですけれども、これについても、今のパッカー車を1台新たに購入するということで見積入札をいたしました結果、その請差が生じたということで、その分101万4,000円の減額をさせていただいたところでございます。

続きまして、15ページの住まいづくり支援事業の120万の減額につきましては、三川町の木造住宅耐震改修事業費補助金を当初見込んで計上してございましたが、残念ながら申請がないということで、その分を減額させていただきたいという内容でございます。

それから、すみません、その一つ上の住宅管理費の減につきましては、記載のとおり、住生活基本計画策定業務委託につきまして入札を行ったところ、請差が生じたということで、その分の減額を計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 住まいづくりの方で、三川町木造住宅耐震改修事業費ということで、これは昨年度というか、2年続きでもって丸々120万が使われなかった状態になっていると思うんです。これについては本当に120万を使用するような働きかけというのはあったのかどうか、啓蒙する意味も含めて、そのことを1点お聞きしたいと思います。

それと、いろり火の里の施設費の修繕料ということで、ここはどこを修繕されたのか、その内容をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 木造住宅耐震改修の補助金についてでございますが、町の広報に補助制度の内容を掲載したり、それからホームページの方にも掲載をしております、周知に努めているところですが、耐震改修を本格的に行うとなるとかなりの金額がかかるということで、ご相談に見えられている方もいらっしゃいますけれども、なかなか実施には至っていないということで、補助金の方については今回減額補正をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 14ページのいろり火の里施設費の修繕料の増額要因でございますが、一つとしては、なの花ホールの方のホールステージの板の張り替え、調整の部分、それと、緑地広場に木製遊具がございますが、根本等本体で腐食している部分がございますので、そういった部分の腐食対応ということで修繕を行う予定としております。以上の

二つを主な修繕項目としているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 他に質問はございませんか。9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今回の補正、一般会計に関して言えば、精算の時期に入ってきたということで様々の額が確定してきたというものに対応した形だと思います。

私なりに見れば、町税が1,300万ほど減額したし、あるいは社会資本整備総合交付金、これは思わぬ減額だったと思います。そういった中で、地方交付税、それから繰越金というものこの金額を確定し、最終的に8,300万という教育施設資金を基金として積み上げたということで、非常に苦労したのかなと思っているところでございます。

その中で、同僚議員からもありましたけれども、7ページの町税の関係であります。ただいまの説明の中で、法人町民税に関して中身もいろいろ説明もありましたが、これが例えば製造業であれば機械設備投資に回ったということで、今後発展が期待される部分もあるわけでありまして、逆に小売業であれば、この消費の低迷あるいは業者の入れ替え等含めまして、不透明な部分もあると。こういった説明の中で、では、今後この法人町民税に関して言えば、やはり減額の傾向が続くのかどうか、その辺の分析はどうされていますか。お願いします。

それから、先程ありました同じ7ページの国庫支出金の中の社会資本整備総合交付金。確かこれは60%補助の、地方自治体にとってみれば非常に有利な交付金なわけなんですけど、先程の説明にありました、当初要望、ヒアリングの段階からの要望に対して内示が5割、6割ということだったと思います。この時間的な問題をひとつ伺いたいわけですが、国の予算に積み上げる要求というものはたぶん秋頃にやるのだと思いますし、内示というのはやはり当初予算を組む前にやるのだと思いますが、例えばその内示が出された段階で、もっと早い段階でこの金額変更というものはできないのかどうか。当初、今28年度末の3月ですので、その前にこの金額が確定にならないのか。そういったことで、もっと先の段階での補正が組めないのかということでもあります。その辺、1点伺いたいと思います。

それから、13ページ、先程も同僚議員からいろいろありましたけれども、農政対策費の関係であります。

一つは多面的機能支払事業の関係ですが、説明ではその事業、計画どおりにならなかった、あるいは変更になったためということだったんですけども、この事業の特徴として、例えば、各事業主体において計画されたものができないとしても、5年間の継続期間の中でその部分を繰り越しながら次年度に回すことができるという制度になっているわけでありまして、そういった措置がされないで取り組み自体、全体を取りやめになったのか、その辺、伺いたいと思います。

それから、同じように過年度の交付金の返還金というものが生じております。歳入の部分でも12万、13ページの歳出の部分でも9万ほど。これも、今の制度の中では、5年間の事業経過の中で、最終年度の5年を過ぎた段階で返還額が決まり、その翌年度に返還するというような制度だったと思いますが、今ここに返還金があるというのは、27年度あるいはたまたま26年度部分もあるかもしれませんが、そういった年度の途中で返還金が生じるというのは少し理解できないんですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、環境保全型の交付金の関係ですが、当初予算が2,000万ほどだったので、その4分の1ほどが要するに個人の理由で、あるいは団体の、事業主体の理由でキャンセルになったという言い方がいいのかと思います。

それで、この当初計画の計画性、個人の責任という部分が多いわけですが、計画性についてもう少し精査した中で取り組むべきかと思いますが、その辺、どうのお考えか伺いたいと思います。

それから、先程の同僚議員の質問の関連で、下水道事業の特別会計の中で、説明が逆なのではないかと私は思ったのでもう一回確認しますが、下水道事業会計の4ページ、歳入の、一般会計の繰り入れと平準化債の関係です。先程の説明では、減価償却費の計算方法が違ったために、平準化債を減額してその分繰り入れが増えたというように私は聞いたのですが、この説明書を見ればまったく逆なわけで、その計算方法の変更によって平準化債の枠が増えたということで、その分、一般会計の繰り入れは減ったというふうに読み取れるわけですが、それでいいのかどうか、もう一回確認します。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 法人町民税に係る今後の見通しというご質問でございました。

法人町民税については、昨年度も大幅に減額補正をさせていただいております。今年度につきましても、当初、それを踏まえて低めに予算計上したところですが、結果、このように、さらに減額補正という状況に至ったところです。

来年度以降という部分でございますけれども、全県的に見て、法人税についてどのように見込んでいるかということで昨日資料を見ておりました。半分以上が来年度減額というふうに見ております。また、半分よりは少ないんですが、増というふうに見込んでいる都道府県もございました。

そういったふうで、見込みとしましては、経済状況、国だけでなく海外との状況もございますし、そういった意味合いで、見込みというのははっきり言って大変難しい状況でございます。

そういったことから、今年度の状況を踏まえて、まず来年度予算については計上というふうな姿勢でおります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 社会資本整備総合交付金の減額時期の関係で、金額変更の内示時期以降の取り扱いなわけですが、例えば平成27年度、昨年度にあたっては第3次補正で追加補正ということで、逆に3月の今の時点で追加で補正した場合もあったわけでございます。

そういったことで、年度年度でいろいろ国のそういった政府の予算の関係で、2次補正あるいは3次補正の状況によって金額が変わってくるというようなことで、そうしたときに、当初の内示がなかった時点ですぐに減額した場合、その後、よく秋頃に2次補正といったものがあるわけですが、そういった場合にまた予算を上程してそれから予算執行、どうしても大型事業になりますと入札行為等の事前準備等、やはり時期を要するというようなこ

ともありますし、そういったことで追加配分があった場合にすぐ対応できるメリットとしましては、まず申請額が、その後の追加配分を期待してぎりぎりまで、28年度についてはそういった対応をしてきたといったところであります。

本町に限らず、そういった措置率が低いといったことは全国的な課題になっておりますので、29年度予算についてはある程度そういった措置率等を見込んでの予算計上の方法もあろうかと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 多面的機能支払交付金事業に係る予算の減額、それから併せて返還金についてでございます。議員ご質問のとおり、この制度の仕組みとして、計画最終年に精算する、単年度、単年度で余った部分については持ち越すというような仕組みがございます。私もそれを分かったうえで、今回については単年度分の減額だというふうに理解しておりましたが、これについては一度確認させていただいて、後程お答えさせていただきたいと思っております。

2点目の環境保全型農業の直接支払交付金事業、確かに今回の減額について、当初予算が2,000万円ということで盛ってございます。個人等取り組むメニューを変更したり取りやめたり、いろんな形の中で、こういった補正額、減額が出たということでご説明申し上げたところですが、考えてみれば、個人の積み上げ、計画の積み上げ、さらにはそれをまとめた組織、グループとしての申請という形にはなっております。あまりにも大きな動きがございますと、やはり全体としても好ましくない状況ではあるかと思っておりますので、これについては今回の状態も加味しながら、実施者と実施組織と検討してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 資本費平準化債のご質問でございましたけれども、先程ご説明申し上げましたのは、下水道事業特別会計の補正予算の方で4ページに記載しておりますが、下水道事業特別会計につきましては、資本費平準化債を380万ほど減額しておりますが、一般会計繰入金につきましては192万増額をしてございます。ただ、逆に農業集落排水事業の方になりますと、資本費平準化債が230万追加でございまして、ほぼそれに匹敵する275万4,000円、一般会計繰入金を減額するという予算計上でございます。

なお、先程資本費平準化債の計算方法の変更の中で、当該年度の元利償還金と、私、説明しましたけれども、元金償還金の総額からそれまでの資本費平準化債の借入額等を引きまして、新たな方法で計算した28年度の減価償却費、その超える部分が発行可能額になっているということで、先程、元利と申し上げてしまいましたけれども、元金に訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 町税に関して、法人町民税に関しては先程答弁があったとおり、世界情勢そのものも、非常に今いろいろな意味で不安要素がどんどん出てきたということで、そういうことからすれば見通しが立たないというのも理解いたしますけれども、やはり町内の企業には、せつかくの商業施設集積地もありますので、なお一層踏ん張ってもらいたいと

思ったところでした。

それから、社会資本整備総合交付金に関してですけれども、今、補正予算という部分の話もありました。確かに今までですと様々な形で2次補正、3次補正という形で、この社会資本整備総合交付金なるものに国も相当手厚く力を入れてきたということがあるようだけれども、今の流れの中で、この交付金は減らしていくという流れがあるように思います。

今年の5ないし6割の内示というものを踏まえて、来年度以降も同じような、あるいは今以上の絞り込みというものが予想されると思いますし、その影響というのは先程申し上げませんでしたけれども、8款の土木費の工事、防雪柵から始まってかわまちづくり事業、これなんか半減しているわけでありまして、それが遅れた分、後年度に回っていくと。事業年度がずると遅れていくということだと思います。

当初予算の組み方も非常に難しいわけですが、ある意味素早い対応の中で減額した中でやっていくと。増額になった場合またプラスしていくといった手法も、この交付金活用については今後考える必要が出てくるのではないかと私は思っております。その点、どうお考えか伺いたいと思います。

それから、13ページの農政対策費の関係は、ただいまの課長答弁のとおりだと思います。特にこの多面的機能支払交付金事業、それから環境保全に関しては、ある程度法制化になっているということで、今後も引き続き国で取り組むという姿勢があるわけがございますし、こういった当初予算に対して取り組みが不十分だというような評価になるとすれば、これは非常に印象が悪いことだと思います。

今後、三川町の農業に対する取り組みというものをきちんと提示するためにも、これはぜひしっかりとヒアリング、それからしっかりと計画、その中で満額実施していくといった姿勢を求めますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 本町の場合、この社会資本整備総合交付金の活用というのが大規模事業には欠かせないと思っております。したがって、計画的な事業を組む場合にどうしても影響が大きくなってしまふということは理解しております。

現実的にそういった措置率が低いといった状況を踏まえて、29年度以降の予算の編成については、増額した場合は追加補正するといったようなことも考えた予算計上というふうを考えているところでございますし、それから、国の方ではさらに一律の補助金の率ではなくて、これからは自治体の財政力指数に応じた交付率といったものも導入されると聞いておりますので、今後そういったことにも対応していく必要があるかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 二つの直接支払交付金事業でございますが、議員がご質問で言われたとおり、法定化になりまして、よって、意味合い的には事業が安定化する、継続していただくという期待が持てるわけでございます。そうした中で計画されて予算化になり、実施する際については、満額とは言わないまでも、満額に向けて有効に活用していくという姿勢は必要かと思っております。実際に取り組む農業者とのやりとりの中で、ヒアリング等、

情報提供等いろんな形で、お互いに進む方向について先程言った有効活用ができるように取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、歳入の方であります、7ページの土木使用料で町営住宅が20万不足になりました。これは部屋が空いて家賃が入らなかったのか、あるいは修繕等で使用できなくなったのか伺いたいと思います。

続いて8ページ、農業委員会交付金であります。51万8,000円おりてはおりますが、13ページの歳出になりますと、農業委員会費の方が35万1,000円の減額となっております。このいきさつ。

そして8ページ、収入の部で、農業委員会の農地集積・集約化対策事業費補助金で120万5,000円が減額になっております。そしてこの事業がなかったからこれが減って、全体的に見れば減額、多い分の差し引きで減額というような計算で済ませているのか伺いたいと思います。

あと、9ページで、今回1,090万ほどふるさと基金の繰り入れが少なくなりましたけれども、その要因、考え方を伺いたいと思います。

あと、先程同僚議員がいろいろ火の里の施設で質問いたしましたけれども、あそこの野外遊具の点検等、あるいは看板等の足元の部分の点検等はどうなっているのか。前、役場庁舎の看板等も足が崩れて倒れたという経緯もあります。両田川橋を見ても分かります、あの周辺は川を溯上した塩害の被害、あるいは今の消雪用の薬の被害等、結構あります。旧7号の下でありますので、その辺の点検は、やっているとすればこの結果は、今回補正、遊具はやっていますが、どうなっているのか伺いたいと思います。

そして、6ページで特別会計の農業集落排水であります。修繕料30万ほど見込んでおりますけれども、この内容を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 町営住宅の使用料の減についてでございますけれども、これにつきましては、横山の町営住宅につきまして退居者が発生したということで、その後、また入居希望の申し込み等を実施しまして、現在入居予定者の方は決まっておりますけれども、その募集とか審査の期間でその間使用料がないということで、その分を減額補正計上させていただきますのでございます。

それでは、最後の農業集落排水事業特別会計の方の修繕料でございますが、これにつきましては、各処理区ごとに施設を持ってございます。予定しております一番大きいところにつきましては、マンホールと町道の段差が冬期間の除雪等で少し大きくなったところもございまして、そういった段差の解消と、併せて、今後発生する可能性のある施設の老朽化による故障等に対応するため、修繕費を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤農業委員会事務局長。

○説明員（齋藤仁志農業委員会事務局長） ご質問の農業委員会交付金、それから農地集積・集約化対策事業費補助金、それぞれ交付金については51万8,000円の増額補正のお願いと、

農地集積にかかわるものについては120万5,000円の減額補正をお願いしているところです。

両交付金及び補助金ともに、実は農業委員会活動費に充てがう財源として活用しているものでございます。また、農地集積についても、これは農地集積にかかわる業務という形で使わせていただいておりますが、その多くが人件費についても充てがっております。

その関係で、この部分で出てくる部分については、いただいている部分が歳出の方でイコールという金額にはならないわけですが、そういった内容の中で、農業委員会交付金については、実は県の会議所の方から毎年同様にこの時期になると内示という形で交付決定額が示されます。今回については多く示されましたので、その部分を増額補正をお願いするという内容になっていますし、それから農地集積についても、いろんな諸経費に充てがっていますが、その部分の実績見込みが出ましたので、その分、不用額について戻すという形になりますので、ここで減額補正をお願いしているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ふるさと基金繰入金の減額に関するご質問にお答えいたします。

このふるさと基金繰入金につきまして、充当を予定しておりました保育園・幼稚園空調施設工事請負費が850万円減額したこと、もう一つが、地域交流・子育て支援施設整備事業におきまして、謝礼及び設計業務委託料が240万減額したこの合計額が1,090万でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里施設の点検関係、破損の修繕関係のご質問でありました。

いろり火の里施設につきましては、案内看板等いろいろな施設がございます。案内看板を照らす照明灯、そういった部分の破損も先日あったということで点検、これは夏場であれば草刈りとかそういったときの点検、それから場内の清掃、冬場であれば除雪作業を行いながらの気づいた部分ということで、職員が発見した場合の点検結果ということで報告をいただいているところでございます。

今回、看板を照らす照明器具が落下していたということで、修繕の部分で対応を行いたいということで考えているところですし、予算の方で計上しております工事請負費によりまして、駐車場の方の防護柵の破損、腐食等もございましたので、そういった部分については対応をしてみたいということで考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 農業委員会に対して県よりお金が来ているわけですけれども、今回、各市町村に支出されているところとされていないところ、農地の条件であろうと思いますが、三川町は農地利用最適化推進委員がおります。それも農業委員同様、県からお金が来る対象になっているのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤農業委員会事務局長。

○説明員（齋藤仁志農業委員会事務局長） 今現在、三川町の場合については、その部分が農業委員会の経費の方には入ってございません。一般財源での対応という形になっているかと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第4号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員でございます。したがって、議第4号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第5号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第5号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第6号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第6号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第7号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第7号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第8号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第8号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第9号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩いたします。 （午後 2時10分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 2時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第12から日程第17までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第12から日程第17までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第12、議第10号「平成29年度三川町一般会計予算」、日程第13、議第11号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第14、議第12号「平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第15、議第13号「平成29年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第16、議第14号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第17、議第15号「平成29年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、平成29年度三川町一般会計予算、並びに特別会計予算5件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第10号「平成29年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,600万円といたすものであります。

地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、3億2,860万円と定めたところであります。一時借入金については、借り入れの最高額を3億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

平成29年度の一般会計予算総額は、平成28年度当初予算に対しまして、2,400万円、率にして0.5%の減となっております。その主な減額要因といたしましては、役場庁舎の耐震補強工事、非常用発電設備設置工事、議場音響設備及び保育園・幼稚園空調設備改修工事、無線情報伝達装置整備事業の完了、さらに、臨時福祉給付金等給付事業及び公債費利子償還金などの減によるものであります。

また、増額要因といたしましては、ふるさと応援寄附金推進事業、いろり火の里推進事業、及び地域交流・子育て支援施設整備事業、保育園・幼稚園施設や押切小学校の長寿命化対策事業などの増であります。

次に、議第11号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

す。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億600万円とし、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成29年度の国民健康保険特別会計予算総額は、平成28年度当初予算に対しまして1,340万円、率にして1.7%の増となっております。

次に、議第12号「平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,770万円といたしまして、平成28年度当初予算に対しまして20万円、率にして0.3%の減となっております。

次に、議第13号「平成29年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,750万円とし、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定め、また、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成29年度の介護保険特別会計予算総額は、平成28年度当初予算に対しまして4,330万円、率にして5.0%の増となっております。

次に、議第14号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,570万円といたし、地方債につきましても、限度額を4,660万円と設定したところであります。

平成29年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、平成28年度当初予算に対しまして230万円、率にして1.5%の増となっております。

次に、議第15号「平成29年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,830万円といたし、地方債につきましても、限度額を6,320万円と設定し、また、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めたとところであります。

平成29年度の下水道事業特別会計予算総額は、平成28年度当初予算に対しまして1,400万円、率にして4.0%の減となっております。

以上、議第10号から議第15号まで一括にご提案申し上げましたが、概要につきまして、引き続き所管の課長が説明をいたします。

また、細部につきましては、審議の過程でそれぞれ課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） 本案について、所管の課長より概要説明を求めます。

○議 長（小林茂吉議員） 最初に、議第10号について、石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） それでは、平成29年度一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

予算説明書1ページをご覧ください。

第一 総括的事項の1と2につきましては、町長の施政方針等と重複する面がございますので、総括的事項3から申し上げます。

3. このような地方財政計画を踏まえて、本町においては住民・地域・行政の三者による協働のまちづくりを基本に、行政需要に的確に対応した事業展開とともに、子育て支援や地域交流の促進、地域産業の振興に積極的に取り組み、町民の健康と福祉の向上を目指した予算編成を行ったところであります。

歳入では、ふるさと応援寄附金を前年度当初予算の3億円から5億円(66.7%増)と対前年度比で大幅な増額を見込んでいるものの、町民税(法人)や地方消費税交付金は減額となる見通しであることから、歳入の確保の面では依然として厳しい状況に置かれております。

一方、歳出では、新たな産業振興事業をスタートさせるほか、地域交流・子育て支援施設及び交流拠点・温泉施設の整備等事業の加速化、並びに桜木地区周辺の地域開発の推進を図ることとし、福祉・介護などの社会保障に係る公的負担も増額となるものの、役場庁舎の耐震補強や非常用発電設備、無線情報伝達装置の整備などの大規模事業が完了したことにより、平成29年度の一般会計予算は前年度比2,400万円減の43億6,600万円(0.5%減)としたところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 町税は、町民税(個人)や固定資産税、軽自動車税については所得環境の改善や住宅取得の状況等から増収を、町民税(法人)については企業活動の状況や実績等から減収を見込み、9億3,387万7,000円(前年度比0.6%増)を計上しました。

2. 地方譲与税は、地方財政計画などから推計し4,300万1,000円(同額)を計上しました。

3. 配当割交付金及び株式等譲渡所得交付金は、県交付金等交付見込みや交付実績の状況などを推計し、配当割交付金は220万円(同額)、株式等譲渡所得交付金は220万円(22.2%増)を計上しました。

4. 地方消費税交付金は、県交付金等交付見込みや交付実績から減収を見込み、1億5,300万円(3.2%減)を計上しました。

5. 自動車取得税交付金は、県交付金等交付見込みや交付実績から増収を見込み、800万円(2.6%増)を計上しました。

6. 地方特例交付金は、交付実績等から減収補てん特例交付金分の450万円(同額)を計上しました。

7. 地方交付税は、地方財政計画では減額(2.2%減)が示されたものの、これまでの交付実績、基準財政収入額及び需要額の見込みなどから、14億6,500万円(同額)を計上しました。

8. 分担金及び負担金は、負担状況及び実績などから推計し、4,068万9,000円(1.7%増)を計上しました。

9. 使用料及び手数料は、実績などから推計し2,053万8,000円(0.7%減)を計上しました。

10. 国庫及び県支出金は施策・制度の活用を図ることを基本としているが、臨時福祉給付金給付事業費補助金や選挙費委託金の皆減等により、それぞれ2億5,864万3,000円(8.2%減)、2億8,280万8,000円(2.2%減)を計上しました。

11. 財産収入では、利子収入の見込みなどから推計し、384万7,000円(32.7%減)を計上しました。

12. 寄附金については、ふるさと応援寄附金の実績等を踏まえて増額を見込み、5億2,000円(66.7%増)を計上しました。

13. 繰入金は、重点事業を中心に、各事業の計画的かつ着実な実施のため、財政調整基金3,900万円、減債基金549万6,000円、国際交流基金240万円、リーディングファーマーズ銀行基金130万円、ふるさと基金1億4,210万円、温泉施設基金2,000万円及び教育施設整備基金1,960万円をそれぞれ基金から繰入れることとし、2億2,989万7,000円(34.7%増)を計上しました。

14. 繰越金は、過年度実績等を考慮し6,000万円(同額)を計上しました。

15. 町債は、後年度の公債費負担軽減に配慮しながら、臨時財政対策債のほか交付税措置される町債の活用により、3億2,860万円(43.5%減)を計上しました。

次に、第三歳出予算の概要について申し上げます。

1. 人件費については、7億7,317万8,000円(3.0%減)を計上しました。

2. 一般行政経費は、継続的な見直しによる経費節減に努めており、施設の維持管理にかかる需用費や各種委託料など全事業にわたる減額等によって3億5,079万2,000円(5.9%減)、維持補修費は道路維持や除雪対策等の経費が増加し6,577万9,000円(137.0%増)を計上しました。

3. 扶助費は、保育委託料の増額などにより、4億4,203万9,000円(16.6%増)を計上しました。

4. 補助費等は、負担金・補助金などの更なる適正化と見直しに努めているものの、ふるさと応援寄附金の寄附者への謝礼等が大幅に増額となることから、3億1,963万5,000円(24.2%増)を計上しました。

5. 繰出金は、介護保険特別会計や下水道事業特別会計への繰出金の増額により5億3,442万9,000円(3.9%増)を計上しました。

6. 公債費は、これまでの償還計画分に平成28年度発行予定額の利子分を加え、4億7,814万4,000円(1.7%減)を計上しました。

7. 総合計画事業費については、住民ニーズを考慮した上で計画的かつ効率的な予算の配分に努めるとともに、地域交流・子育て支援施設及び交流拠点・温泉施設の整備等事業などの重点的施策を加速化させるものの、役場庁舎の耐震補強や非常用発電設備、無線情報伝達装置の整備などの大規模事業が完了したこと等により、総額11億7,362万7,000円(14.3%減)を計上しました。

8. 予備費は、過年度の実績などを考慮し1,000万円(同額)を計上しました。

第四 結びに、平成29年度の地方財政計画における一般財源総額は、地方税が伸びるほ

か、地方創生のための財源を昨年度に引き続き確保することにより平成28年度を0.7%上回る額の確保を見込んでおります。ただし、その内訳においては地方交付税が前年度対比で2.2%の減額となっており、これを補う形で臨時財政対策債の発行額を4兆452億円（前年度比2,572億円、6.8%増）としているなど、厳しい財政状況が続いております。

国は、このような状況を改善するため、「経済・財政再生計画」の2年目にあたって、これまでに行ってきた歳出改革の取り組みをさらに強化することとしており、財政健全化への着実な取り組みを進めながら、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指したとしております。

こうした中、平成29年度の三川町一般会計予算の編成にあたっては、健全な財政運営の堅持を基本としながらも、協働のまちづくりの理念のもと、社会の情勢変化に迅速に対応するとともに、施策の優先順位を見極め、重点的課題に積極的に取り組むこととしたところであります。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第11号及び議第12号について、五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 60ページをご覧ください。

平成29年度国民健康保険特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

初めに、第一 総括的事項について申し上げます。

1. 国民健康保険事業は、地域経済の変動や雇用状況等の影響を受けやすいほか、比較的医療費が高い高齢者や中高年者である被保険者の加入率が高いことなどから、これまで各種の制度改正並びに国県による財政支援策等が講じられてきましたが、平成30年度からは県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営を目指すこととなる改革が予定されております。

このような状況の中、平成30年度からの県単位化への移行を見据えながらも、これまで同様に安定的な保険事業の運営を目指しつつ、医療費の動向等を可能な限り推計して編成いたしました。

2. 給付割合については、0歳～小学校就学前8割、小学校就学～69歳7割、70歳以上の一般8割・一定以上所得者7割給付としております。

3. 平成29年度の被保険者数は1,720人と推計し、その加入率は22.8%にあたります。また被保険者1人当たり保険者負担額は、別表基礎調のとおり見込んだところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 国民健康保険税については、医療給付費分を前年度比0.6%増の1億766万円、後期高齢者支援金分を前年度比0.7%増の3,076万円、介護納付金分を前年度比4.6%減の1,887万円を計上いたしました。なお、適正な課税と一層の収納率の向上に努めることとしております。

2. 療養給付費等国庫支出金については、前年度比20.7%増1億5,000万5,000円を、3. 療養給付費等交付金については、前年度比8.6%減の3,345万1,000円を、4. 前期高齢者交付金については、前年度比10.4%減の1億5,764万円を、5. 県支出金については、前年

度比 15%増の 4,727 万 7,000 円を、6. 共同事業交付金については、前年度比 3.1%増の 1 億 7,611 万 5,000 円を計上いたしました。

7. 一般会計からの繰入金として、前年度比 4.3%減の 4,316 万円を計上いたしましたが、その内訳は、国民健康保険税軽減相当分等 3,340 万円、出産育児一時金の基準額の 2/3 相当分 140 万円、事務費分 381 万 8,000 円、財政安定化支援事業分 145 万円及び特定健診等事業分 309 万 2,000 円であります。

8. その他交付金等については、県の指導方針及び実績等を勘案しそれぞれの額を計上いたしました。

次に、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 療養給付費と療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比 1.6%減の 3 億 8,330 万円を計上いたしました。

2. 高額療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比 0.9%減の 4,310 万円を計上し、高額介護合算療養費については、21 万円を計上いたしました。

3. 任意給付関係については、出産育児一時金 1 件 40 万 4,000 円とし、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産した場合 1 万 6,000 円を加え、葬祭費 1 件 5 万円とし、前年度と同額の 280 万円を計上いたしました。

4. 後期高齢者支援金等については、前年度比 1.3%減の 8,916 万 3,000 円を、5. 前期高齢者納付金等については、前年度比 311.1%増の 33 万 3,000 円を、6. 老人保健拠出金については、前年度比 20.0%減の 4,000 円を、7. 介護納付金については、国から示されている介護納付金見込額をもとに前年度比 3.6%増の 3,926 万 6,000 円を、8. 共同事業拠出金は、前年度比 7.7%増の 2 億 134 万 3,000 円を、9. 高額療養費貸付金等は、前年度と同額の 30 万円を、10. 保健事業費については、前年度比 16.1%増の 2,219 万 9,000 円を計上いたしました。

11. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し、年間所要額を計上いたしました。

12. 予備費は、保険給付費に要する額の 3.0%相当を計上いたしました。

第四 結びに、事業運営については、保健事業費の確保と増加傾向にある療養給付費等を考慮しつつ、財政基盤の安定化に努めることとしております。

続きまして、66 ページをご覧ください。

平成 29 年度後期高齢者医療特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

第一 総括的事項につきましては、1. 後期高齢者医療は、高齢者の心身の特性や生活実態などに合った医療を提供するとともに、高齢者の医療費の現役世代と高齢者世代の負担の明確化を図ることを目的に 75 歳以上の高齢者及び広域連合から認定を受けた障害のある 65 歳以上 75 歳未満の者を対象とした保険制度であります。

平成 29 年度予算については、山形県内の全市町村で構成する「山形県後期高齢者医療広域連合」が実施する医療給付事業等の計画を踏まえて編成いたしました。

2. 医療給付については、原則として 9 割給付であります、一定以上所得者は 7 割給付

であります。また、受給対象者の世帯の町民税の課税状況等に応じて一部負担金の上限額は変動するものであります。

3. 平成29年度の受給対象者数は1,343人と推計いたしました。

第二 歳入予算の概要につきましては、1. 後期高齢者医療保険料については、前年度比0.4%減の4,049万8,000円を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金として前年度比0.3%減の3,295万2,000円を計上いたしましたが、その内訳は、事務費分690万6,000円、保険基盤安定化分2,604万6,000円であります。

3. 手数料、繰越金及び諸収入については、県の指導方針及び実績等を勘案しそれぞれの額を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要につきましては、1. 後期高齢者医療広域連合納付金については、前年度比0.4%減の7,251万2,000円を計上いたしましたが、その内訳は、保険料等負担金が6,739万円、事務費負担金が511万2,000円であります。

2. その他一般経費等については、一般会計との関連を考慮し年間所要額を計上いたしました。

第四 結びにつきましては、後期高齢者医療制度の目的を踏まえ、円滑な事業運営が図られるよう山形県後期高齢者医療広域連合との連携に努めることとしております。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第13号について、遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） それでは、68ページをお開きください。平成29年度介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

第一 総括的事項については、1. 介護保険は、高齢社会において老後の大きな不安要因である介護を社会全体で支える制度として定着しており、サービス利用者は着実に増加しております。それに伴い保険給付費も伸び続け、今後も高齢化の一層の進展により増加することが見込まれております。そのような実情を踏まえ、介護予防の推進体制の充実・強化を図るとともに、利用者や家族の希望に沿ったサービスを安心して受けられる介護保険事業の円滑な運営を目途とした予算を編成したところでございます。

2. 保険給付の割合は、原則として9割であります。一定以上の所得者は8割になっております。

3. 29年度の第1号被保険者を、2,385人と推計いたしました。

第二 歳入予算の概要については、1. 介護保険料については、平成27年度から平成29年度までの3カ年の介護保険給付費等を見込み、これを保険料算定の基礎として算出した1億5,240万4,000円を計上いたしました。

2. 介護給付費国庫負担金については、施設等給付費に負担率15.0%、居宅等給付費に負担率20.0%を乗じて算出しました1億6,114万3,000円を計上いたしました。

3. 介護保険調整交付金については、介護保険給付費に交付率8.11%を乗じて計算しました7,094万3,000円を計上いたしました。

4. 地域支援事業費国庫交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防事業については交付率 20.0%、同じく包括的支援事業・任意事業については交付率 39.0%を乗じて算出しました 838 万 5,000 円を計上いたしました。

5. 介護給付費交付金については、介護保険給付費に支払基金負担率 28.0%を乗じて算出した 2 億 4,493 万 3,000 円を計上いたしました。

6. 地域支援事業支援交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防事業に支払基金負担率 28.0%を乗じて算出しました 214 万 1,000 円を計上いたしました。

7. 介護給付費県負担金については、施設等給付費に負担率 17.5%、居宅等給付費に負担率 12.5%を乗じて算出した 1 億 2,315 万 1,000 円を計上いたしました。

8. 地域支援事業費県交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防事業について交付率 12.5%、同じく包括的支援事業・任意事業に交付率 19.5%を乗じて算出した 342 万 8,000 円を計上いたしました。

9. 一般会計からの繰入金については、介護保険給付費に負担率 12.5%、地域支援事業費のうち、介護予防事業に係る負担率 12.5%、同じく包括的支援事業・任意事業に負担率 19.5%を乗じて算出した額と事務費、低所得者保険料軽減負担金の合計 1 億 2,662 万 2,000 円を計上いたしました。

10. 介護給付費準備基金繰入金については、介護給付費に充当すべき第 1 号被保険者保険料相当額の 1,795 万円を計上いたしました。

11. その他諸収入等については、予想される項目を可能な限り設定しそれぞれの額を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要については、1. 介護給付費については、各介護サービス等の需要を可能な限り推計し 8 億 7,482 万 8,000 円を計上いたしました。

2. 地域支援事業費については、3,023 万 4,000 円を計上いたしました。

3. 財政安定化基金拠出金については、1,000 円を計上いたしました。

4. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し年間所要額を計上いたしました。

5. 予備費は、保険給付費に充てる予備費として 50 万円を計上いたしました。

第四 結びに、介護保険制度創設の目的を実現するため、円滑な事業運営が行われるよう努めるものとしておるところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第 14 号及び議第 15 号について、齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 72 ページをご覧ください。

平成 29 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

第一 総括的事項につきましては、1. 農業用水の水質保全と生活環境の改善を行い農業生産の安定と生活環境の向上を図ることを目的に推進しております農業集落排水事業は、平成 4 年度に成田新田地区、平成 6 年度に横川地区、平成 7 年度に猪子地区、平成 8 年度に青山・天神堂地区、平成 9 年度に助川地区、平成 10 年度には東郷西部地区（尾花・東沼・すみよし）が供用開始したことにより、すべての事業を完了いたしました。

また、門前地区の小規模集合排水処理施設整備事業につきましても平成11年度に供用開始となったことから、これらの処理施設の維持管理経費について予算を編成いたしました。

第二 歳入予算の概要につきましては、1. 使用料及び手数料につきましては、使用実績が前年度と同程度と見込み3,831万1,000円（同額）を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金は、公債費の元利償還費などの財源として6,988万5,000円（同額）を計上いたしました。

3. 町債につきましては、将来にわたる財政上の運営を十分考慮し、4,660万円（5.2%増）を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要につきましては、1. 総務費のうち一般管理費につきましては、維持管理のため人件費を含め601万円（14.2%減）を計上いたしました。

2. 総務費のうち施設管理費につきましては、成田新田地区、横川地区、猪子地区、青山・天神堂地区、助川地区、東郷西部地区並びに門前地区の施設管理運転経費等2,592万6,000円（4.8%増）を計上いたしました。

3. 公債費につきましては、1億2,361万4,000円（1.7%増）を計上いたしました。

第四 最後に結びとしまして、事業運営につきましては、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する施設に対しその予防的修繕等も行いながら、安定的な農業集落排水事業経営に努めるものとしております。

次に、77ページをご覧ください。

平成29年度三川町下水道事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

第一 総括的事項につきましては、1. 快適な生活環境の確保と最上川流域の水質保全を図るため最上川下流域下水道事業に合わせ整備しております平成5年度採択の公共下水道事業は、平成28年度末までの供用区域の維持管理経費を計上するとともに、事業認可区域の整備を推進するため可能な限り事業費を推計し、予算を編成いたしました。

第二 歳入予算の概要につきましては、1. 分担金及び負担金については、新たな宅地開発等の予定がないため100万3,000円（同額）を計上いたしました。

2. 使用料及び手数料については、使用実績が前年度と同程度と見込み8,829万8,000円（同額）を計上いたしました。

3. 国庫支出金につきましては、国の動向等を勘案し、985万1,000円（42.7%減）を計上いたしました。

4. 一般会計からの繰入金は、公債費の元利償還費などの財源として1億7,594万4,000円（11.6%増）を計上いたしました。

5. 町債については、将来にわたる財政上の運営を十分考慮し、6,320万円（28.3%減）を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要につきましては、1. 総務費については、一般管理費として、維持管理のための人件費を含め8,183万8,000円（1.2%減）を計上いたしました。

2. 事業費については、公共下水道事業の計画策定事業及び建設負担金等を推計し、4,122万6,000円（29.3%減）を計上いたしました。

3. 公債費については、一時借入金の利子分を加え、2億1,493万6,000円(2.0%増)を計上いたしました。

第四 最後に結びとして、事業運営については、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する施設に対してその予防的修繕も行いながら、安定的な下水道事業経営に努めるものとしております。以上でございます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で本件の提案理由及び概要の説明を終了します。

○議長(小林茂吉議員) お諮りします。本件については、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) お諮りします。ただいま、予算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、3月21日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は3月21日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会します。

(午後 3時15分)

平成29年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年3月14日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	吉田直樹 書記
五十嵐章浩 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 2 日 3月14日(火) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 5名

 日程第 2 請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)
 請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者1人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔におのおのその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

1. 三川町地域公共交通について

1. 全国的には高齢者による交通事故が増える傾向にあり、高齢者の運転免許を返納するように動いています。

しかし、本町での移動手段として自動車は欠かせません。高齢者や交通弱者の移動手段は個人の問題ではなく、行政も積極的に考えていく重要な問題だと考えますが、町の考えと対応を伺います。

2. 本町に進出する企業の社員の通勤や移住しようとする時に、交通手段がネックになっていると聞いています。町の考えと対応を伺います。

2. 空き家問題について

1. 本町では平成26年9月より「三川町空き家等の適正管理に関する条例」が施行されました。

施行後の効果と今後の取り組みについて伺います。

2. 利活用可能な空き家について、町ではホームページに「空き家バンク」を設け活用を促していますが、その効果と今後の取り組みについて伺います。

3. 三川町の野生動物対策 1. 近年、ハクビシンを主に野生動物による農作物や住宅への被害で困っている町民の声を多く聞きます。

野生動物被害の対策は、個人レベルでの対応では解決しにくく、地域で対応するのが効果的だと考えます。町の考えと対応を伺います。

平成29年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、三川町地域公共交通について伺います。

一つ目。全国的には高齢者による交通事故が増える傾向にあり、高齢者の運転免許を返納するように動いています。

しかし、本町での交通手段としての自動車は欠かせません。高齢者や交通弱者の移動手段は個々の問題ではなく、行政も積極的に考えていく重要な問題だと考えますが、町の考えと対応を伺います。

次に、本町に進出する企業の社員の通勤や本町に移住しようと考えるとき、交通手段がネックになっていると聞いています。町の考えと対応を伺います。

二つ目に、空き家問題について伺います。

本町では、平成26年9月より「三川町空き家等の適正管理に関する条例」が施行されました。

施行後の効果と今後の取り組みについて伺います。

次に、利活用可能な空き家について、町ではホームページに「空き家バンク」を設け活用を促していますが、その効果と今後の取り組みについて伺います。

最後に、三川町の野生動物対策について伺います。

近年、ハクビシンを主に野生動物による農作物や住居への被害で困っている町民の声を多く聞きます。

野生動物被害の対策は、個人レベルでの対応では解決しにくく、地域での対応が効果的だと考えます。町の考えと対応を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

初めに、地域公共交通について、1点目の高齢者や運転免許返納者などの交通弱者の交通手段に関するご質問ですが、公共交通は、高齢者をはじめとする自動車等の移動手段を持たない住民にとって、日常生活を支えるうえで重要な役割を担っていることから、本町においては、今までその確保のため様々な取り組みをしてきたところであります。

現在のデマンドタクシー導入後におきましても、町民の利便性の向上に努めることを基本に、当日の申し込みや運行回数の増、また、デマンドタクシーと路線バスとの円滑な乗り継ぎができるように、運行時間の変更等の改善を行ってきたところであります。

デマンドタクシーの利用者の方々の中には、町外の医療機関までの通院利用など、運行エ

リアの拡大を望む方もいるところではありますが、当該運行を行う場合には、乗合バス運行事業者やタクシー事業者、さらには、隣接自治体の承認などを得る必要があることから、今後、広域圏域での調整や財政負担などを含め、総合的に検討し対応してまいりたいと考えております。

2点目の進出企業社員の通勤や移住を考える方の交通手段に関するご質問ですが、本町内を通過する路線バスにつきましては、高齢者や学生をはじめとする交通弱者の通院、通学や買い物等の日常生活を支える公共交通として、重要な社会基盤であると認識いたしているところであります。

庄内地域におきましても、少子高齢化の急速な進行やマイカー依存の増加などにより、路線バスの利用者は年々減少傾向にあり、収益が悪化し、その結果、減便や廃止が進み、また、利用者が減少するという悪循環になっている状況にあります。

このような状況においては、運行路線の拡大や増便等を行うことは非常に困難であると思われませんが、進出企業の要望等も十分理解できますので、今後、輸送ニーズ等の把握に努めるとともに、バス事業者との連携を密にしながら、可能な限り利便性の向上に繋がるよう努力してまいりたいと思います。

次に、空き家対策についてのご質問にご答弁いたします。

まず、1点目の条例施行後の効果と今後の取り組みに関するご質問ですが、本町における空き家対策につきましては、平成26年9月に「三川町空き家等の適正管理に関する条例」を定めながら、空き家等が管理不全な状態になることを防止するため、空き家の所有者等に対して助言、指導を行ってきたところであります。

解体が必要と判定された空き家15戸のうち、条例施行後から本年2月末までに解体された空き家は2戸にとどまっておりますが、一定程度の効果は現れているものと判断しているところであります。

また、来年度からは、空き家対策に関する窓口を建設環境課に一元化することとしており、空き家等の所有者に対する迅速かつ効率的な助言及び指導を行いながら、町民の安全・安心と生活環境の保全を図ってまいりたいと考えております。

2点目の本町の空き家バンク制度につきましては、人口減少対策の一環として、利活用可能な空き家の有効活用を図るため、賃貸借や売却可能な空き家に関する情報提供を行う仕組みを昨年度末に立ち上げたところであります。

その利用状況につきましては、空き家バンクに登録された物件は2件ですが、ホームページに掲載後、数ヵ月で売却に至っているところであり、移住定住の促進に少なからず繋がっているものと判断しているところであります。現時点におきましては、この物件以外に新たな登録はないところでありますが、今後の対応といたしましては、空き家の所有者等に固定資産税通知などを送付する際に空き家バンク制度の情報提供を行うなど、より効果的で効率的な周知等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

最後に、三川町の野生動物対策についてご答弁申し上げます。

野生動物被害につきましては、近年、ハクビシンなどの小型の鳥獣が農作物や生活環境に

深刻な被害を与えているということから、平成26年9月に、自宅敷地内で捕獲する場合には狩猟免許がなくても捕獲許可申請ができるように、山形県鳥獣保護計画の改正が行われているところでもあります。

町では、この改正を受け、町民の生活環境の向上と捕獲に要する経済的負担軽減を図るため、捕獲器を購入し、無料で貸し出しを行っているところでもあります。

残念ながら捕獲実績はないところではありますが、ハクビシンの行動範囲は30 ha から70 ha と非常に広いため、農作物や家屋への侵入等の被害防止対策には、町内会単位や地域全体で取り組むことが有効であると言われております。

このようなことから、今後、捕獲器の貸し出しを含め、ハクビシンなどの生態や被害防止対策についての研修会実施や情報発信を積極的に行うなど、町内会や関係機関等と連携し、その対策を強化してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） それでは、再質問いたします。

まず初めに、三川町の地域公共交通について伺います。

まず初めに、デマンドタクシーをはじめとした本町の交通状況でありますけれども、今の答弁では、利用状況に配慮して工夫して行っているというふうな答弁でありました。それから、町外への乗り入れも今後考えるというふうな答弁でありましたけれども、町当局としても、この辺、今現在デマンドタクシー、現行やっている問題についてどのような認識、満足度といえいいか、そういうものはどの程度認識しているのか。

それから、町外への乗り入れを検討しているということですが、具体的にどんな方法で考えていくのか、進めていくか、まずその辺からお伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドタクシーの利用状況等の満足度ということと、町外への乗り入れのどのような方策を考えているのかということでございました。

デマンドタクシーにつきましては、先程町長の答弁にあったところでもありますけれども、現在、平日の運行ということで、当初は5便運行ということでスタートしたわけですが、それから6便、7便ということで、現在、平日の月曜日から金曜日ということで7便の運行を開始しているところでございます。

そういった中で、これは聞かれる声といたしましては、平日から土曜日とか日曜日とか、そういった平日以外の運行という声も一部聞かれているところでございます。

町外運行ということにつきましても、医療機関等への通院等でそういった要望も一部には聞かれているところでございます。

その満足度関係につきましては、当初スタートしてから5便、6便、7便、それから運行時間についても、それぞれ路線バスの鶴岡酒田線の接続時間等に合わせてバスの運行時間を変えてきたということもあわせて、バス路線の接続等、そういった部分は十分図られてきたかなというふうに認識しているところでございます。

ただし、先程話がありました土日等、そういった平日以外の運行については、そういった

声も要望も聞かれますので、そういった対応について、今後どのような形で要望を叶えていくか、そういった部分については、地域公共交通会議がございまして、そういった中で十分検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、町外の運行でございますけれども、この部分については先程町長の答弁にありましたとおり、一つの課題といたしましては、町外運行を行う場合、それぞれ地域のデマンドバスの運行そのものが地域内の運行ということを根本に考えてスタートしている運行スタイルでございます。そういった中で、県内でも一部の市町村の中では町外への運行をしているところもございまして、その町外への運行というのは例外的な部分もありまして、地域公共交通会議を含めたバス事業者、タクシー事業者、それから、隣接の区域に入る場合はその隣接する市町村の同意、承認も当然必要になるということで、やはり相当ハードルは高いものがあるというふうに認識しているところでございます。

そういった部分を踏まえて、今後、本町を含めた、例えば鶴岡であれば南部定住自立圏での圏域での連携の項目、ビジョンの方にもありますので、そういった中で課題を共有していくというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 土日の利用も必要だというふうな町民の声があることは認識しているということでありました。

土日の利用であれば、町外へ行くわけではありませんので、この辺がなぜそういう要望があるのにいまだに土日のデマンドタクシーの利用が進まないのかということ、もう一度説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 土日の運行につきましては、これは多くの方というよりはやはり一部の方からの声というふうに認識しているところでございます。

この土日の運行ということで、これはタクシー事業者の方からも、デマンドを運行しているところからも、直接運行を担当している担当部長の方からもお聞きしたところでございますけれども、土日運行、そういった部分の需要というのはどのぐらい見込めるんでしょうかということでお聞きしたところでございます。

そうしたところ、現在、平日の町外への部分については通院が多いということでございました。そうすると、土曜日、日曜日は通院ということで医療機関が休みの部分が多いということもありまして、件数としてはやはり少ない需要ではないかということで、ないわけではないけれども需要としてはそう多くはないのではないかというようなお話でございました。

ただし、土曜日、日曜日の運行について、そういう声もございまして、土曜日、日曜日の運行については、今後、そういった需要等について把握しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 土曜日は通院には医者が休みなのであまり、望む声はあるけれどもそんなに多くはないのではないかということで、積極的な対応はしてこなかったというふ

うな捉え方をしております。

それで、町民の声として一番大きいのは、やはり町外へ通院、病院ですね、医者に行くときの足がないというところで、三川町に医療機関が大変少ないので、やはり町外へ行くというところで困っているということでもあります。

町外への利用は、これから南部定住、それから北部定住協議会を通じてお話していくということでありましたが、なかなかこれは進みそうもないというか、相手がありますからやってみなければ分かりませんが、答弁もありましたように、大変困難な状況かというふうに私も思っております。

それで、こういうふうに過疎化というか交通的に不便な市町村というのは全国的にもあるみたいで、京都の方では、今、ライドシェアということで、相乗りということをはじめていたようでした。民間の車を使ったりタクシーを使ったり、いろいろな方法があるというふうに聞いております。京都の京丹後市では「ささえ合い交通」ということで、Uber、アメリカの会社が使っているスマホアプリで位置情報やそういう乗る人と運転している人をマッチングしてくれる。そういうアプリを使いながら、乗り合いで鶴岡、酒田、近隣の町まで行くというふうなサービスも始めているように思われます。

その辺、本町でも少し考えていったらいいなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 京都の京丹後市のライドシェアというのか、住民の自家用車を送迎用に使うということで、世界的にはそういう部分もあるということでお聞きしているところでございます。日本での事例は京都の事例ということで聞き及んでいるところでございます。

このライドシェアといいますか、相互相乗りということで自家用車を地域の足にするという制度につきましては、国の方の管轄で行くと国土交通省になるんでしょうけれども、そちらの方でも、一般的にいわれる白タクと呼ばれている自家用車による有償運送というものは課題があるということで、福岡とかの地域では法令に反しているというような指導もされているようですし、本町で実施する場合、当然それを、車の提供をする者、それから、先程町野議員が言われた、企業の中心的なスマートフォンの情報を一括管理する会社等と契約するという部分が当然出てくるとは思いますけれども、若い方はスマートフォンというものには慣れ親しんでいるとは思われますが、高齢者の方へスマートフォンで位置情報とか登録して一元管理していくという部分と、日本での法令の現在の課題もありますので、なかなか現在も日本ではまだ広まっていないということもありますので、そういった部分については今後の推移を見守るしかないのかなというふうに思っているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） まだ法律的にも多少の問題はあるというふうには認識はしておりますけれども、国の方もこれは放っておけないということで、特区を作ったりいろいろ動いているような状況であります。

白タクとは違うところで、国の方の法律でも、同乗者が謝礼として燃料代や高速代相当の費用を払うのは問題ないというところでありまして、少しグレーゾーンなところがありますけれども、今後少しずつ、福岡は確かに今一回やったんですけれども、だめになって、また新たなものが今始まって来たというふうな情報もあります。

今後、これは増えてくるのではないかとというふうに思いますので、三川町、本町みたいな状況にある市町村は日本あちこちにあるわけです。その手本となって、モデル都市みたいなところで、国へ働きかけ、特区を作るか、そういうもので本町から発信できるような、Uberだけでなく、また、日本でもありますけれども、ソフトバンクでもそういう似たようなアプリを作っているというふうに聞いております。

そういうところで、本町が日本の先駆けとなって交通問題を解決するというふうな意気込みを町として考えていくのは、町長をはじめ、これから特区を申請していくというふうな意気込みはないのでしょうか。できれば町長にお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今の現状からいたしまして、特に高齢者の生活手段の中での移動というようなことでは、やはり地域公共交通会議を、その場での理解がなければ進まないということは町野議員からも理解をいただいているわけでありましたが、現状からいたしまして、この庄内地域、特に本町のように鶴岡、酒田市、この庄内南部・北部の定住自立圏というようにいろいろな取り組みの中でも、この地域公共交通会議の中における行政界を越えた運行ができないというのが本町の課題であると認識しております。

こうした中で、今現状の対応ができていっているのは遊佐町だと思います。これは、地域公共交通機関が採算が取れないというようなことから、町内の運行ができないというような理由で、これが行政が単独で他の隣接の自治体の方への乗り入れが可能になっているというようなことで、過疎化が進んでいる地域においてはそのような対応ができるという、ある面においては本町がそのような環境になればというふうには思うわけではありますが、一方、過疎化の進行というのは避けなければならないというような、大きなこの辺りのネックになっている部分があります。

しかしながら、町野議員が言われるように、これからの地域公共交通会議というのは、高齢者の生活支援という部分からすると、移動に対する国の様々なこれからのITの進歩等も進んでいくというふうに思いますので、先程担当課長が答弁申し上げましたように、これからの国の動向等も十分注視しながら、機会があればそういう全国的にも先進例になるような取り組みにしていければというふうに考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 機会があれば先進的ということで、前向きな意見でありました。私も大変賛成です。できればこの町からそういう発信できるモデルとなるような事例を作っていければというふうに思っております。

それで、このライドシェアというのはまだ法律的に確立されていなくて、まだ、もう何年先か分からないというところで、夢物語を多く語っても仕方ありません。今現実に困ってい

る方がいるわけでありますので、その方々を、国の政策を待つ前に何とか本町でできることで対応していければというふうに思います。

そこで、今現在乗り合っているバス、鶴岡と酒田両方に本町から通っているバスがあるわけですが、その利用が、バス停というものがなくて、あるんですが、一部屋根がかかっているところはあるんですが、雨風しのげるような場所ではないというところで、なかなかそこでバスを、家の人が送ってきてそこで待っていて、また帰ってきたとき、そのバス停で家の人が迎えに来るまで待っているというのはとても大変だなと。現実的ではありませんけれども、とても大変だというふうに思っております。

よく見てみますと、東郷地区であれば大型商業施設にもバスがとまります。また、横山地区でありますと、三川のラコスの前にとまって、ラコスの中で待っているというふうな状況であります。

その辺、今すぐできるとすれば、バス停を利用して、そこで待って、それで家との往復ができる、ハブバス停というか、ハブ空港ではありませんけれども、そこをハブとして、それから鶴岡や酒田市街に行く、町外に行くというところで、そういうハブ機能のあるバス停みたいなものは本町で取り組んでいくということではできないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 現在の鶴岡、酒田線のバスのバス停、本町に横山地区、押切地区を経由して東郷地区の大規模商業施設から酒田方面に行くバス停がそれぞれあるわけですが、その中で基幹的なバス停において、ハブ機能的な、空港というハブ空港的な、そういった機能を持たせられないかということだと思います。

現在、バス停については逐次、いろり火のところのバス停についても、屋根、全部フードで覆われているわけではございませんけれども、前は何もなかった部分について、少し雨風をしのげるような形で風対策、雪対策をしているところではありますが、そういった部分を待ち合わせの場所としてハブ的な、基幹的な場所にするという部分については、現在の利用の部分もございまして、平均的な利用者数からいって、なかなかそのバス停を基準にしてそこから自宅に帰る車とか、当然、ハブ的なバス停にするには、近くに駐車スペースということで、いろり火とかそういったある程度の場所が確保できれば可能かとは思いますが、利用状況、それから需要等、そういった部分については十分精査しないと、その整備的なものについても相当の整備費等がかかるというふうに想定されますので、利用状況、需要等については十分判断していく必要があるかというふうに思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ハブ的なバス停は、利用状況、利用数が足りないの、経済的に、経済効果というか、費用対効果という面できついかというふうな話でありました。

でも、バス停というか、こういう公に町がやるもので町民に本当に必要だというものであれば、安易に費用対効果だけでやるべきものではなく、町民が暮らしやすくするためには、利用者が少ないからそういうものは慎重に考えなければいけないというのではなく、積極的にそこはやっていくべきものだというふうに私は思います。

それで、待っている時間もなかなか大変で、今、バスがどこにいるかというものが分かれば、待つ時間帯もはかれるし、帰ってきたとき、鶴岡や酒田から本町に来るとき、何時のバスに乗るといふような話をすれば、それを家の人がバスの位置情報を分かるようにすれば、迎えに行くタイミングもはかれるというところで、今現在あるバス路線に、バスに位置情報を表示できるように、今はなっておりませんが、そういうものをつけたらどうかというふうに思います。

これは商品名なので言っていないのか分かりませんが、そんなに大した金額ではありません。普通の運送会社であればトラックやそういうものの位置情報を全部会社が管理しております。バス会社も都会とかそういうところでは位置情報が分かるというところで、商品名を言うのは差し控えますけれども、割とそんなに金額がしないで買えるようなものです。それがあれば行き来も楽だし、その辺、今の既存の交通会社が資金的に大変だというふうなところであれば、町としてその辺に応援するというのもありかというふうに思いますが、その辺の見解を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 乗合バスにバスの位置情報が分かるようなシステムを町が応援してはどうかということでございました。

この部分については以前にも同じようなご質問を受けたというふうに認識しているところでございますけれども、一つには、民間の事業所の判断があるわけですが、特に日本のバス、それから、冬期間のバスであれば多少の運行の遅延等があるかと思っておりますけれども、日本の特に公共交通、バスを含めて、鉄道なんかは分単位の、特別のことがない限り正確な運行というのをモットーとしている輸送の運送機関でございますので、相当悪天候の中でなければ、ある程度のバス通過時刻というのはそれぞれのバス停で想定されておりますので、その本数、現在は平日運行の部分も9便ということで、多くはないわけでありましてけれども、バスの通過時間等については、想定外の気象状況でない限りはある程度判断できるのではないかとということで、それだけのバスの待ち時間という部分について、経費の部分はどのぐらいかかるか分かりませんが、位置情報的なものを設置して、バスの待合に準備する必要性についてはどうなのかなということで思っているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） なかなか前向きに進んでくれないというふうに思います。

確かに、そんなにバス時間が大幅にずれるということは私もないように思っておりますけれども、今どこにいるか見えるということで利用しやすくなり、また、利用が増えればバスの増便もあるだろうしということで、いい方向に向かうのではないかと。使いにくいから使わないというふうに、負のスパイラルというか方向ではなく、改善して使いやすい公共交通、民間がやっているわけでありましてけれども、それを公共で足りない部分は行政が支援していくというのはそんなに町民のためには悪い話ではないと思いますので、今後、前向きに検討していただければと思います。

続きまして、空き家問題について伺います。

まず初めに、危険空き家の方であります。現在、条例が制定されてから2件、解体が進んでいるということでありまして、一定の効果は見られているというふうに町当局は考えているということでありましたが、なかなか私にはそうは思わない。いつになっても解決しないなというふうに思いますが、その辺は、もう一度同じような質問ですが、一定の効果はあると考えているか。それからまた、増えたりはしていないのでしょうか。お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 空き家対策についてでございました。

先程の町長の答弁にありまして、危険空き家ということで、それぞれそのままの状態です。使えるものから、倒壊の危険があるということでA、B、C、DのDランクの危険な部分ということで、空き家の実態調査を行った時点で15戸あったわけでありまして、それから、現在、2月末でDランクの倒壊の危険がある部分については2戸、それから、Cランクのその次にという部分が1戸でございます。

全体から見れば、空き家ということで判定したものの全体が約150戸近くということで、その中でDランクの部分というのは約1/10ではございますけれども、その部分について、これは個人の所有物ということで、町の方としては空き家の解体補助という部分でも取り組んでいるわけですが、そういった部分については、当然、今木造の空き家、解体する場合は100万なりある程度の取り壊しの費用はかかるということで、進んでいない部分は町の方で補助は制度は設けておりますけれども、まだ進んでいない部分がございます。

町内会等、いろいろな協力もいただきながら、取り壊しという部分でまだ2件ではございますけれども、先程の町長の答弁にありまして、今後、そういった部分については環境部門を含めて建設環境課の方で窓口を一元化して、所有者、それから空き家のみならず、立木とかいろいろな部分について、迅速に、効果的に対応できるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ある程度一定の効果があるというふうに町では見ているかもしれませんが。

それで、空き家等の適正管理に関する条例では、まず最初に調査、次が助言または指導、命令、立入調査、公表というふうな順番で進んでいるというふうになっております。

それで、今現在危険と言われる空き家、当初15だったのが2件取り壊しして13というふうにありますけれども、この残りの13については、この調査、助言・指導、命令、立入、公表、公表は三川町でなっただけを見たことがないので、どの状況にあるのか、まず教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 空き家に関する指導・助言の関係でございまして、現在、空き家、先程危険空き家15戸ということでお話をさせていただきました。その中で2戸が取り壊し、Cランクが1戸取り壊しということでございます。それ以外の部分については、指導・助言については現在は総務課の方で行っているところでございますけれども、

それぞれの所有者、それから所有者と連絡がつかない場合は連絡がつく方に連絡を入れながら、適正な管理をお願いしたいと。取り壊しまでなる時期までは、例えば屋根とか壁とか、そういった部分が飛散しないように対応をお願いするなり、指導的なもの、現地を確認したり適正な管理を行ってほしいということで、指導・助言をしているというふうに認識しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 残りの13件ですけれども、助言・指導まではいつているのでしょうか。それから、その助言・指導して改善というか、適正に管理する方向にあるのかどうか、もう少し詳しく説明願います。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 倒壊危険空き家に関するご質問でございますが、これへの対応につきましては、先程企画調整課長が申し上げましたとおり、助言という形で所有者または納税義務者をお願いをしているところでございます。それにつきましては、まず電話、さらに電話でのコンタクトがとれない場合については文書をもって適正管理のお願いをしているところでございます。

そのお願い、助言を通しまして、先程もありましたが、2件について改善に結びついたという状況がございますし、また、屋根とか窓とかいろいろな危険な状態にあるような場合については、その都度、とりあえず危険回避というような形でそれぞれ個別に対応しているところでございます。

これにつきましては、今後とも定期的な電話、文書による指導とともに、通報等あった場合は即時対応し危険を回避する、そういった対応を今後ともしてまいりたいと思っておりますし、これらの対応につきましては、町だけでは困難なところがございますので、町内会長を中心にする町内会、地域、また親戚等ある場合にはそういった方々の協力も得ながら、改善に結びつける行動、対応をとっているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 助言または指導までは行っている、町内会を中心に改善に努めるということでありましたけれども、助言・指導しているわけでありますので、今後、それに向けて進んでいるのでしょうか。一応助言はしたけれども、どういう反応なのか。個別の案件ですので個別にはいいですけれども、解体の方に進んでいくのか、それとも、助言はするけれども全然聞く耳を持たない状態なのか、その辺、もう少し内容をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 助言につきましては、所有者または納税義務者は理解をしてくださっているというふうに私どもは認識しているところでございます。

ただ、障害になりますのが解体にかかる経費、そういった関係で、まだすぐにはできないというようなことで、状況を見守りながら対応するというので、定期的にコンタクトをとりながら対応しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 分かりました。助言に対しては聞いていると。ただ、解体したいんだけど費用にいろいろ都合がつかなくて待ってくれというふうなところで、改善はしたいという気持ちはあるということで、コンタクトはとれているということは大変いいことだと思います。

それで、通告には言いませんでしたけれども、本町には、平成28年度に老朽危険空き家解体支援事業補助金というものがあって、解体の費用を少しでも手助けしようというふうな補助金があるわけですけれども、その辺は使っても解体には結びつかなかったというふうに捉えていますけれども、その辺の、なぜこれがあっても結びつかないのか、その辺の理由はどう捉えているのか教えてください。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 本町の老朽危険空き家の解体補助金につきましては、低所得者というか、経済的に少し困難な方を対象にしているという部分がございます、なかなか補助金をいただいても、その補助金以外の部分が経済的にすぐ対応できないという方もいらっしゃると思いますし、それから、空き家すべてを対象にしているわけではございません。一定の危険度、老朽化の進行状況だとか建築資材の飛散のおそれがあるとか、一定の基準でそれをクリアしたものに対して助成をするという制度になってございますので、いろいろご相談にみえている方もいらっしゃいますけれども、まだ補助金を使って解体には至っていないという状況でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 一定の危険度、危ないものでないと使えないということでしたけれども、まさしく今回示してあるDランクのものというのはその対象に入っているのではないかと、ぴったりストライクではないでしょうか。それでも使えなかったというのは、やはり制度的に問題があるのではないかとというふうに思いますけれども、もっと効果的に危険空き家がなくなるような制度というのはこの辺に問題がないのでしょうか。もう一度お願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 本町の危険空き家の補助金につきましても、国の社会資本総合整備交付金を充当してございまして、そちらの方でも、その補助率といいますか、解体にかかった費用の満額でないということがございまして、それから、空き家とはいいまして、あくまでも個人の財産ということで、全額公費負担で解体をするというのはまだ少し難しいのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 大変よく分かります。やはり空き家といっても、補助金を使ってやるのであれば、自分でやらなくてもいつか町が補助してくれるから放っておいて、危険空き家になってから町の補助でやろうなんていう、そういう変なことを考える町民も出てくるかもしれませんので、その辺は慎重にというふうには思います。この辺、大変難しい話ではありますが、これから危険空き家をなくする手だて、補助金も含めて、もう少し私も含めて考えていきたいと思っておりますので、町当局からも前向きな考えをよろしく期待しております。

続きまして、最後になります。ハクビシンによる農家や住宅への被害であります。

これには、狩猟期間であれば捕まえてもいいというふうなことでありました。ところが、やはりなかなか進まない。町でも檻を貸してやっているというふうに思いますけれども、なかなか駆除ができないというところで、その辺の問題点というものはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） ハクビシンの捕獲器の貸し出しでございますけれども、我々もいろいろハクビシンの行動パターンや好む餌等、いろいろ情報収集をして、それらもお伝えしてお貸ししているところではございますけれども、なかなかハクビシンの方も警戒心が非常に強い動物というふうにお聞きしているところです。若干の人間の香りとかも察知をして、なかなか餌に食いつかないということもあるようでございます。

今後ともいろんな情報を収集しまして、それを町内会の皆さんにもお知らせして、効果の上がるような形で設置をしていただけるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ハクビシンも賢いというところで、なかなか捕まらないということでありました。

皆悩んでいる人はそれなりに個人的にはやっているというところではありますが、結局、自分のところで追い払ってやっても、その辺にうろうろしていると隙あらばまた来るというところで、これは広域的に駆除していかなければ効果が現れにくいというふうに思っております。

それで、町もいろいろ情報提供なりやっているとはいえますけれども、なかなか町民の認識度が足りないのではないかというふうに思っております。この辺、町として認知をどのような形でしていくか、また、罠の貸し出しのみならず、いろんなもっといい方法とかその辺はないのか、お伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） ハクビシンについての対策ということでございますけれども、捕獲する前に農業被害や家屋被害を防止するためには、近づけないといえますか、ハクビシンの侵入を許さないということで、餌場を作らせないとか寝床を作らせないというようなことで、地域全体で取り組むことが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

その他に、いろいろな忌避剤を使うとか、柵とか電気柵を設置するとかいろいろあるようでございますけれども、まずはやはり地域の皆さんが連携してハクビシン等に対する知識を持って、畑の方に寄せ付けないという取り組みが重要になるかと考えているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） そういうふうにしてやっていく、寄せ付けないようにということで

す。来たら捕獲するということでありますけれども、捕獲するときに手続、庄内支庁、県に出すようなんですけれども、この手続がとても大変だというふうなことを聞いております。この辺もいろいろ勉強会をやるなり、もしくは税金のあれみたいに町がその手続を支援する、書き方なりそういうものを支援するというふうなところで、捕獲に向けた後押しというものは町で考えていけたらというふうに思いますけれども、その辺、考えをお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 捕獲にかかわる申請の書き方のお手伝いとか、これまでもご相談にみえた方には、記載の方法とかその辺、十分説明して貸し出しをしていくというつもりでございましたけれども、なお一層分かりやすいように十分な説明を加えまして対応してまいりたいと。特に町内会等でいろいろ希望があれば、地域全体の取り組みをしたいということで要望があれば、関係機関等とも調整して、講師の派遣等についても対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 前向きに考えていくということでありますので、今後の取り組みに期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、5番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- | | |
|--|---|
| <p>1. 平成30年、水稻の生産数量目標の配分を国が廃止する影響とその対策について</p> | <p>1. 各県の取り組みの差による生産過剰が心配されますが、三川町の農業への予測される影響について伺います。</p> <p>2. 三川町として国の農業政策転換に対して、今後の取るべき施策について伺います。</p> <p>3. 今後生産振興方策に加え、販売支援方策が必要と思われませんが、ふるさと応援寄附金返礼品も含めた、新たな販売支援方策について伺います。</p> <p>4. 民間や退職者の知恵やノウハウを生かし、直売支援センター的な仕組みづくりの検討を進める考えはないか、所見を伺います。</p> |
|--|---|

- | | |
|-----------------------------|---|
| 2. 独身成年男女の増加と今後の影響、その対策について | 1. 三川町の独身男女の現状と、考えられる今後の社会的影響について伺います。

2. 三川町における町と民間も含めた婚活の現状と成果について伺います。

3. 他地域の行政の取り組みも参考にし、新たな中心行政課題として婚活を進める考えはないか、伺います。

4. 交流の機会を提供する事も併せて、まちづくり企画や新しい事業実施集団の創設を検討できないか、所見を伺います。 |
|-----------------------------|---|

4年ぶりの一般質問で緊張しておりますが、何か暖房の故障ということで寒くなるという話でありましたが、熱い議論で温めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

第1点目。平成30年、水稻の生産数量目標の配分を国が廃止する影響とその対策についてであります。

各県の取り組みの差による生産過剰が心配されますが、三川町の農業への予測される影響について伺います。

また、三川町として、国の農業政策転換に対して、今後のとるべき施策について伺いたいと思っております。

また、今後、生産振興方策に加え、販売支援方策が必要と思われそうですが、ふるさと応援寄附金返礼品も含めた新たな販売支援方策について伺います。

民間や退職者の知恵やノウハウを生かし、直売支援センター的な仕組みづくりの検討を進める考えはないか、所見をお伺いしたいと思っております。

2点目であります。独身成年男女の増加と今後の影響、その対策について伺いたいと思っております。

三川町の独身男女の現状と、考えられる今後の社会的影響について伺いたいと思っております。

また、三川町における町と民間も含めた婚活の現状と成果についてお伺いしたいと思っております。

また、他地域の行政の取り組みも参考にし、新たな中心行政課題として婚活を進める考えはないか、伺いたいと思っております。

交流の機会を提供することも兼ねて、まちづくり企画や新しい事業実施集団の創設を検討できないか、所見を伺いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員にご答弁申し上げます。

初めに、平成30年産米を目途とした国による生産数量目標の配分廃止等に係るご質問がありますが、1点目と2点目、3点目の質問につきましては関連がありますので、一括にご答弁申し上げます。

米づくりを中心とする本町農業にとって、平成30年産米からの需要に応じた米の生産が町の農業にどのような影響を及ぼす可能性があるかということにつきましては、現段階において不確定要素が多く、想定しがたいというのが正直なところであります。

しかしながら、ご質問にありましたように、国の配分がなくなることを前提に、仮に、各県の需給調整への対応に違いが生じ、結果として米の過剰生産が拡大されるならば、米価の下落による稲作経営への打撃が、そのまま本町農業に負の影響を及ぼすこととなります。

現在、山形県では市町村と農業者団体をメンバーにしたワーキング会議を主催し、30年産以降の需給調整の方針を検討しているところであり、併せて、東北各県等の状況についても情報を集めていると伺っております。現時点におきましては、需給調整の方針がまとまり、需要に応じた生産に繋がることを期待するものであります。

また、現下の農政改革の不透明さに加え、近年の米の価格競争力の低下から、稲作農業は経営的に厳しい状況下に置かれておりますが、本町の農業が将来ともに“米どころ”として消費市場の需要ニーズに応える「こだわりの米づくり」を進め、併せて園芸作目や農産加工品等の生産からも農業所得を得ることが重要であると考えております。そのため、来年度で3年目を迎える「瑞穂の郷づくり事業」により“こだわりの米づくり”を引き続き支援する一方、新年度より、園芸作目等の生産販売を促す「三川町農産所得拡大支援事業」を実施し、農業所得の確保と拡大を目指してまいります。

また、新たな販売支援方策といたしましては、ふるさと応援市場を積極的に活用する「田から（宝）もの逸品開発事業」を新年度より実施することにしております。本事業につきましては「ふるさと応援市場」などに積極的に参入する農産品・特産品の開発を支援するもので、新たな農産所得の獲得や拡大により、農業の活性化に繋げてまいりたいと考えております。

次に、4点目の、民間や退職者の知恵やノウハウを生かした直売支援センター的な仕組みづくりについてのご質問ですが、本町の直売施設につきましては、主に農業者による自主運営の直売所として、生産された農産物の販売により収入を得、また、会員農業者等のやりがい、生きがいの場にもなっているものと理解しているところであります。

したがって、その運営が順調に安定して行われることを強く望んでいるところではあります。多くの直売施設にあって、経営的に順調に運営されている施設もあれば、運営上の課題を抱える施設も少なからずあるものと承知いたしているところであります。

本町においては、これまでも運営に係る諸課題については、運営主体から直接相談を受けながら、町としてできる部分については、ソフト・ハードを問わず支援してきたところであり、今後におきましても、産直施設の安定した経営に向け、同様の形で支援してまいりたい

と考えております。

次に、独身成年男女の増加に伴う今後の影響とその対策について、1点目の本町の現状と今後の社会的影響に関するご質問ですが、成年男女の未婚化・晩婚化については、出生数の減少、さらには、人口減少にも繋がっていくことから、将来にわたり活力のある地域社会を維持するためには、出生率の向上や流出人口の抑制など、効果的な取り組みが急務となっているところであります。

幸いにして、本町におきましては、最新の人口動態統計データによりますと、人口1,000人あたりの婚姻率は5.0人と高く、県内でも上位に位置し、本町の婚姻率は近年、高水準を維持しているところであります。また、本町の出生率や合計特殊出生率についても、県下で高い順位にあることから、本町の婚姻率の高さがその要因の一つにもなっているものと認識いたしているところであります。

このようなことから、誘致企業などの若者が働く場の確保や住環境の整備、そして子育て、教育、福祉施策の充実など、魅力あるまちづくりに今後とも鋭意努力してまいる考えであります。

2点目の婚活の現状と成果ですが、現在、定住自立圏形成協定における取り組みとして、圏域の若者の成婚を促進するため、「つるおか婚活支援ネットワーク」を活用して事業展開を図っているところであり、本町の若者が気軽に隣接市町において実施する婚活事業にも参加できるよう連携を強化し、対応しているところであります。

また、本町独自の取り組みにつきましては、毎年「幸せで愛応援事業」をみかわ振興公社へ委託し、さらには、町民や企業、NPO法人や各種団体が実施する婚活事業に対しても助成をしながら、出会いの機会の創出に努めているところであります。

次に、質問事項の3点目、4点目につきましては関連がございますので、一括にご答弁いたします。

行政分野における婚活支援につきましては、まず第一義的には、地域社会全体で結婚への機運を高める取り組みを促進することが何よりも大切であると捉えているところであります。このような考えのもと、行政による婚活支援につきましては、担当部署を特定せずに、全庁的な環境整備を図りながら、自然体での男女の出会いの場の創出や情報提供など、周知活動を中心に施策展開を図ってきたところであります。

ご承知のとおり、婚活支援事業につきましては、現在、全県一体となって設立いたしました「やまがた出会いサポートセンター」を中心に展開されているところでありますが、民間事業者のノウハウを最大限発揮しながら、出会いの場の創出や希望の相手を紹介する事業など、積極的な活動が展開されているところであり、本町といたしましても積極的に参画し、その成果を期待しているところであります。以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初に、農業政策について再質問させていただきます。

30年で目標数量配分が国から廃止されるということで、想定しがたいというふうなことの回答でございましたけれども、ある程度想定をして施策を立案する必要があると思うので

すが、はっきり申し上げまして、今の現状ですと、県別の対応が県の再生協議会で個々ばらばらに対応しているような状況でありまして、国全体の生産目標数量については、平成27年度の生産数量を各県の割当をもとに、毎年8万トンずつ減らして計算をするという、あくまでも計算上の数値の割当を示していくということですが、実際県が数量割当をきっちり守るかどうかは県に任されているというふうな状況の中で、県によっても相当の違いがあると。たぶん、山形も含めた東北6県というのは、非常に厳しく数量目標を深掘りも含めましてきっちりやっているところであると思いますが、関東でいいますと千葉、茨城、長野もそうですけれども、新潟が一番あれですが、はっきり言いますと、過剰作付が大変多いということで、30年になったら思い切って生産を増やす生産者もいるというふうな話を巷に聞いております。そういう意味では、歯止めが利かなくなる可能性もあります。

県別のそういうふうな生産が過剰になったときには、県単独の販売価格が一応個別に全国一律ではなくて、県単位で農協も含めて販売計画を立て販売しているわけですので、県ごとに余っていくばらつきといたしまししょうか、余っている県、足りない県ということで、価格の差が出てくるだろうというような予測はあるわけですが、そういうことでいったにしても、総体的には価格は下がるというふうな予測が立ちます。

山形県に関して言えば、今年は値段が、28年産に関して言えば仮払金も上がりまして比較的順調な滑り出しで、全県の中では一番値段が上がった地域だと思いますけれども、それも生産数量調整をきちんとした成果というふうには言えないこともないわけですが、結果としてはまだ分からないといたしまししょうか、仮払いの段階から最終的な販売の完了までは時間がかかりますので、分からないような状況であります。

値段が下がっていくというふうなことでいいましては、政策的には収入保険制度の実施、それから従来どおりのナラシ対策という二つの補償制度を政府は準備しておりますけれども、この二つが並行してどちらかを選ぶかという形での補てんとなりますが、どちらにしても、90%の価格を下がった分だけの補償になりますので、あと、5年間の平均ということであれば、少しずつ下がっていくと。結果的にいいますと、政策的には値段を下げるように誘導しているというふうに私は思います。

ですから、そういう意味での価格に対する対策を、価格単独の対策というのは非常に難しいと思いますけれども、農業全体の新しい施策展開といたしまししょうか、考え方を真剣にやっていく必要があるというふうに思います。

今私が言いましたように、価格が低下していくことに対して、町の方はどのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまご質問にありました、30年産の生産数量の配分については、国は行わないということを示しているところでございます。その影響がどう出てくるかということなのでございますが、ご指摘のとおり、全国の都道府県それぞれで対応を今検討しております。その中で、県の検討会議の情報をいただいたところですが、東北6県につきましては、今現在、県については目安の数値を示すということで統一がなつたよう

でございます。ただ、それ以下といいますか、県から各市町村に対して目安を示すかということになりますと、秋田県が行わないと。さらには、今現在のやり方と同じですが、生産者の段階までその数値を配分するかということにつきましては、各市町村の再生協議会の判断に委ねるといようなことで今現在は整理されているようでございます。

ただ、最終的には、これは想定なのですが、現在の生産調整というのが米価を守る、それから過剰生産を防いで米価をある程度維持し、経営を立てるといような大きな目的を持ってずっと今まで取り組んだわけですので、需要に応じた生産ということを出しながらも、一気にそこに対して対応できるというふうには考えておりません。したがって、需給調整、米の生産調整というのは引き続きある一定期間は必要であろうと思われま。

国は配分はいたしません、各都道府県、特に米の主産地である山形県等については、そういった意味から、米の需給調整は必要であるということの判断から、市町村に対しても配分をしますと。市町村についても、今現在は生産者に対して生産数量を配分しますといような方向で検討が進んでいると理解しております。

実際には東北以外のところも、ご質問にありました新潟ですとか千葉県ですとか、今現在も需給調整にあまり向かっていないところがあります。そういったところを中心に、30年産以降についてもさらに大きくなる懸念はございます。そうした場合に、言われるとおり、需給のバランスが崩れまして米価が下がると。それはまさに、米の県の主産地である本町についても大きな影響があるといことは言えるかと思ひます。

ただ、実際にどの程度になるか、もしくは今現在のように、結果、維持できるかという部分については想定できないと。今町長が申し上げたとおりの状況でございます。

いずれにしろ、米どころである本町の農業の、稲作農業が中心でありますので、米価が下がるような状況については避けるべきでありますし、また、町として示しているこだわりの米づくりという部分で、何とかきちんとした方向性を示しながら、売れる米を作っていく、さらには、その先の話になりますが、米以外からも農産所得を得ていくという方向を示しながら取り組んでいく必要があると。結果、最後に言われました、米価について下がっていく傾向があるけれども、それに対してどうするかということのご質問かと思ひます。

重なる答弁になりますが、やはり町として、町の農業者がこだわりを持ってまずは米に対して取り組んでいく。どういった状況があっても、町の農業の中心は稲作である、稲作農家である、農業である、どこよりもこだわった米を生産していくという姿勢を貫いていくことが、価格を守りながら農業確立を進めていく一つの方向かと思ひます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） なかなか難しい問いかけを私自身もして、私自身も悩むことではあります、少し小さい話になりますが、県で今後の生産調整を検討するワーキング会議というのがありますが、それに三川町は入っていないようなんですが、それはなぜなのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 県内の全市町村を会員にするという話ではなくて、代表を

集めまして、集中して審議できるようにプロジェクト的な会議として進めていましたので、庄内では鶴岡市と、もう一つ庄内町か遊佐町か、どちらかが代表としてその会議に参画しております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 分かりました。

それと、今後の政策に対応する方法として、町単独で、こだわりの米づくり瑞穂の郷事業というふうなお話がありましたけれども、これは、計画を見ますと29年で終了というふうになっておりますが、それ以降どのように取り組みをなされるのかお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 町独自の施策として、瑞穂の郷づくり事業、27年度からスタートし、3年計画という形で示しながら今現在進めているところです。

多くが1年単位でその成果を評価しというような事業が多いわけですが、当初から1年1年の評価を踏まえて3年を目途にという形で進めておりますので、それが最終年が29年度ということになります。

具体的にこだわりの米づくりということの中で、色彩選別機を導入する、こちらの方も今現在10台以上が入っております。直播システムの導入、いわゆる大規模化に対応し、なおコスト削減が可能であるというようなシステムですが、こちらについても10台以上の直播機等、導入がなりました。有機や特裁米についても維持をするという大前提でしたが、当初、先進的な除草機を導入するということで、ホバークラフトということを計画しましたが、実際にそれは入ることができませんで、チェーン除草という形で導入がなっております。

今現在2年かけて、1年1年の部分については、予算の執行ではなくて、その目的である大規模化と集積、それから地球と人に優しい安心安全な米づくりという意味での、有機栽培、特裁米の生産圃場が全体の5割というような目標を掲げておるわけですが、こちらについても、確実にその目標に向けて数値も積み上がっております。

3年目、同様の形で向かいますが、それ以降については、3年間の評価を加えながら、もっとも、今年度からその事業評価を進めてまいります。3年間トータルの総合的な評価を踏まえて、その先の部分についても描いていく必要があるというふうに今現在は考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） こだわりの米づくり事業については、説明がありましたように、有機農業と大規模化という二つの両端になりますけれども、どちらにしても、こだわりの米づくりという将来展望については非常に見通しのあるやり方ではないかと思っておりますので、引き続き何らかの形での支援をするべきというふうに思います。

それから、町単独の30年以降の取り組みに関して、新しい事業が今出てきまして、町の農業所得拡大支援事業、それから田から（宝）もの逸品事業ということで、米以外の作物ないし加工品に対する支援をしていこうというふうの方針として見受けられますが、これは非常に大事な事業だとは思いますが、予算はまだ通っていないので予算の話をするのはちよっ

と何かと思いますが、私の感覚としては予算が少ない。転作以外の畑作物を支援するには、ハウスの支援にしても、大きいハウスですと2棟くらいで終わりというか、下手をする
と1棟建つかみたいな規模に、補助金ですので全額ではないのですが、もう少し積極的な支
援が必要ではないかと思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の、今計画を立てております新たな事業ですが、農
産所得の拡大を応援しようという内容になってございます。米については瑞穂の郷づくり事
業で支援し、そのバックアップ事業といえますか、米以外の作目から所得を上げることを
支援するということですので、言われるとおり、園芸作目を念頭に置いております。

実際に予算的にどうのこうのという以前に、まず描いている内容につきましては、生産ハ
ウスをこの6年間で30棟ほど増やしていこうと。考え方です。単年度で3棟から5棟、3
年で1期と考えまして、2期6年というような考え方で、1年1年進めていきたいと考えて
います。

ですので、単年度では規模的に小さなところから、大きくないところからスタートはしま
すが、将来的にある程度の規模、30棟、今現在ゼロというような、生産費をゼロと仮定す
れば、6年後には3,000万円の新たな園芸作目での所得を描いています。それが最終的な目
的ではなくて、実際には6年後に描くものが多くの人に波及するということを描いていま
すし、それまでの間については、実際に経営に主たる影響、施策を行えるだろう農協ですか、
そういったところに広がっていくことを期待しています。

ですので、切り出しであり、徐々に年数を重ねながら今の園芸所得からの所得を増やして
いこうというような考え方でございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 細かな点はまだ決まっていないと思いますし、これから計画をき
っちり作りながら実効を上げるようにしていただきたいと思います。

それから、これは質問に入れていなかったのですが、三川町農業再生協議会についてであ
りますが、昨年、私、同僚議員等の資料を伺いますと、再生協議会の機能発揮に関する請願
ということで、予算規模、それから要員を増やすべきだというふうな要望が議会の方に出た
と伺っておりますが、その点の回答といいたしめようか、その検討について、どうなってい
るかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 米の需給調整の事務を中心的に行っているのが三川町農業
再生協議会でございます。こちらの方、30年産に向けた大きな動きがある中で、組織の機
能強化等言われていましたが、現実的には今の体制で向かうこととしております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） その回答は、検討されていないというようなことになりますが、私
も以前再生協議会のメンバーとして発言してきたことがございますけれども、はっきり言
いますと、以前ですと、通り一遍の町の方針を承諾する、承認する機関というふうな感じがし

ましたが、今後はそういうのではなくて、もっと再生協議会のメンバー自体が今後の三川町の農業、米づくりも含めた農業について語り合えて、三川独自の方針が作れるような、そういうものに持っていくべきではないかと思うんです。そういう意味では、予算も含め、要員も含めて、それから時間も増やすべきだというふうに私は思います。議論をする時間はほとんどない。原案を承認する、2、3の代表者が意見を言って、それであとは承認をして終わるというふうな形だったようなので、自由闊達に、せっかく民間の米の業者等とかいろんな人が来ているのに、一言も発言しないで終わってしまう状況がありました。

ですから、そういう意味では、予算、要員も含めた機能の充実も含めて、今後どういうふうに検討なされるか、もう一回お伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今、芳賀議員から、農業再生協議会の会議等における委員の発言についても触れられましたが、私、会長という立場にもなっておりますので、これからの再生協議会のあり方についてを含めて、若干経緯等も含めて説明をさせていただきたいと思いません。

再生協議会でいろいろと発言が少ないというような部分につきましては、事務局というものが、行政、農業団体、あるいは関連の土地改良区、共済組合等の担当者が事務局として事前の会議を開催して、再生協議会に提案する内容を議論しているというような状況であります。

そういう状況から、協議会の中においても、一定の理解のもとに委員の皆さんからは出席をいただいているという部分が当然あるわけであります。その中で、再生協議会でのそれぞれの議題となるのは、やはり次年度の米の生産数量目標、あるいは生産数量目標に関する転作という部分に対しての配分の基準、そういったものに対してのいろいろな提案をさせていただくわけでありますが、その中においては、それぞれの委員の立場が違うということから、けんけんがくがくの議論というのは今までもあったということでありますので、その点についてはご理解をいただきたい、このように思うところであります。

そうした中における合議といった場合においては、やはり事務局段階での会議における提案というものを尊重していただきたいというようなことで、この再生協議会は機能しているという部分がございます。芳賀議員が言われるように、もっと議論を深めるべきというのは、平成30年産からの生産という部分については、それぞれが立場が違うということから、ある面において利害関係がそこには当然出てまいります。そういうことからすると、これからはそれぞれの立場での本音の部分が再生協議会の中では議論が進むものというふうに理解をしているところであります。

しかしながら、先程の答弁のとおり、これからの再生協議会の役割というのは、農業者と流通、販売を担当するそれぞれの団体が主体的にこの再生協議会の運営というものが必要だということは芳賀議員からもご理解をいただけると思いますが、その中で行政がどういう役割を果たすかということは、十分今後とも本町の基幹産業である農業という視点からは引き続き農業振興という部分についても含めて考えていかなければならないものだというふうに

理解しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） だんだん時間がなくなってきましたが、国の方でも、再生協議会の活性化ということで、生産者をもっと増やすとかいろんな提言があって、たぶん再生協議会の位置が非常に大きくなっていくというふうに思いますので、今町長が言われましたような積極的な振興といいたまいますか再生協議会の活性化に、予算、要員も含めてやられることを提言しておきたいと思います。

次に、先程の米と新しい園芸作物等に関しても、うまくいくかいかないかというのは、生産がうまくいくのが大前提になりますけれども、一番重要なのは、生産を前提にした販売、いかに有利に販売できるか、安定した価格帯で販売できるかであると思います。

その一つの三川町の大きな手段として、ふるさと応援返礼品の品目という中での農産物というのは占める割合が大変大きいということでは、非常に強力な手段ではあると思いますが、実際、総額5億ちょっとという中で、三川町が生産者が、三川町産の生産物の割合というのはどのぐらいあるか、とられておられれば教えていただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 寄附金に対する返礼品、農業者、商業者、28名ほど今現在登録いただいて、ご自身の製品、商品を返礼品として出していただいています。ご存知かと思いますが、その一番大きな、ほとんど大宗が米になります。9割方米になります。その9割の米のうちの8割、ほとんどが、具体的にまいすたあさんに出していただいております。そのまいすたあさんのお米の半分が三川町の農業者が提供するお米になっております。正確な数字ではございませんが、今言ったことを加味すれば、それ以外のものについてはほとんどが三川産ですので、全体の7割ぐらいが三川の方の商品かと思っています。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 7割はないと思うんですが、実態は分かりませんが、それは希望に対して応えられないのは一番困りますので、そういう意味では、地元産という意味での広い庄内産も含めた農産物が返礼品として送られるというのはやむを得ないことだと思いますが、極力三川産の割合を増やしていくようにしていく必要があるというふうにご指摘申し上げます。

それから、今販売について申しあげましたけれども、ふるさと応援寄附金の返礼品については非常に大きな手段ではありますが、それに対応しきれないものというものも小口であったりするわけで、また、これから新しい野菜等の販売も含めると、なかなか野菜は返礼品に入れることが難しい、できないことはありませんけれども、品目によってはできますが、そういう意味では、返礼品頼りではなくて、新しい販売の支援策といいたまいますか、例えば生産者の生産しているものと消費者が求めているものとを仲介する、マッチングさせるような仕組み。

また、生産者個人ですと単品になりますけれども、それを、単品の注文ではなくて、今のふるさと応援のように複数品目にできるように、生産者を複数化して複数の品目を一つの

セットにするといいたいでしょうか、そういう機能を持つような、仲介するような販売支援センター的なものが必要ではないかと私は思っておりますが、先程販売センター的な話ということでは直売所の話しかございませんでしたけれども、そうではない、新しいそういう生産、販売を支援する仕組みというふうな意味では、例えば、町外の関係で、町外といいますか県外で、神奈川県との繋がりとかいろんな繋がりがあるわけですが、中には希望するお店もあるというふうなことを、コーナーを作ってもいいよという店があるという話を聞いたしておりますが、ただ、そこにちゃんと周年を通して三川町の農産物を品揃えしていくというのは非常に難しい話になります。ですから、それを個人で契約をしてやるとか、あと、役場の職員が頑張っているいろんなことをやるというふうな調整をするということもできないことはありませんけれども、非常に難しい。

ですから、そういう意味でも、県外の小売店との周年的な供給をする意味でも、品目の品揃えや生産調整をするような支援センター的な直売所以外の仕組みが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 返礼品、直接的に産業振興に繋がっていくものになっております。昨年度は返礼品という部分で70品目、お米とはいいいながらも、お米もいろんな形で出しております。その70品目がございましたが、本年4月以降、いろんな形で商品開発について独自のものもあれば、町の方でも応援しながら新たに開発されたものも含めて103品目に増えております。33品目、新たなものが表に出てきたというように捉えております。

実際には、すでに出されている方、このものについても、例えばお米だけでなく塩をつけませんか、お米を1回で20kg送るのではなくて12ヵ月分けて送りませんか、同じ米でもいろんな形での商品化をこちらから提案し、実際に登録になってございます。

一方で、農産品の先程言われました野菜についても、実はマイデル、産直みかわ、産直出前便、こちらの方が、季節、季節での野菜をセットにして出されております。件数的には100件以上をそれぞれ超えておりますので、大きな動きになってございます。また、農産品だけでなく肉製品、町内の肉加工等の商品も新たに登場したり、これについては寄附額にすれば1,000万円を超えております。

ですので、産業振興の視点から生産品を、登録品を、商品開発という視点でいろいろ応援しながら今現在やっておりますので、議員が言われる新たなセンター的なものというのは、趣旨的には今理解できる場所であり、実際には役場の担当係がその役割を担いながらやっております。

始まったばかりですので、さらに必要であるというような状況が出てくれば、また集中的に支援するセンター的な考え方の支援策も必要かとは思いますが、ただ、今現在は、現産業振興課の体制で支援してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 応援寄附金以外の取り組みについてはまだこれからだというふうな感じを受けましたけれども、今やっている事務加入は、役場ははっきり言って直営というふ

うなやり方をしておりますが、できれば民営化、民営化といいたいまいしょうか、民間の活力をもっと使った方がいいのではないかというふうな思いもあります。

それから、そういうふうに販売支援をする場合の参加条件といいたいまいしょうか、農家についての参加条件、今、30年度から米の直接支払交付金7,500円がなくなるということになって、それはもう一つの要因としては、生産目標数量、生産調整を守らなくても何でもできるというふうな仕組みになるわけです。歯止めがなくなっているというのが米の生産自由化をするみたいな形になりかねないということがありますので、できるかできないか分かりませんが、今言った直売支援員やそういうことに参加する農家については、生産調整方針に従うということ的前提にしたらどうかというふうな、一つの縛りですね、それも案としてあると思います。

また、今後、今有機の認証等は県の認証を含めまして三川町でもやっておる生産者は多いですけれども、求められているのはJGAPというふうな、これは説明すると長くなりますので、新しい認証制度で、これは農薬を使うか使わないかは別、ちゃんと使うというふうな、衛生管理をちゃんと行うというような決まりを作って、それを守っていくということなんですが、それが一つの食料の販売先、販売上は非常に大きなウエイト、オリンピックの品目についても挙げられておりますけれども、そういうふうな認証についても、個人では非常に難しいので、どこかの機関で仲介するなり情報を集めたりするということが必要だと思いますので、そういうことも含めまして、販売支援センター的なものがぜひ今後とも民間を主体にしてできますように提言させていただきまして、農業関係の質問はこれで終わりにしたいと思います。

時間がありませんで申しわけないですが、婚活について再質問させていただきます。

現在の婚活の状況について、三川町は割と成功率が高いといいたいまいしょうか、そういうふうなお話を伺いましたけれども、外から見た感覚で大変申しわけございませんが、民間任せといいたいまいしょうか、行政としては少しお金を出して任せているというふうな感じが否めないわけです。行政方針を見ますと、農業委員会の行政方針の中に、女性農業委員の方を中心にとすることで載っているのみでありまして、婚活事業は農家だけの事業ではありませんので、この行政方針の中での方針の出し方も農業委員会に任せているというふうな傾向がありますので、この辺については大きな疑問でありまして、行政の中心課題として行政方針を述べるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 行政方針の中での婚活対策でございますけれども、企画行政の中でいろいろな、例えばまちづくり、地域づくり、いろいろな部分がございますが、すべての部分を行政方針の中で述べることもできないということで、今年度については特徴的な桜木の住環境とかの部分、それからいろり火の関係とか、重点を絞って掲載させていただいたところでございます。

行政としての婚活の部分については、先程の町長の答弁にもあったところでもありますけれども、現在、町の方として、県のやまがた出会いサポートセンター、そういった部分には会

員として入って、その中での民間の、前は官公庁、県を含めて県内35市町村すべて加盟しておりますし、民間の事業所も登録しております。

そういった中で、それぞれの人が望むような形での出会いの場を確保するという一方で、登録制をとりながら、また、昔でいう仲人的な、そういった人を応援する方の登録、そういった部分も、庄内の中でも鶴岡、酒田、遊佐町の方もおります。残念ながら、本町で山形県の出会いサポートセンターの方での出会いをサポートするコンシェルジュといますか、そういった方は本町で登録になっている方はおりませんが、町もそういった部分の声かけなんかしながら、登録になるような形で支援していきたいと思っておりますし、本町としても、出会いの応援ということで、今月も本町のなの花ホールにおいて婚活イベントを行って、6組ほどの成婚があったところであります。本町の住民の方も1名ほど入って、成果があったということで判断しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 先程の町全体の行政方針にするべきだという回答は得られていない、農業委員会に任せきりはおかしいのではないかとという質問に対する回答はなかったように思いますが、その点もう1点と、それから、なの花ホールでの婚活イベントはなの花ホール主催でやられたので、それに対して行政はどういうふうに関係しているのか、すべきなのかというのは私はすぐは言えませんが、ただ、本当に任せきりで、今成果はお聞きしましたが、行政の方は誰も来ないというふうに伺っておりました。

そういう意味で、先程の農業委員会だけに任せないで全体でやるべきだという主張と、今の行政の絡み方といたしまして、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 先程の施政方針の関係ですけれども、婚活の部分も企画行政についてはあるわけですが、先程も述べさせていただきましたけれども、企画行政の中で特に平成29年度、重点的に行っていく部分を中心に記述をしたところでございます。すべての部分を載せるということもできないということでご理解をいただければと思います。

それから、いろいろ火で行いました婚活につきましては、町の職員、企画調整課の職員も協から支えるということで、平成27年度につきましては自分と担当の補佐も出席しておりますし、今年度も企画調整課の補佐も、途中から業務の関係で少し離れてはおりますけれども、自分も最後、直接行って、その成果等を含めて、成婚した方ともいろいろお話を聞かせていただいたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） おられたということで、大変失礼いたしました。

少し方針として見えるように、農業者だけ、農業委員会だけではなくて全体の方針だというふうに見えるような形でぜひとも今後行政方針を作っていただきたいと思います。

それから、先程ですが、交流の機会を求めることで、まちづくりで新しい事業団体の創設ということに関しては回答がございませんでしたので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 新しい事業集団的な部分ということでございましたけれども、先程の町長の答弁の中でも、特に婚活の部分については今現在も、先程話がありました県全体の取り組み、それから、例えば庄内南部定住自立圏でいけばつるおか婚活支援ネットワーク、こういった部分でそれぞれの市町村相互に三川の若者等が鶴岡、庄内町の婚活、それから逆に、今回三川町で取り組みましたなの花ホールでの幸せで愛応援事業につきましても、むしろ本町の住民の方より、鶴岡、庄内町等の方が多く参加いただいておりますし、相互に定住自立圏の市町村同士でそういった出会いを共有しながら成婚に繋がるようにしたいということを考えておりますし、民間のそういったノウハウを十分活用してまいりたいというところでございます。

前、農業委員会の方で取り組んで、組織として動いた部分もありましたけれども、なかなかその成果もあって、現在はそういった取り組みの部分、なっていないこともございますので、民間のノウハウを活用しながら、定住自立圏を含めた県全体、それから鶴岡、酒田の定住自立圏の中で対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 今、まちづくり実施集団についての回答は少し明快ではなかったのですが、結局、1日、もっと長いのがあるのか、1日限りで、その場で出会ってすぐ決めてという、それで当然成果が得られるいい出会いになる場合もあるでしょうけれども、できたら少し時間をかけてといいたいでしょうか、お互いに人間を見られるような時間をかけた形が望ましいのではないかとことを思います。

昔は、青年団とかいろいろなそういう男女が一緒になる機会があったわけですがけれども、今はほとんどないと思います。三川は若干ありましたけれども、青友さんとかありますが、考えますと、三川町には非常に重要な実施集団といいたいでしょうか、トピア創造委員会というのがありましたけれども、もう解散しまして10年以上になりますか、それ以降、具体的にそういう青年たちが集まって活動する場がないのが現状ではないかと思えます。

これは婚活と直接の関係ではないかもしれませんが、私はそういう意味の青年の出会いを作るための機会を第二次トピア的なそういう集まりを作ってまちづくりに対する提言をもらったり、一つのイベントを起こしたりということ企画する、そういう事業を進めるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 三川トピア的な、そういった新しい集団を作って出会いの場を創出していくべきではないかということでございましたけれども、三川トピア創造委員会につきましても、これまで本町の方言文化の発信ということで果たしてきた役割、まちづくりに対する貢献は大きいものがあるわけですが、時代の変遷といえますか、こういった形で現在その組織もないというような状況を見ますと、改めて組織的なものを作って若者の出会いの場を作るということはどうなのかということについては現時点では考えていないところでありますし、庄内全体におきましても、庄内若者異業種の交流を深めるということで、

庄内支庁、それから庄内の5市町村が集まって、銀行とか金融機関を含めた異業種の方の交流を、行政としても、金融機関、異業種としても交流していくということで、先日もその打ち合わせが行われたところでございます。

そういった中で、異業種の方との交流を含めて、地域全体で婚活に向けて支援してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私は町単独でそういう、逆に三川町に他の人を連れてくるような形でのイベントというか企画が必要ではないかと思えますし、また、先程言いました婚活事業そのものも三川町単独で組織化して一つの組織体を作る、応援組織体を作るということが必要だというふうに申し上げまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時50分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、7番 田中 晃議員、登壇願います。7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員）

1. 高齢者対策について	1. デマンドタクシーの運用改善として、土日の運行や庄内病院までの拡大について実現を求めますが、所見を伺います。 2. 免許自主返納者に足となるタクシー券交付サービスを実現すべきと思えますが、所見を伺います。
2. 子育て支援について	1. 学校給食費を無料化に努力すべきと思えますが、所見を伺います。 2. 就学援助費入学前支給をはかることと合わせて、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費などを助成すべきと思えますが、所見を伺います。 3. 子育て支援医療給付事業について、高校生まで無料化をはかるべきと思えますが、所見を伺います。

私は、平成29年第2回定例会、2017年3月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

最初に、高齢者対策について2点伺います。

1点目は、デマンドタクシーの運用改善として、土日の運行や庄内病院までの拡大につい

て、所見を伺います。

2点目は、自動車免許証自主返納者の足として、タクシー券の交付サービスの所見を伺います。

2番目に、子育て支援について3点伺います。

1点目は、学校給食費無料化の所見を伺います。

2点目に、就学援助費の入学前支給とクラブ活動費・生徒会費・PTA会費などの助成について所見を伺います。

最後に、子育て支援医療給付事業について、高校生まで医療費無料化について所見を伺います。以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

なお、子育て支援に関する質問事項1及び2につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

初めに、高齢者対策について、デマンドタクシーの運用改善に関するご質問であります。現在のデマンドタクシーにつきましては、平日運行と利用範囲を町内に限定した運行を基本としつつ、現在は、1日7便、年間240日の運行を行っており、今年度の運行実績については、2月末日で295の方が登録を行い、延べ1,416人の方からご利用をいただいているところであります。

このデマンド型交通システムにつきましては、先程も同様のご質問にお答えしておりますが、道路運送法の規定に基づく一般旅客自動車運送事業として位置付けられており、バスやタクシーなど従来の公共交通機関を活用しながら、市町村における区域内の公共交通機能を補完することを基本的な目的としているところであります。

したがって、ご質問の町外医療機関までの通院利用等につきましては、路線バスや他のタクシー事業者の運行、さらには、隣接自治体の地域公共交通政策に影響を与えるものと判断されるところであることから、関係者による合意形成は相当困難なものにならざるを得ないと認識いたしているところであります。

しかしながら、町内における土日等の休日運行や便数の増加対応などの運行内容の拡大につきましては、ご要望もいただいているところであり、現在の利用実態や利用者の要望内容を分析しながら、今後の拡大等に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、免許自主返納者に対するタクシー券の交付に関するご質問であります。近年、全国各地で増加している高齢ドライバーの事故を受け、国においては、この3月に認知症対策を強化した改正道路交通法を施行することとしており、その円滑な施行に万全を期すとともに、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進めていくことが重要であるとしております。

本町におきましては、町が運行するデマンドタクシーのほか、民間においては通院や買い物における移動支援なども行われているところでありますが、県内の取り組み状況等も調査し、本町に合った高齢者の交通確保策について検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援医療給付事業に係る高校生までの無料化についてのご質問であります。医療費の支援制度につきましては、本来、重度心身障がい（児）者、ひとり親家庭等及び子育て支援策として、乳幼児等を対象に始められた制度であり、本町においては、子育て支援医療について段階的に拡充を図りながら、平成26年度よりは15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の医療費の自己負担を全額助成することとして制度化したところであります。

一方、この子どもの医療費助成によりまして、国民健康保険では、国庫負担減額調整措置があることから、地方サイドはこの国庫負担減額調整措置の廃止を求めているところであり、昨年12月に「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は行わないとされたところであります。

以上のことから、ご質問の高校生までの医療費助成の対象及び実施期間等につきましては、国、県、近隣市町村の動向を踏まえ、さらには、総合的な子育て支援策のあり方や国保特別会計を含めた財政的な負担などを十分考慮し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

学校給食費の無料化に関するご質問であります。学校給食法第11条においては、給食の運営に必要な施設設備の経費と調理従事者等の人件費は学校設置者の負担とし、それ以外の経費については保護者の負担とすることが定められております。

このため、本町においては、給食費の金額設定や食材の購入、献立の作成などにおいては、保護者の代表と学校関係者が組織する学校給食運営委員会において協議決定し、給食費の集金と食材費の支払い等は、学校ごとの独立採算により学校給食を運営しているところであります。

議員の質問による学校給食費の無料化につきましては、一部の自治体において保護者の負担軽減を目的に実施している例はありますが、本町におきましては学校給食法に定める費用負担の原則を尊重することとし、学校給食費の無料化につきましては、現時点では考えていないところであります。

なお、さらなる行政経費の節減が求められている中でありますが、学校ごとの自校炊飯・自校調理を堅持し、今後とも安全で美味しい学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、子育て支援という観点につきましては、町の重要課題である施設整備事業も控えていることから、支援施策全般のバランスも考慮しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度に関するご質問であります。経済的に困難を抱える家庭の児童・生徒に対する入学時の支援としては、就学援助費支給規則に定める「新入学児童生徒学用品費」の支給があります。

この支給事業は、児童生徒が入学時に必要とする学用品の購入経費を対象として、その一部を支給しているものでありますが、支給に関しましては町立学校への入学後に資格認定をすることとなっております。

このため、入学前の支給につきましては、制度上の仕組みにより困難であることから、入学後の早期支給に努めているところであります。

また、支援制度における対象区分の拡充に関しましては、財源等の関わりもあることから、まずは現行制度の維持に努め、支援を必要とする児童生徒に対し、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） それでは、通告の順番から質問していきたいと思えます。

まず初めに、デマンドタクシーの運用改善ということで、午前中は同僚議員から公共交通、デマンド関係を含めて質問がなされていますので、重複するところは避けながら、それでもなおかつデマンドタクシー運用改善についてのところを少し深めていきたいと思っています。

それで、デマンドタクシーの方で、午前中の中では、土日運行については拡大の方向で考えているということで、その点はすごくいいなとは思っていますし、今までデマンドタクシーで路線バスまでの接続が図れた、これは大変評価しています。

その上で今課題になっているのは、特に鶴岡市の医療機関にかかりたいという声が、昨年、町内会との議員との懇談会の中でも多く聞かれていますし、それから三川の中で特に高齢者の一人暮らしの方、それから高齢者で夫婦であっても運転免許証を持たれていない、車がない方を含め、やはり医療機関にかかりたいという願いがあると思うんです。

このことの生の声をどのぐらい当局の方はお聞きしているのか、まずその認識をお聞きしたいと思えます。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドタクシーの利用者の声をどのぐらい把握しているかということでございます。この部分につきましては、実際利用している方から直接、例えばアンケートという形ではございませんが、実際デマンドタクシーを運行している事業者、タクシー会社の方の運行責任者の方から、その辺の、例えば先程ありました休日運行、それから町外利用の部分の声等についてはいかがなものでしょうかということで直接お聞きしているところですし、以前デマンドタクシーの運行の際に、利用者の声をお聞きするというところでアンケート的な調査も行ったということで、その中でやはり一部の方から町外利用、それから土日運行という声があったということで、そういった部分の記録は持って認識しているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 今、アンケートがあったということなんですが、そのアンケートの中身で、先程午前中もあったけれども土日のところの要望をお聞きしたんですが、そのアンケートの中で、いわゆるその拡大、鶴岡市までのそういう要望の中身といいますか、その辺

のこのもう少し掘り下げた中身というのは分からないものですか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） そのアンケートの調査の中身で、要望事項ということで簡条書きで取りまとめたもので、例えば便数の増大とか、望む運行形態というような部分の調査ではありましたが、その中の自由記載の部分に区域の拡大、先程言われた通院の部分とか、それから休日運行という声もあったということで、例えばどのぐらいの比率があったとかそういう部分の調査はしていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 私の実感としまして、先年度、私どもで町民に対するいろんなアンケートをとったんです。その中で、やはり鶴岡市の医療機関にかかりたいというような声が圧倒的に多いというか、買い物とか土日に隣の鶴岡市に行って過ごしたいとか遊びたいとか、そういう声もあるんですが、医療機関に行きたいという声が圧倒的に強いのは、確かな声があります。

私はこの願いを何とか実現できないかと思っていて、午前中のお話を聞きまして、それを実現するうえで、三川町の中にある公共交通会議ですか、そのところの話し合いの進展と、先程町長も話されましたが庄内の南部定住自立圏、この中でお互いに足りないところをカバーしていくような、そういう交通の面のところの積み重ねというか、この二つの中で実現するしかないというか。

結局時間はかかると思うんですが、その機運を盛り上げていく中で、このデマンドタクシーの鶴岡市までの拡大というのが図られると思うんですが、その辺について、再度そのところの進め方についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドタクシー等、公共交通機関のそういった部分の運行拡大について、庄内南部での定住自立圏、それから庄内地方全体での連携、本町での地域公共交通会議の状況ということでございました。

本町の地域公共交通会議につきましては、これまで大きい部分については、課題として便数の拡大ということで、これまで平日運行を基本としながらも、当初5便であったものを7便、それから先程も話がありました、バスの運行と接続を良くして、ともに路線バスと運行を連携しながら接続の利便性を図るということで、これまで公共交通会議等でそういった部分が議論されてきたということで認識しているところでございます。

それから、庄内南部等の定住自立圏との連携でございますけれども、この部分については、庄内の南部のみならず北部でも同じ課題を共有しておりまして、今月の23日になりますが、庄内一円の、庄内支庁も含めた形で地域公共交通の担当者の情報交換会ということのを初めて企画して、そういった区域外の部分、それから休日運行とかいろんな部分、その辺、庄内の公共交通の課題について情報交換をしましようということで、今月下旬に集まって情報交換する予定にしているところでございます。

そういった中で、こういったものについては本町単独での解決には当然至らないわけです

ので、バス事業者、タクシー事業者、さらには隣接の自治体との連携を踏まえないと解決できない部分でございますので、こういった情報交換会でお互いの課題等を情報交換しながら、課題解決に向けて進んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 鶴岡市との関係になると思うんですね。鶴岡市との繋がりでは、介護も医療もごみのことも、それから消防のことも含めて、様々な繋がりを持って進めていくところがあると思うんです。それと同じように、公共交通の部分でも、さらにそのこのところ、お互いに、三川町の困っていることとか足りないところを鶴岡市の方に理解してもらおうとか、分かってもらおうとか、そのこのところの押し出し方を強く進めていってほしいと思うんです。

私が思うには、今、もし仮にデマンドタクシーが鶴岡市まで行けるとしたら、まず最初に、三川町は駅がないものですから、鶴岡駅の東口に行けば鶴岡市の各方面に行けるバスがあると。そこに乗り換えて様々に利用できるのではないかと、路線バスの接続といえはそういうところも視野に入れて進めていけるのではないかと考えていますし、これからも強くさらにそのことについて、諦めない限り願いは叶えられると私は思うので、そのこのところを進めていくことを求めたいと思います。

次に、2番目の、免許証自主返納者の足となるタクシー券交付サービスについて質問していきたいと思うんですが、先程町長の答弁では、三川町に合った高齢者の免許証自主返納者への支援を考えていくという答弁でありました。

免許証自主返納者の足となるタクシー券交付サービスについて、県内ではこれまで17市町村がバスやタクシーの無料券交付などに取り組んでいます。今、寒河江市など7市町村が返納者への特典支給を予定しています。

隣の庄内町の返納者支援事業では、タクシー利用券が最大2万円、500円で40枚が支給されていると。1回の乗車で複数も使えて、そしてまた毎年支給されているということで、今これが注目されていると。

それで、私がこの間警察署の方に行ってきたんですが、現在、三川町で免許証自主返納されている方は何人ぐらいいらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 自主返納者の人数については掌握しておりません。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 私、鶴岡の警察署に行って、自主返納者について聞いてきました。

現在は14人の方が自主返納されています。去年の12月12日時点の人数でございます。そのうち65歳以上の方が12人、そして一番高齢な方が、九十数歳の方が1人います。そこまで本当に頑張ってこられたみたいなどころがあると思うんですが、ちなみに、平成22年のときには5名だったんです。三川町は鶴岡市に比べて人口が少ないものだからそういう数なんです、それでも5人から14人と2倍に上がっている。これはやはりどこの町でもそうなんですが、高齢化が進んでいる、その証であるのではないかと思います。

やはり高齢になるとなかなか体も動かないし、条件反射も悪くなるということで、本当に運転に自信がなくなるということで、それを考えていかなければいけないというところはあると思うんです。

私の知っている方は、80歳を過ぎて、次のときに思い切って免許証を返したいけれども、やはり足がなくなって、先程の話になりますが、病院にも行けなくなる、それから買い物にも行けなくなる、そういうことがあると思うんです。

早い話、先程の話になりますが、デマンドタクシーが鶴岡市まで拡大になればこの話はなくてもいいのかなというような話はすると私は思うんですが、差し当たって、思い切って、事故を起こされる前に免許証を自主返納するためには、三川町にとっての特典といいますか、免許を返しても安心できる、そういうことが必要であると思いますが、この点について再度お聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 質問にありましたとおり、自動車の運転に不安を感じる高齢者の方々が免許を返納しやすい環境を作るというのは非常に大切なものというふうに町としても認識いたしております。この点については議員と同じ考え方でございます。

ただ、町として今考えておりますのは、検討を進めようとしておりますのは、免許を所持している方の交通の確保だけでいいのかという疑問を持っております。やはり本町においても、免許を取得していない、所持していない高齢者もいらっしゃいますので、そういった方々も含めた高齢者全体の交通の確保、それについて町としてきちんと対応していくということが大切であろうというふうに思っております。

一つ前の質問で、デマンドタクシーについては、その運行内容の拡大に向け検討していくということで町長が答弁申し上げておりますが、この免許の自主返納についても、そういった多方面からの高齢者の交通確保策を講じながら、自動車の運転に不安を感じる高齢者の自主返納が進む、そういった環境づくりに努めていくというのが今の町としての考え方でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 免許自主返納者の方以外でも高齢者全体のことを考えていくということはよく分かります。そのことは大事であるのですが、私は免許証自主返納者のことに限って今質問しているのは、先程言いました、鶴岡警察署に行って担当課の方と免許自主返納のことについていろいろお話した中で、自主返納者にとって一番思い切って免許証を返せることになるには、一番支給されてうれしいのは、バスとか様々ありますけれども、タクシーが一番もらえると助かる、思い切って返せるはずみになるということでした。

だから私はその意味で先程庄内町のことを紹介したんですが、このことについても町の方で検討の余地があると思いますし、県内でも様々なところでタクシー券を中心に多くやられていますので、警察の方でもやはりタクシー券が一番いいんだというようなことを考えているところがあるものですから、その辺について、もう一度検討の余地はないかお尋ねしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 議員の質問の中で、県内で運転免許証自主返納者への支援をしている市町村が17というご紹介がございましたが、私の持っている資料でございますと、平成28年10月10日現在の資料でございますが、16市町というふうになっております。割合にして45.7%ということで、県内において支援している自治体はまだ半数以下という状況でございます。

ただ、こういった中においても16市町においては様々な支援を行っておりますので、そういった内容も再度調査いたしまして、町長の答弁にありまして、三川町に合った支援策、それはどういうものかというものを検討してまいりたいと考えておりますので、検討する余地はないのかというご質問でございますが、その点については今後十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 私、17カ所と言ったのは、私が持っている資料が直近で28年4月14日現在のものであります。この資料に基づいて言いました。そしてまた、新聞紙上で、いろんな各町村で予算の円グラフが載っていますが、その中で17よりも増えているところがあると思います。今言われたように、今のタクシーのことを含めて検討していただくということで、強く求めたいと思います。

それから、次の質問に入ります。

学校給食費無料化についてということで、先程、まず現在のところは考えられないということなんですが、ただ、世の中の趨勢といいますか、それから、今本当に全国で学校給食費無料化の流れが高まっているというようなところは新聞を読んでも分かるんですが、現在、この間学校給食無料化については自治体の取り組みが大きく前進しています。

現在全国では、二千七百いくらかあるうちの62であります。確実に62の自治体で無償化の広がりを見せています。それで、県内ではすでに、私が分かっているところでは、村山市、南陽市、尾花沢市、西川町、大蔵村が何らかの形で補助しています。寒河江市でも2017年度から段階的にあります。

学校給食無償化については行っているところが、すみません、私が今、学校給食費のことでありましたね。寒河江市では2017年度から段階的に小学校を無償化しています。第3子以降の給食費無償化と併せて実施しています。大江町では、2017年度から町内の小学校6年生と中学校3年生の給食費を無償化する方針を固めたということです。鮭川村では、2017年度から村内の小中学校の給食費が完全無料化になっています。

やはりこれだけ自治体でもって進められているということなので、ぜひ三川町でも検討がなされないか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 学校給食費の無償化につきましては、先程教育長が答弁いたしましたとおり、現時点ではその考えはないところでございます。

これまでも町といたしましては、行財政改革の中で自校炊飯、自校調理を堅持するために、

業者の民間委託というものを取り入れてきてまいりましたが、給食費そのものは、先程、全国の流れというお話がございましたが、教育長の答弁のとおりでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 教育長の答弁だということで教育長にお聞きしたいのですが、憲法26条には義務教育は無償とされています。先程町長が言った、学校給食法11条は、調理施設費や人件費は自治体などの学校設置者が負担し、食材は保護者が負担すると決まっているということですが、しかし、この法律が施行されたときの事務次官通達に、自治体などが食材を負担することは禁じないと載っております。無償化しても問題はないということなんです。

これについては、学校給食は、今は食事のあり方、栄養の知識、旬の食材、地域の食文化などを伝える教育の一環の食育となっていると思うんです。教育の一環だと思うんですが、現状から見て、子育て世代にとってはとても必要な施策だと私は思います。

この学校給食無料化は、子どもへの投資は三川町の未来への投資ではないかと私は思っていますし、すぐに結果が出るものでもなくとも大きな決断はあると思いますが、この投資を惜しむべきではないと思いますが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 今、食育と出ましたが、私は無料化することが食育ではないと思います。もう少し食育を、ありがたさ、感謝とか、それから礼儀作法。ですから、無料化と食育は切り離して考えた方がいいのではないかと思います。

それから、やはり学校給食法第11条が生きていますから、よそがやっているからやるのではなくて、三川は三川なりの、もしそういう財源があったならば、いろんな形で教育委員会としてもまだまだやってほしいことが多々あります。負担してもらいべきものは負担してもらい。

それから少し離れるかもしれませんが、私は私なりに、今、行政の中で、自助・共助・公助という言葉がありますが、やはり生きる力というのは自分で何かやらなければいけない。周りがやりすぎると、あまりにも公助で安易に助けてしまうと、子どもが育った場合に、大人になって問題に遭遇した場合には自分で解決できない。自助あるいは共助ができない。

ということで、やはり私は教育、人間のあるべき姿としては、まず自力で頑張ってもらい、お互いに助け合う、それから公の力で助けてあげると。それが教育的ではないかというふうに私自身は思っている次第です。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 自分の力で生きていくことが大切だということ、そういう認識であります。やはり憲法26条が生かされるのならば、やはり教育は無償化ということは給食のところまでも、教育の一環として食育はあるんだと私は思いますし、そのこともまたこれからの流れの中で、子育て支援は総合的だということを言われますが、優先順位が確かにあるとは思いますが、私が今強く思っているのは、今の時代の中でどんどん貧困と格差が広がっていく中で、働く子育て世代が大変になってきている。保護者の負担軽減という、そういうと

ころにおいても強く、すぐにでも、完全給食費無償化はできないと思いますが、寒河江市のように4年間かけてだんだんに給食費無料化を進めていくことが必要だと思いますので、この点について強く求めまして、次の質問に移らせていただきます。

就学援助費入学前支給を凶ることと併せて、クラブ活動費・生徒会費・PTA会費などを助成すべきということの再質問になるんですが、PTA会費・クラブ会費・生徒会費の準要保護における拡充ということであるわけです。これについては、前のとき、私、一度このことについて質問しているんですが、2005年に小泉内閣の三位一体税源移譲改革で、2005年に国庫金がなくなったと同時に一般財源化されたということで、完全に地方交付税の中に算入されたためにこの品目がなくなってしまったということなんですが、これが2010年に生活保護法の中ですが、新たにPTA会費・クラブ会費・生徒会費が種目として出されたということで、お隣の庄内町が実際にPTA会費・クラブ会費・生徒会費を出されていると思うんです。そのとき、前の答弁では、結局庄内の中で唯一、庄内町だけだと。そして鶴岡市や遊佐町、三川町を含めて出していないのでということと、それとあと、要保護、生活保護基準に比べて三川町は1.5という高い基準のものがあるから、それでもってバランスということがあるんですが、私が思うには、やはり年々格差と貧困が広がっている中で、再度このPTA会費・クラブ会費・生徒会費の準要保護についての品目として取り入れるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（小林茂吉議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 就学援助費の件につきましては、昨年も同様の質問をいただきまして、ただいま議員が紹介されたように私も答弁いたしました。その当時と状況は変わっておりませんので、その答弁を踏襲いたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 答弁は変わっていないということなんですが、結局、庄内町の準要保護の方たちは直接今言った三つの項目の恩恵にあたっているわけなんです。そういう意味で手厚くされている。そこが今働く若い世代にとっては、一番大変になっているときに、そこに光を当てているということだと思うんです。私は、そこは三川町にとっても緊急に取り入れるべきだと思うんですが、いま一度お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） ご質問ありましたとおり、子育て世代、お子さまを抱える家庭にとっては大変な状況だというふうに理解をしております。それに応えるようにこの就学援助制度があるわけですので、現在ある制度をまずは堅持してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 堅持するとのことなんですが、私はそのところはこれからも状況の中で含めまして質問して行ってまいりたいと思います。

その前に、先程言った、就学援助費の入学前学用品のことについて質問したいと思うんですが、これも県内でも多くの市町村で入学前支給が凶られてきています。隣の鶴岡市は、2018

年度からに向けて準備に入ったと昨日の新聞に載っていました。

だから、これについても三川町でも取り入れるべきだと思いますし、先程言った、その前の教育課長の答弁では、三川町は5月に支給されていると。だけれども制度上で難しいんだということでありました。町立学校に入った場合に、入ってからの認定になるということなのですが、全国、それから県内でも、鶴岡市でもそうなのですが、そここのところは認定の仕方を工夫すればできるということなんですね。その点についても三川町で大いに取り組むことができると思うんですが、この点についてどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 入学準備用品の入学前支給の件につきましては、昨年同じような質問をされた際に、制度上の中でできないというふうにお答えいたしました。同時期に鶴岡市の方も同じような質問が出ておまして、慎重な対応をしたいというふうに答えていると私も聞いております。

この入学前につきましては、他の自治体においても同様な取り組みをしているところもございませう。本町において、前回の質問等もありましたのでいろいろ内容を調べておりますけれども、例えば中学校への進学については小学校の児童を基本的に把握しておりますので、3小学校から中学校の方に進学してまいります。現在のこの就学援助の仕組みについては、民生・児童委員、そして学校長の意見をいただいて認定をするというふうになっております。中学校への進学にあたっては、すでに認定されている家庭のお子さまが進学するという前提で考えたときには、現在の審査会そのものを前倒しして時期を早めて行う必要がございませうので、そういった見直しは必要になってまいりますけれども、中学校への支給については検討していく必要があるのかというふうには考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 中学校の方の検討は、分かりやすいから私もすぐに始められるとは思いません。

認定ということなのですが、様々な工夫をしてというようなところでは、これも朝日新聞か何か載っていたんですが、北海道の室蘭市では、認定は所得にかかわることなものですから、認定の仕方として前年の所得ということになるわけです。それが全国の各市町村では大体5月頃にはっきりするという規定なものだから支給が遅くなるということなんです。室蘭市の場合は、前年より前々年の所得を確かめて、それで認定を行うということにするということで、入学前支給が決まったということがあると思うんです。

三川町の場合、先程課長が言ったようなこと、審査会とかいろいろありますが、例えば11月に小学校の入学説明会がありますよね。そのときに認定ができないかどうかと、それからだと十分間に合うのではないかと思います、この2点について伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 審査会の時期につきましては、本町においては4月の中旬に審査会を行っております。これにつきましては、通知により、新年度に入って早々に少しでも早く入学準備費用の支給を行うようにというふうなこともございませうので、私どもの方につ

いても、前々年の所得に応じてその認定を行っているところでございます。本来であれば、5月以降に前年の所得についての認定となるわけでございますが、その支給を早めるために前々年の所得を使っているものでございます。

また、小学校についても今お話ありましたとおり、先程中学校の例を持ちましたが、中学校においてもやはり11月、12月に入学準備用品の取りまとめをいたします。これについては、基本的にはかなりの金額になっておるのも把握しておりますし、内容についても、制服、体操着あるいは自転車、自転車については斡旋ではございませんが、通学かばん、そういったものもあります。

一方、小学校においては、基本的にズック、体操着等については同じものを使うわけですが、すべての児童、家庭において同じものを購入するというふうな形にはなっておりません。お下がりもあるでしょうし、あるいは他の方からもらったものというようなこともあるのかと思います。

そういった面では、取りまとめ時期に合わせて認定を行うということも可能だと思いますが、先程、昨年も申し上げたとおり、他の幼稚園あるいは保育園等に入っている園児の方もいらっしゃいますので、まずは学校長の意見を聞くことができないという分が大きいのかなと考えています。

そういったことでは、先程申し上げた中学校についてはそういった問題をクリアできる可能性もございますので、審査会の方での協議をさせていただいて、制度として取り組めないか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 小学校の方は、今、課長が言われたことで、そういうことをクリアしなければいけないということなのですが、県内でも、全国でも、入学前の小学校、中学校の支給が進んでいると思いますし、そこはやはり入学前にできる、そういう条件を整えたと思いますので、その辺は各市町村のところを三川の方だったらどうなるのかということ併せながら進めていってほしいと思います。

それで、もう1点質問したいんですが、29年度から、新入学児童生徒学用品費について値上がりしたと。2万470円から4万600円。そして、中学生は2万3,550円から4万7,400円になったと思いますが、このことについての内容を伺いたと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） ただいま質問ありました金額につきましては、要保護児童に対する就学援助費の補助金の基準額でございます。先程来、私たちがご意見として質問いただきました内容は、準要保護世帯に対するもので、最初紹介ありましたとおり、平成17年度から自治体がそれぞれの裁量の中で行っているものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 要保護世帯についての基準があったということで私も理解しているんですが、この新入学児童生徒学用品費については、準要保護にも結局一般財源の方から充当するわけでありまして、そこについての町としての要保護基準が、額が上がったと同時に

このことについても増額すべきだと私は思うんですが、その点についてどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） ただいま申し上げた金額については要保護の支援制度でございます。先程来ありますとおり、自治体がそれぞれの裁量において行っておりますので、先に質問あったように、支給していない品目もあるのと同様に、三川町においてもこれが適切なかどうかということは検討していく必要があるというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 6人に1人の子どもたちが貧困状態に置かれているということと、それから、ひとり親家庭は2人に1人ということになっています。このことを踏まえまして、ぜひ検討を進めていってほしいと思います。

最後の質問になります。

高校生、医療無料化についてということで、これは平成27年6月議会で質問しています。この間、遊佐町に引き続いて川西町が2017年より無料化を実施するというので、そして天童市では市レベルで初めて18歳までの医療費無料化を実現するということです。全国の事例でいいますと、岡山県奈義町では医療費無料化を高校生まで実現し、それで平成26年の合計特殊出生率は2.81になったと発表しているんです。

だから、少子化に歯止めをかけ、子育て支援のことについて呼び込むために、これから桜木周辺に新しく団地ができるということもありますし、呼び水として、子育て政策のバランスの中の強いアプローチということで、高校生までの医療費無料化を私は実現すべきだと思っています。

そのための財源としては、天童市もそうですが、ふるさと納税寄附金を活用すべきではないかと私は思いますが、この点についてどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 子育て支援医療給付事業につきましては、県の補助制度を活用しながら町独自の上乗せということで、現在、中学生までの通院、入院の部分を完全無料化しているところです。

先程、町長からもありましたように、子育て支援の全体のあり方、また、財政的な負担などを十分考慮して慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 検討していくということですが、前回質問したときに、町では200人の高校生がいます。それで、300万円から350万円ぐらいの費用がかかるということで、他の方の子育て、給食費に比べれば額が1桁違うと私は思います。一番早く実現しそうなことだと私は思いますので、ぜひ検討を強く進めていってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、7番 田中 晃議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 1時59分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、9番 梅津 博議員、登壇願います。9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員）

1. 施政方針について

1. 厳しい財政状況の中、いろり火の里推進事業や地域交流・子育て支援施設整備事業などの重要事業を含め、平成29年度の町政運営方針が示されているが、今後の中期的な財政計画をどのように捉えているか、伺う。

2. 地域産業の育成と振興を図ることは、町勢の継続的な発展のために、最も重要であると認識する。

基幹産業である農業の振興に向け、新規事業も始まるが、本町農業の将来像をどのように捉えているか、伺う。

2. 健康増進策について

1. 超高齢化社会を迎えた今日において、生涯に渡り健康で生き生きと暮らして行ける環境づくりが重要であると認識する。

健康の維持と増進を図る対策をどのように進めていくのか、基本的な考えを伺う。

2. 年代や体力に合わせた各種事業や講座などについて、体系的な整備と継続的な事業への取り組みが必要であると考え、今後の方針を伺う。

平成29年第2回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

初めに、施政方針について伺います。

1点目として、厳しい財政事情の中、いろり火の里推進事業や地域交流・子育て支援施設整備事業などの重要事業を含め、平成29年度の町政運営方針が示されていますが、今後の中期的な財政計画をどのように捉えているのか伺います。

2点目として、地域産業の育成と振興を図ることは、町勢の継続的な発展のために最も重要であると認識します。基幹産業である農業の振興に向け、新規事業も始まりますが、本町農業の将来像をどのように捉えているのか伺います。

次に、健康増進策について伺います。

1点目として、超高齢化社会を迎えた今日において、生涯にわたり健康で生き生きと暮らしていける環境づくりが重要であると認識します。

健康の維持と増進を図る対策をどのように進めていくのか、基本的な考えを伺います。

2点目として、年代や体力に合わせた各種事業や講座などについて、体系的な整備と継続

的な事業への取り組みが必要であると考えます。今後の方針について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

初めに、中期的な財政計画に関するご質問であります。本町においては、毎年3月に、国の地方財政計画や今後の経済見通しなどを勘案するとともに、当該年度の決算見込みなどを踏まえて、将来5年間を推計した中期財政計画を策定しているところであります。

平成28年3月に策定いたしました現在の中期財政計画においては、ご質問にありました、いろり火の里推進事業や地域交流・子育て支援施設整備事業のほか、公共施設等長寿命化対策事業、かわまちづくり整備事業など、重要かつ長期にわたる施策に取り組むこととしているところであります。

これらの事業につきましては、国、及び県支出金等補助制度の活用や、温泉施設基金、教育施設整備基金及びふるさと基金の繰り入れなどにより必要な財源の確保を図ることとして計画を策定しているところであり、今後におきましても、同様の考え方のもと、計画を更新してまいりたいと考えております。

また、今後5年間の財政運営の状況について、まず、起債残高については、地域交流・子育て支援施設の建設に取り組む平成31年度に、おおよそ55億円に達するものの、平成33年度以降は50億円を下回り、さらに、実質公債費比率及び将来負担比率についても、現在の水準を維持できるものと見込んでいるところであります。

今後とも、良好な町政運営が図られるよう、国の動向等を注視しながら健全財政に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域産業の育成と振興について、特に本町の基幹産業である農業の振興についてのご質問であります。梅津議員の言われるとおり、本町の基幹産業である農業の振興を図ることは町勢発展の要と捉えております。

しかしながら、農業の置かれている現状は、近年の米価の低下に加え、農政改革の不透明さが相まって、将来の不安要素が増しているところであり、そうした中で、稲作農業を中心とした本町農業の将来像を描くことは、大きな変化を受け入れる覚悟と準備が必要であると感じているところであります。

町といたしましても、主体者である農業者とともに知恵を絞り、また実践を通して、引き続き、将来に描く農業の構築に向けて取り組んでまいりたいと思うところであり、その基軸となるのは、何をおいても全国屈指の「米どころ」としての地位を築いている稲作農業にあると考えております。また、農産所得の獲得と拡大という視点から、稲作農業に園芸作物や加工農産品の生産販売を組み入れていくことが、描くべき農業の姿の一つであると考えているところであります。

このようなことから、町の農業のマスタープランとなる農業経営基盤の強化に関する町の基本構想や、地域水田フル活用ビジョン、人・農地プランを実施計画として位置付け、着実に継続して進めてまいりたいと考えております。

次に、健康増進策についてのご質問にご答弁申し上げます。

1点目の超高齢社会における健康維持、増進を図る対策についてであります。本町におきましては、現行の「高齢者保健福祉計画」及び「健康づくり計画」等に基づき、町民の生涯にわたる健康づくりについて、年代別に課題を整理し推進を図っているところであります。

特に、高齢期における健康づくりについては健康寿命の延伸や介護予防、認知症予防等について、個人、地域、行政で取り組むべき役割等について、その方策を示しているところがあります。

一例を挙げれば、健康診断結果に基づく相談や保健指導、また、それぞれの健康課題などに応じた健康教室や筋力トレーニング教室等の開催など、健康の維持、増進に係る事業実施と啓発に努めているところであります。

今後は、健康で安心して暮らせる生活の基盤となる「地域包括ケアシステム」を基本に据え、これまで以上に地域組織やボランティア及び老人クラブ等との連携を図り、より身近な場所において介護予防や健康増進事業へ参加できる仕組みづくりに努力してまいりたいと考えております。

2点目のそれぞれの年代や体力に応じた体系的かつ継続的な健康増進事業の展開についてのご質問であります。現行の「三川町健康づくり計画」により、町民が主体的に健康づくりに取り組む「自助」や、家庭や地域の繋がりによる「共助」、そして、これらの活動を町が支援する「公助」という基本方針のもとに、生活習慣病予防対策に重点を置き、健康づくり教室等の開催や町内会における健康まつり等への支援策を継続的かつ計画的に展開しているところであります。

今後におきましても、町民の健康維持、増進を図るため、課題を的確に捉え、現在の事業に対して見直しと改善を加えながら、関係団体等との連携を図りつつ積極的に事業展開を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） それでは、通告順に再質問させていただきます。

最初の中期的な財政計画の件であります。

ただいま町長答弁の中にありましたとおり、必要財源の確保、それから健全財政に努めるというような言葉もあったようでございます。この健全財政の維持によります良好な町政運営、これは最も基本的なことであると認識いたします。

そこで、再び町長をお願いしたいのですけれども、健全財政、これを維持するために財政運営において心がけるべき重要なポイント、最も心を砕くべき重要なポイントについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町の行財政運営並びに行財政改革という部分の基本につきましては、私は就任以来、国、県あるいは地方公共団体がしっかりとした信頼関係のもとに行政運営を行わなければならないというようなことから、まず第1点についての行政運営においては、行政運営の基礎となる予算編成においては、やはり国の財政状況等も十分勘案しながら、入

るを量りて出ざるを為すというこの基本的な姿勢を今までも町政運営の柱に据えてきたところでもあります。

このようなことから、今までの国の経済あるいは財政状況においても、非常に将来的な不安要素もあったわけではありますが、三位一体改革以降、国の様々な経済対策、金融緩和等も含めて、より安定した財源の確保がなされたというようなことで、ここ近年においては翌年度に繰り越す事業というものが大変多かったというようなことから、ある面においては事業の継続性と、さらには財政的な措置という部分からすると、職員は事業執行においては非常に大変な苦労があったわけではありますが、そういう中において、今までの経過というものを十分踏まえながら、これからも安定的な財政基盤の構築をやらなければそれぞれの施策展開ができないというようなことでありますので、引き続き健全財政を維持していくということが重要だと認識をいたしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 町長がおっしゃるように、まずは安定的な歳入というものが一つ必要なことかと思えますし、いろいろな事業をやりたい、歳出の方の希望というものは非常に目白押しといたしますか、次々出てくるわけでございますけれども、そういったものについて、いかに歳入との見合わせの中で計画的にやっていくか、そういう部分が必要なのかと思っております。

そこで、歳入に関して若干詳しく伺いたいと思っておりますけれども、今、安定的な歳入の確保、そういった観点からしますと、大きな要素というのは町税、地方交付税、国県の支出金、各基金の活用、繰入金という形になりますけれども、それから起債というような大きな項目があるかと思えます。この中で特に近年注目すべきは、ふるさと応援寄附金、あるいはそれを財源とするふるさと基金ではないかと思っております。

29年度の一般会計において自主財源比率、これを計算しますと、実に41.59%に上るようでございます。前年度は35.36%でありましたので、この数字自体非常に高い数字であると。近年においては高い数字だったわけですが、それをさらに6ポイントも上回る、非常に自主財源比率の高い予算になっております。

その主な要因というのは、寄附金と言われる項目の中で、ふるさと応援寄附金の5億円の計上、それからふるさと基金というものの繰り入れ、こういったものが大きな要因になっているのかと私は認識しているところでございます。

ところで、このふるさと基金、ふるさと応援寄附金を原資とするわけですが、このふるさと基金について、今後の5年間ぐらいの中でのふるさと基金の積み立て、これの見通しについて、当局はどのようにお考えでしょうか。伺いたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） まず、ふるさと応援寄附金に関してでございますが、これにつきましては、一定程度ふるさと基金に積み立て、貴重な財源として管理するとともに、後年度において子育て、教育、産業振興等、まちづくりに繋がる、特に新規事業等の財源として繰り入れを行い、計画的に活用するという基本的な考え方のもとに積み立てを行っている

ころでございます。

それから、このふるさと応援寄附金に係るふるさと基金の今後の状況についてでございますが、まず、ふるさと基金につきましては、ふるさと応援寄附金のおおむね4割を積み立てしているところでありますが、ご承知のとおり、このふるさと応援寄附金は将来の予想が非常に困難なものというふうに捉えているところでございます。そのような中におきましても、平成28年度、今年度末には2億8,000万円程度を確保できるというふうに推計しているところでございまして、さらに地域交流・子育て支援施設整備事業のピークとなります平成31年度には4億円前後の基金を確保できるものと推計しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 確かに寄附金ということで、今、総務省から全国での寄附金のいろいろな行き過ぎた競争というものも若干注意を受けている状況にもあるかと思えます。ただ、三川町においては、寄附金の趣旨に沿って寄附額の半分返し、しかも特産品に限るものということをやっているということで、何ら差し支えはないわけでございますけれども、ただ、ふるさと応援寄附金なるものの全体的イメージが悪くならないのかなという危惧はされるわけでございます。

今、担当課長から最もふるさと基金を活用すべき31年度の積立額としては4億円前後というものを計算しているということでございました。確か、地域交流・子育て支援施設での繰り入れ、4億弱、3億6,000万円程度だったと思いますが、それに見合った金額というのが想定されているということで理解いたします。

一方、歳出の面ですが、この中で大きなものというのは、やはり普通建設事業、今後取り組まれる建設事業かなと思ったところでございます。

最初の答弁にもありましたが、平成31年度の地域交流・子育て支援施設、この建設については全体で13億5,000万というような基本計画の時点での金額が予想されるということでございますけれども、これに見合った起債なりの処置によって、一時的には起債残高55億というものが、その後順調に減って50億、今も50億を切る状態になっているわけですが、そういった状態にすぐ戻るというような見込みも伺いました。

それで、先程の答弁の中で触れられなかった部分についてお聞きします。

以前の、これは平成24年に提示されました三川町の公共施設耐震・長寿命化計画というものがあるわけでございます。その後、毎年見直しをしながらこの計画がほぼ計画に沿った形で実行されているということで認識いたしますけれども、今まで毎年見直されてきた中で議論になった点、一つは町営住宅の北田団地の件であります。非常に老朽化が進んでいるということで、この団地をどうするかという方向性がまだ出ていなかったと思えますし、これは北田団地に限らず町営住宅の今後のあり方、そういうものも視野に入れながらこれは検討すべきかと思っているところでございます。

再び町長に伺いますが、今の時点でまだこの方向が決定されていない町営住宅のあり方なり北田団地の今後の対応、どちらかといえば町営住宅の構想といった点に絞ってもらってもいいわけですが、その基本的な考え方について町長から伺いたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町においては、公共施設の総合管理計画をもとに、今までの施設の管理手法についていろいろと検討しながら事業の推進を図ってきたところであります。こうした中において、一番の大きな要因というのは、6年前の東日本大震災において、公共施設の耐震長寿命化ということを最優先に取り組まざるを得なかったというようなことから、特に本町においては小中学校等の教育施設、あるいは庁舎等も含めた他の公共施設の耐震長寿命化ということを優先して行ってきたわけであります。

その当時の中期財政計画の中においては、ただいま梅津議員も言われていましたように、いろいろ火の里施設、あるいはこの町営住宅等も含めたりリニューアル、あるいは整備手法についてどうすべきかということを検討したという経緯がございます。

しかしながら、現状においては、他の喫緊の課題のための政策的な事業を優先するというような状況におきましては、今後の検討課題だというふうに捉えているところであります。

こういう状況には、今までの経緯の中においては、公営住宅、町営住宅の役割というものがどうのものかということが当時の公営住宅の施策的な導入といった部分と、現在の社会情勢の中における公共的な町営住宅等の今後の施設の管理計画も含めた形で維持、補修、修繕をするのか、あるいはいつかの時点で建て替えをするのかということについては、やはり当時の設置目的と今の社会情勢が大きく変わっているというようなことも現実であります。

そういった点も含めて今後どのような対応が必要かということは、当然庁舎内部でも検討はしていくわけでありますが、議会からも今後のこの公共施設等の総合管理計画における様々な課題についても情報を提示させていただきながら、今後のあり方というのは検討する段階には入っているのではないかという認識をいたしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） これは非常に大きな課題なのかなと私も思っております。町で持つべき公共施設というものを、今までどんどん広げてきた経緯がありますけれども、そのような考え方がいつまでも通らない状況もあると私は認識しております。

そういった観点からすれば、町の財産としての町営住宅というよりは、民間の住宅を借り上げるようなやり方の町営住宅という手法も当然ありますし、様々の制約なり規定はあるようでございますけれども、そういったものも含めて、今後視野に入れながら検討すべきかと思っております。

こういった耐震長寿命化の対策というものは、今後の財政計画の中で非常に大きなウェイトを占めていると思っておりますけれども、おそらくこの先5年、あるいはもう少し先までかもしれませんが、そういった中で、建築物についての長寿命化、あるいは耐震化も含めたこの対策は終了するのかなと私は思っておりますし、その後は所有財産の中での道路あるいは橋梁といったものへの事業に移っていくのかなと。また、将来はこういったハードものからソフトへの切り替え、これは順次進めていく必要があるのかなと思ったところがございます。

いずれにしましても、今後とも健全財政の堅持というものを念頭に置きながら、安定的な歳入の確保、それから情勢の変化に的確に対応しながらの計画的な事業実施、これをぜひ心

がけていただきたいというふうに思います。

次に、農業の将来像についてであります。

この課題に対しては、答弁の中でもありましたし、午前中の6番議員の質問のやりとりの中でもありました。要するに、国の農政自体の不透明さというものが、やはりこの地方自治体、町としての方向性を狭める非常に大きな足かせになっているという認識は私も持っております。

しかしながら、不透明さあるいは先行きが見えないということは確かですけれども、ただ、ある意味はっきりしていることもあるのではないかと私は思います。一つは、先程の答弁の中でも大きな変化に対する覚悟と準備というお話があったわけですが、今の米の改革、これは農水省が文書等でも確か出していたと思いますが、今まで特別扱いされていた米、これは野菜などと同じ普通の品目になります、そういうことだと思えます。

また、先程以来こだわりの米、売れる米づくりという話もありますけれども、自助努力、要するにこの自助努力というのは農家個人だけではなく、町、それから県も一緒にやるという表明をしているようですので、県、それから販売の一番主役となるべきJA全農山形、これまでも一体となった自助努力、こういったものが必要だろうと。

それから、生産ありきではなく、販売ありきだと私は思っております。要するに、出口から遡っていくら作るのか、そういったものが指標になっていくと思っております。

どれだけ米を作るのかといったときには出口からの数字、これを各農家に割り当てるといことになるのではないかと私は思うのですけれども、その辺の認識あるいは覚悟というもの、どのようにお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） これまでも米の生産にかかわる需給調整等、県、町、JA、それから主体である農業者一体になって取り組んできていたところがございます。

結果として、米価をある程度安定させたというところに落ち着くのかとは思いますが、残念ながら米の消費量等がある中では米価も右肩下がりといいますか、下がっているという状況で、そのものが米づくりの農業を中心にしている三川町にとっては大きなマイナスの影響を及ぼしているという状況ではございます。

ただ、今後についても、いわゆる人も、技術も、歴史的なものも、農業施設も、水田も、すべて先進的であり、全国的に見てもトップレベルの状況にあるということを考えれば、繰り返しますが、この地ではこだわりを持った米づくりを進めて農業経営の中心に据えるということについては、引き続き描くべきだろうというふうに考えます。

一方でご質問にあったとおり、実際にはこれから描くべきものの一つとしては、どう売っていくか、販売の視点、出口の視点、その部分については並行して考えていく必要があるかとは思いますが。全国と同じ米を作って同じように売っていくという方向の中では、米でこだわりの米づくりを進めながら農業経営を支えることはできないと思いますので、そこは瑞穂の郷づくり事業でも町としてできる範囲の中で示してきましたとおり、有機栽培ですとか特産米、この地域で作られる米は品質や食味だけでなく、人に優しい、地球に優しい、本当

に特別なお米ですよということを全面に出しながら、特別な思いをつけ加えて売っていくというような状況が町としては必要であり、できることと思っています。

ただ、現実的に経済の一環として捉えた場合については、三川町の農業生産の米の多数を扱います農協が、具体的にそういったものを踏まえながら販路を安定的に確保していくというような戦略もまた必要かとは思いますが、需要に応じた取り組みができてなお、今申し上げたこの地での特別なお米ですよと付加価値としてつけ加えることで進めていく必要があるだろうと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 今の答弁からすると、私の考えとは若干違うというふうに伺いました。

例えば、28年産に関して全農にいがたの動きがあったわけでございます。新潟は作況指数108ということで、北海道と並んで日本で一番米がとれたということだったようですが、全農にいがたがこれでは売り切れないということで、五十数万トンのうち2万トンを隔離したと。隔離したということは、29年の11月まで売らないという措置をとった。これは、国がその隔離の保管料、維持費について補助しますというような流れもあったわけでございますけれども、要するに日本で一番有名な新潟の米、当然プライドも持って作り、あるいは販売もしている米が、自ら販売を自粛するといった動きに入ったわけでございます。この流れというものは、たぶん今後の米の販売のモデルケースにはなっていくだろうと。要するに、県単位での米の販売競争、それに移っていくということだと思います。

幸い、山形県は生産調整なるものを県単位で、先程6番議員とのやりとりの中で答弁があったとおり、各生産者まで落としていくと。非常にその努力も大変なわけですが、そういったことをするというのですが、最初の数字の見誤りというもの最後まで、生産者まで行ってしまう懸念はある。要するに、国が考えている8万tずつの毎年の消費減、これはこれで間違いないと思いますけれども、それが、では山形県の場合に同じ割合でいいのかと。

その判断材料は、先程言ったように、全農山形を中心とした販売業者が29年産米はどれぐらい売れるんだと、もうすでに予約の体制に入っております。あるいはそれを今後は前倒ししながら、作付の前にそういった数字が出てくるような方策をとっていかなければならないと私は思いますけれども、そういった基本的なところを間違ってしまうと、これはいくら情熱があっても、あるいは三川のこだわりの米といいながら、販売の面から見れば生産過剰になってという話も可能性としてはあるわけです。

その点、やはり販売と並行して生産を考えるのではなくて、販売を優先して生産を考える、そういった考えに改めるべきだと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 先程、町としてできること、それから実際の販売を担うところ、農協であり、全農山形であり、県単位であれば役割分担があると思っています。

その中で、町が今の条件の中でこだわりの米づくりに対してできることというのが、先程

言った瑞穂の郷づくり事業に見る取り組みかと思えます。これはまた別の視点で必要かと考えているところですが、一方で今言われるとおり、どう売っていくか、出口をきちんと見定めたくて販売するんだという戦略については、一番力のある全農山形県本部、また、その傘下にある単位農協、うちの方でいえばたがわ農協です。そちらの販売戦略に負うところが多いと思っています。

また、そういった方向で出口、確実に売っていく、もしくは価格的にも安定させていくというような販売戦略を農協に求めたい、期待したいというところで、役割として分けて考えていきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 行政として、町として、これからの生産調整に携わるということは、要するに農業再生協議会ですか、そこが担うわけでございますけれども、同じように県でもその上部組織という形でやるわけです。今、代表者が検討を重ねているというふうな話もありますけれども、その協議会での判断、これはぜひ間違いのないものにしてもらいたいと思います。町でやれることというのは、その協議会が今後の方向性を見誤らないで動くということだと思いますので、その辺はぜひ心得ておいてもらいたいと思っております。

それから、各事業の関係でございますが、国県の補助事業もだいぶ絞られてきて、今年、産地パワーアップ事業が年度当初から出てきたということでございますが、今後進むべき三川の農業の方向性というものに対して、新規事業もあります、こういった事業が本当に方向性を定める整合性といいますか、整備がされているのかと。単発的なものをうまく組み合わせることもできるかもしれませんが、一つの方向性を事業として出していくということからすれば、私は若干不十分であるし、足りないのかなと。例えば、今、園芸物を広げる、あるいはその以前に米よりも収益性のある大豆、麦を広めるということからすれば、田畑輪換というものが理想であります。水田畑地化事業もなかなか進まない、こういうものとセットした形での三川の農業というものを私は描くべきかと思えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） どのような姿が三川町の農業にふさわしいのか、言い方を変えれば、どのような農業経営を確立していくのかということになりますが、言葉でまとめるとすれば、三川町の場合、農業経営の強化の促進に関する基本的な構想に向かい方として描いております。その一つが、他産業と同様に経営が確立できる、おおむね1,900時間で400万円の所得を得られる、そういったものを達成できる営農類型という形で16を描いています。もちろんそれを見ながら、皆さんが農家の人と一緒に向かっていきたいと思いますと言っていますが、ただ、一つの指標としてその400万円が達成できる経営のあり方を示しながら進めております。国県補助事業、町の単独事業、いろんな形で園芸であり米であり、導入しながら、トラクター、コンバイン、いろんな形で導入を図っております。これについても一つの方向に充てがっている、支援しているだけではなくて、いろんな形でその補助事業、支援事業を活用しながら、今申し上げたような形が達成できるように取り組んでいるというふうに理解しています。でありますので、複合経営的なもの、畑地化、いろんな形で取り組ん

できたものも含めて、今後もその必要性があればどんどん取り入れて、そういったコスト削減もしくは収入の増に繋がる方向で向かっていければと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 非常に難しい課題を議論しているわけですので、なかなか答えは出ないと思います。

ただ、私は思うんですけども、稲作からの脱却とまでは言いませんが、稲作中心から畑作あるいは園芸への拡大というものは、一朝一夕にはいかないことだろうと思っております。大きなハードルがいくつもあるというふうに思います。また、他の産地に比べれば、この取り組みというものは30年ぐらいは遅れたのかなと私は思っております。

ただ、その中でも産地というものは、一度できた産地が永遠にあるのではなく、移っていくというのが今までの日本の状態であります。それは要するに、土壌病害をはじめとする連作障害、それから大きな災害あるいは後継者不足というようなことが要因としていろいろ絡み合いながら、産地は移動し続けるものであると思います。

こういった今後の取り組みについて、また町長に伺いたいんですが、遅れはしましたが今後の取り組み方次第で三川町の可能性は大きいのかと思います。栽培技術についてもより整備されてきました。そういったものを取り入れて、新しい感覚の農業者がどんどん出てきてほしいと思います。

先程6番議員もおっしゃいましたが、力の入れ方でありまして。今後の園芸まで含めた米以外の部分を展開するとした場合に、今29年度予算措置になってはいますが、やはりきっかけとしてはこれぐらいでいいのかもしれないかもしれませんが、今後、これはぜひ拡大、あるいは予算措置においては米と園芸の逆転というぐらいの力の入れようが必要ではないか、あるいは事業展開も必要ではないかと思っております。その辺について、所見があればお聞かせください。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 農業問題を議論するという過程においては、やはり今までの農業の歴史という部分を避けて通れない因果があるというふうに思っております。

今の米のこれだけの全国的な生産数量、面積換算にしますと約6割ぐらしか生産されていないという、この国土保全という部分の中において、当時は適地適作というものがあつたと思っております。しかしながら、全国的にもすべての農作物に関しましては、園芸作目も含めてどこも適地になってきたというような経緯があるわけでありまして、それにはやはり競争というものができ、需給バランスからして米余り現象、それが米価の下落に繋がってきたというような状況であります。

こうした中において、梅津議員も言われるように、確かに産地は変わるというものはあるわけでありまして、平成30年からのこれからの農業の大改革においては、そういった部分以上に、より競争が激しくなるだろうというふうに認識をいたしているところであります。

この庄内平野のように、非常に恵まれた水田、美田というものが、この適地適作の部分においては、どうしても平坦地域であるがゆえに地下水の問題等があつて、畑地化対策をしても他の作物の導入に繋がってこなかった部分もあるわけでありまして。

こうした中において、今までも何度と言われた農業の所得の安定というようなことから、複合経営ということはかねてからずっと言われてまいりました。本町においても、転作という今までの取り組みの中においては、土地利用型から施設の利用における反収という部分から、平米あたりの収入に効率的な施設の導入というものが図られてきたわけではありますが、しかしながら、この園芸作目も、市場あるいは流通という部分のコストの負担が非常に大きなネックとなっていたわけでありますので、そういった部分では、やはり生産地としてのある面においては苦労というものをずっと背負いながら来ている産地ではなかったのかなというふうに思うところであります。

こうした中で、本町の農業者においては、いろいろな国の農業政策の変遷はありながらも、まさに自己防衛というような取り組みの中で、農業所得の減少がありながらも国の交付金等が今まではある程度一定の額が確保されておりましたが、その中においてさらに、農家所得が県内においても高い方にあるということは、やはり今までの農業者の方々の農家経営という部分に対してはしっかりとした経営基盤が構築されたというふうに思っております。

その中で、来年度から実施いたします園芸作目の導入等については、今までは一律にそういった農業者の方々に町の支援をするというだけではなくて、本当に取り組むというような、その農業者の方々に支援を特化するというような形で、しっかりとした所得を得られるようなこれからの支援にしていかなければならないというふうに思っているところであります。

過日、庄内たがわ農協で、これからの平成30年の農業改革に向けた園芸作目の導入によって、40億円の販売額の必達の大会が開催されまして、私も出席してまいりました。その中で、産地としての構成要素、まさに農業者の意識、その中においてはその農業者の技術力、さらにはそれを支える労働力、さらには初期投資も含めた資金力というものは、これは必ず園芸作目の導入においては必要不可欠なものだというような話もさせていただきました。

そういった面で、これからの産地としてきちんとした基盤ができるということからすれば、例えば最上地域の一つの町村における一つの作目で何億もの販売額を確保するような、そういう取り組みがやはり必要ではないかというふうな感じもいたしておりますので、その産地になれるかというのがこれからの平成30年からの国の農業政策改革の一つの取り組みになるというようなことで、町もその面においてはしっかり現状を把握しながら進めていきたいと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ただいま町長からありましたとおり、近隣、最上地域中心ですけれども、一つの小さな町村であっても全国に誇る特産品まで作り上げた産地もあるわけですので、ぜひ積極果敢に取り組んでもらいたいと思っております。

時間もだいぶ経過しましたが、健康増進対策について伺います。

今後、見直し、改善もしていきたいというようなお話もありました。今行われている第2次三川町健康づくり計画、25年からの計画だったと思えますけれども、本年度、29年度が中間年ということで、中間の見直しをしていくということのようです。

この4年間の取り組み状況について、当局としてはどのように捉えているのか伺いたいと

思います。

○議 長（小林茂吉議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問ありました第2次三川町健康づくり計画につきましては、平成25年から34年までの10年間という計画で鋭意取り組んでいるところでございます。28年度が4年経過するということから、中間年であります来年度、29年度において、その実績評価等を行いながらさらなる見直しを図りたいというふうに考えているところでありまして、昨年12月に800名の方々を対象にアンケート調査を実施しているところでありまして、今現在、その集計、分析を図っているという状況でございます。

その中で、この4年間において特に精力的に取り組まされたのが、国でも示しておりますがん対策事業でございまして、がん検診受診率の向上対策、さらには生活習慣病の予防策といたしまして、人間ドックにおける結果相談会を精力的に展開してまいったというところでございます。

数字的には受診率、検診率等々まだいささか低いところはございますが、一方で、たばこ、禁煙対策につきましては、ある程度の効果が上がっているというところがございます。特に受動喫煙防止宣言ということで、県当局を中心に三川町でも取り組んだ結果、各町内会における公民館を禁煙場所にするということでの数多くの指定をいただいているところでございます。そういった点で、幅広く健康増進に取り組んでいるという状況でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） たばこの対策が一番、目に見えたということのようです。愛煙家の皆さまには非常に厳しい世の中になってきたのかなと思っております。そういった中で、数字的なものがまだ、これから取りまとめとのことだと思います。

ただ、当初の計画の中にもありましたとおり、健康づくりへの関心といいますか、興味。こういったものはあるにしろ、要するに実施ができないと。

例えば、簡単な運動でもやればいいのは分かりながらやっていないという、三川町の住民は一般的には健康であるという認識があるようでございますし、健康づくりに対する意識の醸成、こういったものが少し遅れているのかと思います。

その対策についても伺いたいと思っておりますし、あるいは、今町で展開している様々な事業、こういったものも、町が主体となって行っている部分について、今後は町民の自主的な活動というものもやるべきかと思っておりますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 基本的には、先程来、健康づくりについては個人ごとの意識の問題であって、自分自身が健康増進、体力増進ということについて取り組んでいただくことが最も肝要なことというふうに認識しております。

そういった点で、体組成計という一つの測定器を活用した形で、今現在、毎月定期的に第1週目をからだつうしんぼ週間という位置付けをいたしまして、いわゆる健康マイレージチャレンジ事業の一つとして、一人ひとりが足を運んでいただき測定する結果に基づいて、健康づくりについて自分の成果が見えるような形で事業を展開しております。幸いにも登録

者が1,000人を超えるという状況でございまして、こういった自主活動、個人的な健康増進活動をさらに普及してまいりたいというふうに考えております。

併せて、その測定結果に対しましては、保健師及び栄養士が直接面談いたしましていろいろとアドバイスさせていただいているというところがございまして、そういった中から、運動が必要という場合については、みかわスポーツクラブ等への勧誘といった形のお勧めもする一方、健康係独自での、いわゆる「変身！！からだ塾」といった事業も展開しております、それぞれ特色のある形で運営している中において、でき得れば自主的な組織が立ち上がって、自分たちでの自主運営で健康増進活動、健康づくり活動が展開できるような支援策も今後講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） マイチャレの事業については、登録が1,000人以上になったということで、こういった事業に関しては関心も出てきたのかなと思っているところです。

それから、ただいまありました変身！！からだ塾、私も参加させてもらいましたし、その事業が終わった後での自主的な活動も今行っております。

こういった自主的な活動というものが今後三川町の様々な場面で出てきてほしいと思いますし、あるいはこれがNPO活動へと繋がりながら、高齢者といいますか、高齢者の前期の人たち、要するに元気な高齢者の活動の場面ということで繋がっていけばいいのかなと思います。

町が事業メニューを整備しながら事業の立ち上げ、それから予算措置の役割を持つ。それから、町民は事業の主体となって活動してもらう、これが本当の意味での協働のまちづくりのかなと思いますし、今後ともこういった自主的な活動に町としてご支援してもらいたいというふうに指摘して質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、9番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 安全・安心のまちづく
りについて | 1. 小・中学生の通学路だけでなく、高校生の通学路へ防犯灯の設置が必要です。その対策は。 |
| | 2. 全国的に、小学1年生の歩行中の交通事故死傷者が多くなっていると報じられています。
町では、どのような対応をしているのか、今後の考えは。 |

	<p>3. 押切小学校付近の交差点の信号機は、1 方向だけの設置です。</p> <p>通学の安全確保のためにも両方向に設置すべきです。その対策は。</p>
2. 道路の整備について	<p>1. 現在舗装されている道路の傷みが激しく、段差が出来たりして危険な箇所が見受けられます。その対応は。</p>
3. 「ふるさと応援寄附金」について	<p>1. 三川町への寄附が増えています。喜ばしい事ですが使い道、事業目的の内容を示して寄附を募るべきでは、その考えは。</p> <p>2. 国は、過度な返礼品の自粛を求めているが、町の状況をどうとらえているか。</p> <p>3. 環境にやさしい地域で育てた、農産物をアピールする商品等を開発すべきでは、その考えは。</p>
4. 婚活のあり方について	<p>1. 婚活を今まで女性農業委員を中心に進めてきたが、婚活の支援制度を創り進めるべきでは、その考えは。</p> <p>2. 独身、男女の登録制度を設け、各団体、組織が連携し情報を共有し進めるべきでは、その考えは。</p>
5. 地域の活性化について	<p>1. 社会状況の変化などにより、地域の繋がりが希薄化しています。その対策は。</p>

平成29年第2回議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、安全・安心のまちづくりについてであります。

小学生・中学生の通学路だけでなく、高校生の通学路への防犯灯の設置が必要と考えますが、その対策を伺います。

そして、全国的に、小学1年生の歩行中の交通事故死傷者が多くなっていると報じられております。町では、どのような対応をしているのか、そして、今後の考えを伺います。

押切小学校付近の交差点にある信号機は、1方向だけの設置となっております。通学の安全確保のためにも両方に設置すべきと考えますが、その対策を伺います。

次に、道路の整備についてであります。

現在舗装されている道路の傷みが激しく、段差ができたりし、危険な箇所が見受けられますが、その対応策を伺います。

続いて、ふるさと応援寄附金についてであります。

三川町への寄附金が増えていて喜ばしいことですが、使い道、事業目的の内容を示して寄附を募るべきではありませんか。その考えを伺います。

今、国は過度な返礼品の自粛を求めています、町の状況をどう捉えているのか伺います。

環境に優しい地域で育てた農産物をアピールする商品等を開発すべきでは。その考えも伺います。

続いて、婚活のあり方についてであります。

婚活を今まで女性農業委員会を中心に進めてきましたが、婚活の支援制度を創り進めるべきではと思います。その考えを伺います。

独身男女の登録制度を設け、各団体、組織が連携し情報を共有し進めるべきではと思います。その考えを伺います。

最後に、地域の活性化についてであります。

社会状況の変化などにより、地域の繋がりが希薄化しております。その対策を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

初めに、高校生の通学路への防犯灯の設置に関するご質問ですが、本町におきましては、通学路に係る防犯灯について、小・中学生の登下校の安全確保を図る狙いのもと、集落間については町が設置し、維持管理しているところであり、増設等については、学校からの要望等により対応しているところであります。

ご質問の高校生の通学路への防犯灯の設置については、その範囲が非常に広範なものとなることから、すべてに対応することは困難であると思われまます。このようなことから、危険箇所等を特定し、個別に対応してまいりたいと考えております。

次に、小学校1年生の歩行中の交通事故死傷者が多くなっていることにかかわる対応というご質問ですが、本町におきましては、新入学児童に対するランドセルカバーの配布による交通安全の啓発とともに、交通安全専門指導員による交通安全教室や、学校職員・PTAによる登・下校時の交通安全指導、学校・PTAの要望に応えての交通指導員の配置、さらに、通学路への歩行者帯の設置など、交通安全施設の充実にも取り組んでいるところあります。

今後とも、学校・PTA等との連携により、小学生、特に低学年の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、押切小学校付近の交差点の信号機に関するご質問ですが、本町におきましては、地域やPTAから出された信号機や横断歩道等の設置要望等については、鶴岡警察署を通して、山形県公安委員会に要望しているところあります。その要望の採択については、交通量や事故発生件数、交差点形状等を検証した結果をもとに、危険度の高いものを優先し

決定していると伺っております。

ご質問の押切小学校付近の交差点の信号機につきましては、これまでもその増設を要望してきたところでありますが、現在も採択に至っていないところであり、これらの整備については、引き続き県に要望してまいりたいと考えております。

なお、このような状況に鑑み、この交差点については、現在、交通指導員を2名配置し、児童の安全確保に努めているところであります。

次に、道路の整備に関するご質問にお答えいたします。

本町では、安全な道路交通の確保を図るため、年間を通じて道路パトロール等による道路損傷個所の早期把握と迅速な対応に努めているところであります。特に、春先の今の時期においては、冬期間の除雪作業や路面凍結により傷んだ舗装路面の補修を重点的に行っており、段差などの危険個所については、速やかに補修等の対応を図っているところであります。

また、交通量の多い路線については、道路損傷の進行が早いことから、町では昨年、道路舗装補修計画を策定し、それに基づく計画的な整備を進めることとしており、今後も補助金等有利な財源を活用しながら、大規模な補修工事の平準化と事業費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、昨年度は全国各地から4万件弱、額にして5億円を超えるご寄附が寄せられ、本年度においても、申込件数・寄附金額ともに増加傾向を維持しているところであります。改めてご寄附をしていただいた方々に御礼を申し上げる次第であります。

さて、ご質問のうち寄附金の活用方法についてであります。これまでも寄附の申し入れの際には、寄附金の利用用途を選択していただくとともに、主要な活用事例を町のホームページやポータルサイト等で公表し、子育て、教育、産業振興、地域コミュニティ等のまちづくりに活用させていただいているところであります。

また、自治体が計画する具体的な事業や取り組みに対し、賛同する人から広く資金を集める仕組みとしてのクラウドファンディングという方法もありますが、本町ではまだ活用していないことから、今後、どのような主要プロジェクト等に活用できるかを含め、検討してまいりたいと思います。

次に、国が求めている過度な返礼品の自粛についてであります。本町では、換金性の高い金券や高額な電気製品など、自粛を求められるような返礼品はないものと理解をいたしております。

なお、本町の寄附金に対するお礼の気持ちを示すものとして、地域の農産品を中心にお送りしているところであり、昨年度における返礼品の登録者は18名、返礼品は70品目に対し、本年度に入り、それぞれ29名、103品目と大幅に増えており、今後も産業振興の観点から、環境に優しい地域で育てた農産品など、より魅力ある返礼品の開発を支援してまいりたいと考えております。

次に、婚活についてのご質問にお答えいたします。

婚活は、言うまでもなく、少子化の要因になっている晩婚化や未婚化の進行を踏まえ、人口減少に歯止めをかけるため、結婚を希望する男女の出会いの機会を応援する取り組みであります。本町では、庄内地域の女性農業委員が中心になって進めております「農業青年出会い・交流イベント」の開催を支援する一方、庄内南部定住自立圏での連携事業としての婚活イベント等を実施しているところであります。また、結婚を希望する男女が、より多くの出会いの機会が得られるよう、現在、県が主催し、県内全市町村や商工会・農協等が会員となっております「やまがた出会いサポートセンター」を積極的に活用するなど、引き続き、独身男女の登録制も含め、関係機関団体等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域の活性化について、社会情勢の変化による地域の繋がり希薄化に関するご質問であります。昨年3月議会定例会でも同様のご質問をいただいておりますが、急速な人口減少や少子高齢化等の進展は、核家族化の進行、伝統行事や地域文化の継承等の地域コミュニティ機能の弱体化にも繋がるものであると認識いたしているところであります。

特に、若い世代を中心とする多くの方々には、1日の大半を過ごす会社や職場での結び付きが強いことから、地域での活動や交流等に関する参加意識の希薄化は進んでいるものと認識いたしているところであります。

このような状況を踏まえ、本町においては、時代の変化に対応した地域づくりを推進するため、自治振興交付金の充実をはじめ、「コミュニティ活動支援員派遣事業」や「三川町協働事業提案制度」等によりその活動を支援しているところであり、今後においても、地域課題の解決に向けて、協働の視点に立ち、コミュニティの継続や地域の活性化が図られるよう支援してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、高校生の通学路への防犯灯であります。答弁ですべてのところに対応するのは困難ということでもありますけれども、今まで小・中学校の通学路の防犯灯の件に関しても、東北電力、NTTの電柱があれば容易につけることができる。ところが、なければそこに新たにポール等を立てなければならない。そして庄内のこの気象状況では倒れてしまうというような点もあって、なかなか電柱のないところにはつけることができないというのが今までの現状でありました。

でも、高校生の対応として、先程答弁であったとおり、防犯灯は、町内会の中は町内会の負担ですが、町内会と町内会を結ぶところ、あるいは道路と町内会を結ぶところ等は町の負担で維持しているわけでありまして。ここに電柱があっても、実際高校生が通学している路線でも、電柱がありながら防犯灯がついていないという箇所もあります。そして、我が三川町議会ではこの議場で中学生との懇談会を開いておるわけですが、今、高校に通っている生徒たちが、その中で、通学路に防犯灯をとということで、ずっと長年要望してきた経緯もあります。その子たちが今高校生になってもまた、自分の通学しているところに防犯灯がなくて危険と感じているという現状であります。それらの対応をいま一度伺います。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 集落間の防犯灯につきましても、町内会、PTA、いろいろな

方々の要望に応える形でこれまでも新設等対応してきたところでございますので、今後とも、危険箇所等を特定した形でさらに具体的にこの箇所という要望を出していただいて、それに適切に対応してまいりたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 私の確認した場所等もありますけれども、議事録等もありますので、それは後で直接申してこの場での地域の名前は控えておきたいと思えます。

続きまして、今、全国的に報じられている小学1年生の歩行中の交通事故であります。

今、小学生等に対応という一般的な答弁でありましたけれども、幼稚園は親の送り迎えあるいはバスでの送り迎えという状況で通っておりました。ところが、小学生になると自分で歩いて通うということで、経験のない対応、歩いて初めて分かる状況。例えば、教室で、横断歩道は右を見て左を見て手を挙げて渡りなさいというようなことは教育指導員等から受けております。ところが、小学1年生が横断歩道を手を挙げて渡ったのに、車からはねられて死亡したと。

やはり1年生になると、自由に、通学でも歩く、あるいは家に帰っても1人で歩いて遊びに行くという現象が起きて、今、小学生の交通事故が増えているという現状であります。

ある機関の調べによれば、小学3年生を過ぎるとまた考える力が変わって事故は少なくなるけれども、1年生はそういう現象に初めて出会うということで問われております。その1年生への対応を私は伺っているわけでありますので、考えを伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 本町におきましては、小学1年生に入る前につきましては、かもしかクラブでの交通安全指導を行っているところでございまして、小学1年生に対しても交通安全教室ということで、交通安全専門指導員が直接指導を行っているところでございます。今、ご意見にありました、いろいろな場合が想定される、手を挙げればいいというものではないというようなお話もございましたが、そういうことも含めて、再度、交通安全教室の内容の充実には努めてまいりたいと思えます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 教室等で教えることも行政としては最良の方策と思ってやっていることではありますが、歩くということをするためにも、小学校に入る前に親子で学校まで、帰りも歩くという、そういう習慣、指導等が必要ではないかと思えます。そういう、親子で初めての通学路を歩く、下校の場合は、新入生の場合、学校の先生が送る場合もありますけれども、やはりそんな通学路でも小学生の背の高さの目線で危険箇所、大人はいろんな障害物を超えて見えますけれども、1年生の目線では見えないところもあるということもありますので、親子で入学前に歩くような指導、啓発をする考えはないのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 小学校1年生の登下校時あるいは休み中の、歩行中の事故防止という観点でございましたけれども、基本的に小学校の登下校については集団登校で行っておりますので、1年生単独での登下校はございません。下校についても、1人で下校しない

ように、1人下校対策ということで、どうしても1人になる場合にはスクールワゴン等を使いまして送迎をしているところでございます。

また、それ以外の時間帯については、当然のように危険性はあるわけでございますので、私も親として経験ありますけれども、自分が子どもたちと一緒に学校まで歩いたこともありますし、去年入学した東沼町内会のお父さんも一緒に歩いて確認をしたという話も聞いております。

そういった意味では、やはりその家庭において家庭教育という形での1年生に対する指導は必要かと思っておりますので、こういった形で学校がそれにかかわることができるかという問題はありますけれども、ご意見として承りたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 押切小学校付近、あそこは間違いなければ空港立川線になっていると思っておりますけれども、あその県道側には信号機が設置しております。町道側にはない。やはり朝の通勤、通学時間帯ということで交通指導員が2名配置されていることも承知はしておりますけれども、ずっとというような言い方は変ですが、私も議員になった当初からあそこは写真を撮ったりいろいろ提言申し上げてきたところではありますが、いまだないという。本当に、交通量の原則は分かります。でも、いたましい事故がないというだけでの判断ではなく、やはり予防だと思っております。

あそこを見ますと、通勤時間帯の車も町道側は多く通っておりますので、信号で一時停止というような方法が、車に巻き込まれる事故も今ありますので、その辺、いま一度強く公安委員会等に要請する緊急の場所という意識はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 議員の質問にありましたとおり、本町といたしましても、だいぶ以前からこの箇所については双方向の信号機設置ということで要望してきたところでございます。ただ、県の公安委員会におきましても、設置については一定の基準に照らして優先度をつけて対応しているということで、残念ながら、現在に至っても設置には至っていないところでございます。

ただ、町といたしましては、朝の登校時間帯についてはやはり危険性が高いということで、町長の答弁にもありましたとおり、交通指導員を2名配置しているところでございます。この一つの交差点に2名の交通指導員を配置しているというのは町内でもここ1カ所でございます。

そういったことから、私どももこの安全確保の重要性ということについては十分強く認識しているところでございますので、意見にございましたとおり、今後も引き続き関係機関に強く要望を続けてまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 道路の関係であります。先程町長の答弁にあったとおり、この地域は冬に雪が降る、あるいは寒さ等があって、道路が凍って、また溶けてという、暖かい地方にはない現象が起きて、傷みが見られます。そして道路が、側溝等あるいはカルバート等

は下がらないんですけれども、舗装した道路が下がってしまうという現象が起こっております。その対応を、今冬は暖冬、雪が少なくて早くから確認もできているのではないかと思います。その場合、当初予算で間に合っていればいいんですけれども、最悪の場合、補正予算を組んでまでも直さなければならないというような大きな箇所も出る。

対応としては、どの予算として対応しているのか分かりませんが、そういう箇所の点検をどういう状況でやっているか、いま一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 道路の維持補修費の予算につきましては、28年度すでに2回ほど補正予算で増額している状況でありますけれども、道路損傷箇所の把握については、道路パトロールの他、各町内会長や住民の方からも連絡いただいて、その都度現地確認して、応急処置が必要なものについてはその場で舗装補修材ですぐ対応するといった場合もございますし、また、すぐに対応できないような場合については、バリケード等を設置して注意喚起などを行って、後になるべく本復旧工事を行うといったような手法を行っております。

現在の予算で足りなくなるような状況といったような場合は、2月の下旬にすでに主要路線の点検の方は大体終了しております、危険な箇所については何とか年度内で済ませる予定しております。その後、どうしても間に合わないような場合は新年度予算という対応になろうかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 緊急補修材で補修する、それでは一時的に実際直るわけですが、ご存知のとおり、私の認識では補修材はすぐまた壊れるというイメージがあります。補修材でやったところは、壊れている程度が大きければ本格的な舗装工事をするという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 補修材については、やはり耐久性に問題がありますので、そうした場合は、その後工事業者に依頼して修理、補修するということになろうかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、ふるさと納税であります。

前は三川も数件しか納税がなかった時代もありましたけれども、その頃、田田の宿泊券等を配布したりとかありましたけれども、返礼品が盛んに行われるようになりましてから増えているわけですが、やはり最初の本来の目的、三川町はこういうものに力を入れていきたいので寄附をお願いできませんかというようなこと、幸い三川町が増えていますけれども、返礼品で増えているのか、やはりそういう寄附してくれる方の協力、認識、本当のふるさとへの助け、小さな自治体を助けてあげたいというような気持ちでふるさと納税をしてきている方もおると思いますが、その辺の対応の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ふるさと応援寄附金の趣旨に沿って、ふるさとを応援した

いという方からのご寄附とまず認識しております。現実的には、ご承知のとおり 2,000 円以上の部分が控除になるものですから、それに対して三川町でも基本半返し、寄附に対するお礼ということでお返ししています。その返礼品が魅力があるといった形で、三川町についても多くの、全国、沖縄から北海道まで 4 万件弱のご寄附をいただいている、そういうふうな認識をしております。

○議長（小林茂吉議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 先程の町長の答弁で、寄附いただく場合、こういうことに使います、使いましたということを示しておると言うてはおりますけれども、総務省の調べによれば、自治体の半数が寄附額と活用の状況とともに公開していないということが総務省の発表でありました。三川町では、先程の答弁ではやっているようですけれども、これらのことをすべてやっているのか、今後ともこういうことは続けていくのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 町長の答弁でもございましたとおり、実際この事業に使わせていただいていますということ、毎年ふるさとチョイスポータルサイトの方に出しながら、さらに報告という形で出しております。

○議長（小林茂吉議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 昨年の 4 月から 12 月までの間でふるさと納税の納税額が発表になりました。ご存知のとおり、今までは天童市でありましたけれども、米沢市がトップになって 27 億 4,000 万円余り、天童市が 24 億というような状況であります。

どうして米沢市が増えたかという、もちろん米等もありますけれども、先程の最初の答弁にあったとおり、これが総務省の指摘の部分かそうでないかはいろんな判断があるかと思っておりますけれども、地元の NEC や他のメーカーで生産したパソコンが、20 万円コースを用意して、16 万から 43 万円に応じたものを出しているというような状態でありました。これがやはり額は高額でトップになったと思われま。

あと、増えた件数で頑張っているのが、町では河北町であります。前年度から増えたということで。その中で、三川町も増加では県内のベストテンに入っていると。河北町が 4 位で三川が 10 位ということで、前年度も多くなりましたけれども、三川町も幸い増えているという状況であります。

ただ、ここで尾花沢市のように減っているところもあるんです。今までは尾花沢の牛肉ということで出しておりましたけれども、他の自治体も山形牛に力を入れたというような面、先程のように、争うように高額なものを返していったということでもあります。

そこで私が参考にしたと思ったのは、河北町の例であります。町では一つだけが増えた額の、額でいえば 5 位に入っておりますけれども。最初に 3 万円コースで米 60 kg をやったらなかなか出なかったと。ところが 1 万円コースでつや姫を 10 kg やったら注文が多くなったということでもあります。

先程、同僚議員や、私の答弁にもありましたけれども、18 人の 70 品目から今 29 人の 103 品目になっているということでもあります。その効果等はどうか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ふるさと応援寄附金につきましては、寄附額、27年実績では5億2,000万です。ですが、実はその返礼品という部分につきまして、産業振興課に所管が移ったということで、産業振興の視点で捉えております。つまり、返礼品がイコールいろんな町内で生産されるものについて、商品として登録し、寄附者から選んでいただくというような形になりますので、寄附をいただいたものの中から町が買い上げてお送りするという流れですので、返礼品自体、半分であれば2億5,000万円ほどが産業振興に繋がっているというふうに捉えています。

ですので、寄附については、制度上も含めて将来的な不安部分はございますが、あるうちについては、返礼品というものについて、産業振興の視点を入れながら引き続きいろんな面で開発する、もしくは販売するいい機会として捉えて、多くの人に参加していただけるような形で今後も持っていきたいと考えています。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、産業振興ということがありましたけれども、三川町は返礼品が主につや姫中心でやってきたのではないかと私は思っております。私は今回の103の種類を把握していませんけれども、先程言った例でも、つや姫からはえぬきの割の良さ、つまり値段がつや姫より安いので、はえぬきも返礼品に加えたら、米全体の3分の1で圧倒的な人気が出たということでもあります。三川町でも、つや姫オンリーではなく、地元ではえぬきを作っている人も、それを特裁で作っている人もあるわけですので、やはりはえぬきも入れた種類の返礼品の状況、考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今現在、登録されている返礼品、言われるとおりにお米が中心であり、つや姫もございます。ただ、はえぬきもひとめぼれも、生産者が自分の商品として登録したいというものについてはかなり入っておりますので、その視点でつや姫等に限定せずそれぞれの品種を登録していただきたいというふうに思っていますし、実際にそのようになっています。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 三川町は米に特化したということで、やはり基幹産業の農業の中での基幹作物と思っております。

先程、答弁にもあったとおり、産直等で私も見たんですけれども、ダンボールでこんな数の野菜が出るのかと驚きました。これは傷み等もあるかもしれませんが、私が見たのは冬の時期ですが、年中通してこれらに出荷できるような体制づくりはできないものかと思いました。野菜であれだけの需要があるということに私自身驚いたんですけれども、それに対応して、先程言った園芸作物の栽培農家が増えていくということにも繋がると思いますので、その辺どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今お話あった中で、産直の方で三川のマイデル、それから

産直みかわに参加していただいています。特に28年度については、今現在でそれぞれ400件近い申し込みがありまして、かなりの金額が収入に繋がっていると理解しています。

ただ、それは選ぶ方が、マイデルも産直みかわも野菜等セットで出すんですが、旬のものという形になります。それが寄附者にとっては魅力だろうと思われれます。ですので、年間を通してというよりは、逆に旬のものをお届けするといったのも一つの考え方ではないかというふうに思っています。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 三川町は瑞穂の例もありますけれども、目標として特裁を半分の面積というようなことでやっております。有機栽培も合わせますと、実際それに近づきつつあります。

それらからできた商品、ここで環境に優しいということですが、どこでも有機米、特裁のお米は、競争ですので多く返礼として出します。そこの中の環境で、地域の環境、田んぼの土の環境を、本当に安全な土というようなものも今度アピールしていく、差別化の状況ではないかと。ただ、農薬等を使わない、化学肥料を少なくしている等だけではなく、やはり田んぼの環境も良くしてその中で育った農産物だと。今は、結果的に田んぼから出るガスまで環境の温暖化の一因とも言われておりますけれども、競争の時代ですので、いち早くその辺に取り組んで、良い土で作っているということをアピールするのも一つの手ではないかと思われれますが、その辺の考えはどうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今、こだわりを持った農産品を作っていますというようなPRの中で田んぼから生まれるもの、生産されるもの、「田からもの」というコンセプトで進めようと考えております。

これから三川町の場合、一面水田だという中で、田んぼから生産される長ねぎ、枝豆、もちろん米。そういったものすべてが私たちの宝物ですよというようなことに乗せて、良い土、良い水、良い空気、なつみずたんぼというような取り組みもございますので、そういったものも絡めながらこの地の良さを商品に乗せていきたいと考えます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） せっかく町でもいろんな計画をやっておりますので、その先端を行ってほしいと思います。

続きまして、婚活のあり方ではありますが、農業委員会の行政方針にもあったとおり、女性の感性ということで、今までは女性農業委員がやっていたというような認識を持っております。でも、ここは個々の力、あるいは当然結婚式場等でやるには自分たちの会社の組織力等もあって、そこでまとまれば自分たちの施設を利用してくれるという思惑もあってうまくやっているところもありますけれども、やはり一般に見ますと、よく言う、昔で言えば仲人みたいなお世話をしてくれる人がいないと、合コンにも背中を押さなければなかなか出席しないという独身の人がいることも事実であります。

そこで、これらをもっと積極的に進めるためにも、支援制度を作ってこの事業展開もあり

得るのではないかとと思いますが、その考えはどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 婚活の推進ということでございます。婚活につきましてはいろいろな方面から、現在本町におきましては、議員言われましたとおり、昔であれば農業委員会の方での婚活の取り組み、現在は女性の農業委員の力による部分が大きいかとは思いますが、現在本町で行っている取り組みの部分については先程も同じような形でお答えしたところでございますが、やまがた出会いサポートセンター、そういった中での取り組みについても、今現在はインターネット、それからスマートフォンとかそういった形で、登録についてもだいぶそういった方向に行っているということで聞いております。

そういった登録システム、それから出会いのサポートをする場合でも、本人のいろいろな要望、そういった部分をマッチングさせるという部分についても、民間のノウハウを入れながら出会いの場を創出しているというふうに聞いております。

そういった部分を十分活用しながら、それぞれの地域におられる婚活のサポートができる人については町と市町村においてもそういった人を支援していくということで、庄内各市町村でもそういった婚活支援については関係機関、連携して取り組んでいるところでございますので、引き続き、そういった機関とも連携しながら婚活を支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 各市町村との連携は分かりますけれども、その中で、自ら三川の人あるいは隣接町村の情報も捉えて、積極的に働いてくれる人を登録したり、専門的にお願いしたりとかいう支援制度、マンパワーの支援制度というものを三川から発信して、三川独自でも支援制度を作って、積極的に動いてもらうというより働いて縁結びをしていただくというような方向の考えはどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 婚活に向けて働きかけてくれる方を支援するという取り組みでございます。この部分につきましても、先程言いました出会いサポートセンター、そういった中でもコーディネーターという制度もございます。そういった部分をコーディネートしてくれる方を充実させるということで、県全体でもそういったコーディネーターを配置しながら、庄内地域にもそういった方はおりますけれども、残念ながらまだ三川の方でコーディネーターとして登録になっている方はございませんが、そういったコーディネーターの方、登録できる方、そういった情報もいろいろとりながら、コーディネーターとして登録いただけるように、いろいろな形で町としても婚活支援については進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） やはり若い人たちがいなければ、そして結婚すれば子どもも生まれ、少子化の歯止めにも繋がると思います。

この際、思い切って支援センター等を作って、常駐の専門員を置いて対応するというもの

も大胆な行動と思われませんが、その考えはどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 支援センター等、町なりが置いてということでございますけれども、何度も同じような繰り返しになるわけですが、現在は、本町でも負担をしながら全県下加入しているやまがた出会いサポートセンターという強固な組織、民間のノウハウも持ったところがございますので、そういった部分、十分ノウハウを持って実績もございます。それぞれ今年度もそういった出会いの部分についても実践して、成果も上げているようございます。その支援の中身についても、それまでは会員の登録から出会いという部分のみならず、企業との連携を深めた独身者の交流の場の創出とか、企業間の連携、異業種の交流とかいろんな形でサポートしているというふうに現在報告を受けておりますし、先日もそういった中間報告を受け、次年度の部分で計画をお聞きしているところがございますので、そういった現在ある組織を十分活用しながらサポートしてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） ここで1点確認であります。先程同僚議員の答弁の中で、三川の既婚者の数値が良いということでしたけれども、私は若い世代の既婚者が、三川に移り住んでいる人が増えてこの数字が良くなったのではないかと思います。この数値の根拠的なものは、従来から見るとおり、独身の人が従来どおりいます。その中に、分子と分母の関係で、既婚者が、若い人たちがいっぱい入れれば数字が変わってきて、それで三川は良いという基準の数字のものなのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） この婚姻率それから婚姻数については、はっきりした数字を出しているのは、県の健康福祉部の方で出している人口動態の統計数値になってございます。一番最初の部分では平成27年ということで、これは26年10月1日現在の統計データと、まだ確定はしておりませんが、県の方から聞いた部分では、三川の婚姻率について、町長の答弁の方にも県内の上位ということで、確かに分子、分母、本町の分母、これは人口1,000人あたりになりますので、本町の人口7,000を超える中での婚姻者の部分、先程27年の1年間では36組、26年38組、25年38組というようなことでデータにあって、それが分子になってございますので、分母で人口1,000人あたりで割るとここ、上位にいるという形になってございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 若い人たちが多くいるということは地域活性化にも繋がることではあります。ただ、今、社会状況の変化によりまして、いろいろと職場の勤務の時間帯等が違ふ、あるいは農業組織が少なくなってきたので役員の手が少なくなった、老人クラブ等がなくなってきた。そして、今まではスポーツによる交流がまだ保たれていたわけですが、多くの高齢者が携わって競技プレーをしたグラウンドゴルフの競技者でさえ人が減ってきているというのが三川の現状であります。

ただ、一面うれしい面もあるんですけれども、やはり高齢者もまだ働いているからグラウンドゴルフはできないという面もあることはあるんです。

でも、この地域の繋がりあるいは伝統行事等もないという、継続が難しいと言われている状況であります。やはりこれらの社会情勢が変わった中の町としての対応も必要と思われるのですが、どうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 地域の活性化ということで、地域の繋がりが希薄化しているということでの町としての支援策ということでございました。

このことにつきましては、先程の町長の答弁にあったところでありますけれども、町として、現在、それぞれ地域の課題、町内会ごといろいろな課題があるかと思えます。そういった部分について、職員を派遣するコミュニティ活動支援員の派遣ということで、最近では廃棄物の処理とかごみの収集、それから、婚活というよりは若者の定住促進に向けた町内会の移住・定住の部分の課題とか、あと、三川町の協働提案事業制度ということで、町内会で何らかの整備をするとか、公園を整備する、それから環境を整備していくとか、そういった部分について、協働提案事業で町内会の課題を解決するそれぞれの町内会ごとの課題等に、地域課題の解決に向けて現在協働の視点に立って支援しておりますので、そういった部分で町としてできるものについて、引き続き支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） やはり地域の活性化ということで、人が住まなければ活性化は、人がいなければならないわけですけれども、私自身も、今、三川に住みたいという人が出まして、旧集落でリフォームして売りに出しているところがありましたので、そこを見てみてはと言いました。若い世帯です。ところが、その人たちはやはり旧集落のしがらみというか、ああいうものを嫌って、新興団地に空きがないかということでした。

やはり今若い人たちもそうですけれども、住んでいる人の、前は良かった、その人の良さの人の繋がりが苦痛になっているという部分もあるんです。それが連携の不足、それがひいては町のいろんなものを担っている、有形、無形の形でやっている社会福祉協議会事業にも影響してくるのではないかと心配しております。それらの連携の不足による社会福祉事業への影響を今後どのように捉えているのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 地域づくりが今後のいわゆる高齢化社会の対策、少子化社会の対策という点では非常に大きなポイントを占めるものというふうに認識しております。

私どもの方では、いわゆる包括支援システムという、地域全体で支え合うという体制の構築を図っているところですが、これが単に高齢者対策にとどまらず、子育て支援家庭の対応、さらには障害者支援というような幅広い範囲での対応ということで、今、少しずつ体制を構築し始めているところでありまして、広く地域住民の協力体制を構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。
- 2 番（志田徳久議員） 私の一般質問を終了します。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。
以上で、一般質問を終了します。
- 議 長（小林茂吉議員） 日程第2、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。
請願第1号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願」の件について、産業建設厚生
常任委員会委員長より報告を求めます。6番 芳賀修一議員。
- 6 番（芳賀修一議員）

平成29年3月14日

三川町議会議長 小 林 茂 吉 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 芳 賀 修 一 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条
第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
1	平成29年 3月10日	農業者戸別所得補償制度の復活を 求める請願	採択	請願の趣旨に沿 うことが妥当で ある	

審査の経過等について若干説明いたします。

3月13日に当常任委員会委員6名参加のもと開催し、説明員、農民連、庄内産直センター
事務局長 小林氏により、請願の説明と委員会よりの質問に答えていただきました。その後、

各委員にて意見の陳述を行い、採決いたしました結果、採択となりました。

現在の農業政策の方向は、米の直接支払交付金の廃止や生産目標数量の配分の中止など、今後の稲作経営への不安と地域経済への悪影響が心配され、安心して農業ができ、地域経済、国土保全ができるように農家の所得を補償する制度が必要と思われ、請願の趣旨は妥当と判断いたしました。

意見書としては多少の文言の訂正が必要となりますが、議員諸兄には趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、報告いたします。

- 議 長（小林茂吉議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

4 番 佐久間千佳議員。

- 4 番（佐久間千佳議員） 反対討論いたします。

農業者戸別所得補償制度につきましては、平成22年に当時の民主党政権が打ち出した政策ですが、平成22年産米の米価を大幅に下げた要因と思われます。やはり直接交付という方法では米卸しや消費者に足元を見られ、値下げの要因になったと思われます。

私は、単に直接交付するだけでなく、農業者のこれからの大きな負担、基盤整備や農地整理等を軽減する方向に使われるべきであり、園芸等の多様な農業の拡大に使われるべきであると考えます。

しかしながら、現在の経営所得安定対策の7,500円が30年度からなくなるということで、不安と混乱が広がっているのも事実でございます。その中で、政府は収入保険制度であったり、土地改良法の一部改正等により、その削減した財源を農業者に後方支援するという情報もあります。

また、復活や新たな制度を創設したとしても、戸別所得補償のような直接交付する制度では、農業所得拡大の根本的解決にならないと思います。

そういった観点から、反対いたします。

- 議 長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番 梅津 博議員。

- 9 番（梅津 博議員） ただいま上程されております請願第1号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願」について、賛成の立場で討論いたします。

日本の農政における価格保証制度、あるいは農家を下支えする制度については、様々な変遷がありました。その中で、農業者戸別所得補償制度と銘打った制度がかつて展開され、その中である一定の成果が出ているのもまた事実であります。ただいま反対者が申し述べた、23年度の米価下落の要因というものに単純に結びつけるのは間違いであります。

米価は需要と供給の関係で決まるものであります。たまたま22年度から実施された、取

り入れられた農業者戸別所得補償制度のその初年度にぶつかっただけの話であります。

また、こういった価格保証制度あるいは収入保険制度というものが、農業所得の向上にはならないというような論点もありました。

しかしながら、農業所得プラス政府の下支え、これが農家所得になるものであります。農家の経営を下支えする、それは国の役目であります。請願の趣旨にあるように、今後の補償制度、収入保険というような内容もありますけれども、内容がまだはっきりしておらず、また、農家負担も非常に大きいというような欠点もあるようでございます。

今回の請願にあるような、抜本的な政府の経営を下支えする政策の確立に向け、当面はこの戸別所得補償制度というものを見直しながら復活させるべき、あるいは新しい制度というものも含めて考えながらやるべきと私は思います。今回の請願の趣旨はそこにあると思います。

その趣旨を理解いただき、今回の請願第1号にご賛同いただきますよう議員諸兄にお願いし、賛成討論といたします。

○議長（小林茂吉議員） 引き続き、原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、請願第1号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会とします。

（午後 4時50分）

平成29年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年3月22日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	吉田直樹 書記
------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 13 日 3月22日（水） 午前9時30分開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告
(予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 2 | 議第 16号 三川町課制条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第 17号 三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第 18号 三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第 19号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 6 | 議第 20号 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第 21号 鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更について |
| 日程第 8 | 議第 22号 副町長の選任について |
| 日程第 9 | 議第 23号 三川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議第 24号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第11 | 三川町議会議員の派遣について |
| 日程第12 | 発委第 1号 閉会中の所管事務調査について |
| 日程第13 | 発委第 2号 閉会中の所管事務調査について |
| 日程第14 | 発委第 3号 閉会中の所管事務調査について |
| 日程第15 | 発委第 4号 閉会中の所管事務調査について |
| 日程第16 | 意見書第1号 新たな農業者戸別所得補償制度の創設を求める意見書の提出について |

○ 閉 会

○議 長（小林茂吉議員） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 予算審査特別委員会付託事件の審査について報告いたします。

予算審査特別委員会付託事件の審査報告書

1. 開会の日時及び場所

平成29年3月10日午後3時15分から3時21分まで、15日午前9時30分から午後3時22分まで、21日午前9時30分から午後3時32分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月10日 9名、3月15日 8名、3月21日 9名

3. 欠席委員 3月10日 0名、3月15日 1名、3月21日 0名

4. 出席要請者 三川町長 監査委員 教育委員会教育長 農業委員会会長

5. 審査事項

議第10号 平成29年度三川町一般会計予算

議第11号 平成29年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第12号 平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 平成29年度三川町介護保険特別会計予算

議第14号 平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第15号 平成29年度三川町下水道事業特別会計予算

6. 審査の経過

◎ 年長委員 芳賀 修一 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果、委員長に 梅津 博 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 町野 昌弘 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定したので報告いたします。

平成29年3月22日

三川町議会予算審査特別委員会
委員長 梅 津 博 ㊟

三川町議会議長 小 林 茂 吉 殿

以上であります。

○議 長（小林茂吉議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） ただいま上程されております平成29年度一般会計及び5件の特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論申し上げます。

3月15日と3月21日の2日間にわたり、各款を詳細に審議しました。

本町の基幹産業である農業を支援する事業としての瑞穂の郷づくり事業や、特産キラリ生産拡大支援事業に加え、来年度新たな事業として、米以外の園芸作物において所得向上を後押しする、三川町農産所得拡大支援事業はその成果を期待したい。

三川産米の新規需要に繋がる「田からもの」逸品開発事業は、販路拡大や需要を見極めるショップ開店、三川産の日本酒開発支援など、夢のある事業は大いに評価できる。

地域交流の拠点づくりと子育て支援を目的に整備する地域交流・子育て支援施設整備事業は、健やかに産み育てられる環境整備と、生涯学習や芸術文化の発表の場として評価できる。

小学校や幼稚園の公共施設等長寿命化対策事業は、次世代に継続可能な施設を残すとともに、将来の過度な負担をなくするために適切な事業である。

観光対策事業は、三川町観光協会が交流人口の拡大と賑わいを創出する目的として、季節ごとのイベントを開催しており、昨年から開催した「みんなで秋の感謝祭」は評価できます。

地域経済の活性化と発展のために適切な事業であるなど、これら本予算が第3次三川町総合計画事業に沿って組み立てられており、町民の生活向上に資するものと考えられます。

議員諸兄の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決を行います。

各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、可決すべきものとして決定されております。

初めに、議第10号「平成29年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第10号「平成29年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第11号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第11号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第12号「平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第12号「平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第13号「平成29年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第13号「平成29年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第14号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第14号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第15号「平成29年度三川町下水道事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第15号「平成29年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第2、議第16号「三川町課制条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第16号「三川町課制条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町課制条例において規定している会計課について、地方自治法第171条第5項に基づき規則で定めることとするため、本条例から削除するとともに、地方自治法第158条第1項に基づき、各課の分掌事務を規定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番(梅津 博議員) 今回の条例改正に関して、会計課の部分を削除するということですが、その削除した後に規則に規定するということですが、その内容に関して資料等ないので、どうなるのか。

それから、当然会計課がなくなったとしても事務的な部分が実施されるわけですが、この加えられた事務分掌、各課の事務内容を規定しているわけですが、これからいうと、総務課の中の一番下の、「他の主管に属さないこと。」という部分に入るのか、その辺、どう解釈すればいいのか、その点、伺いたいと思います。

○議長(小林茂吉議員) 石川総務課長。

○説明員(石川 稔総務課長) 今回の会計課にかかわる条例改正につきましては、本町におきましては、現在、課制条例において規定しているところでございますが、地方自治法171条第5項の規定により、規則で定めることが妥当であるとされていることから、さらに県の指導もあり規則で定めることとし、今回、条例を整備するものでございます。

今後の対応についてでございますが、三川町行政組織規則に町長が定める事務組織として設置することとしておりまして、そこに必要な事務職員等を規定することとしております。

実態としては、現在と変わらない形になるものでございます。

○議長(小林茂吉議員) 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 実態として変わらない業務ということですが、所属という形になるのかどうなるのか、管轄としては総務課の中の会計事務を担当する部門というような解釈でいいのか、その点、さらに伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 会計課には、その責任者という会計管理者が設置されております。この会計管理者につきましては、町の組織からは独立した組織ということで位置付けられております。そういう形になることから、総務課とは別の組織ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 県の指導ということでありまして、他の隣接の町等はどういう対応をとっているのか。

そして、今の総務課長の答弁によれば、独立したということですが、我々の捉えている農業委員会というような、行政委員会というような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） まず、規則で定めることにつきましては、庄内他市町村すべて規則で定まっていますのでございます。

また、独立した組織ではございますが、農業委員会、教育委員会等、行政組織とは違う会計事務をつかさどる機関ということで、行政委員会とは別の形になるものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 再度確認しますが、課はなくなるけれども会計管理者は置くという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 会計課については今後も存続いたしますが、位置付ける例規として条例ではなく規則で位置付ける、そういった形になります。会計課は29年4月以降も存続するものでございます。会計管理者も新年度以降も配置するものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第16号「三川町課制条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町課制条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第17号「三川町個人情報保護条例の一部を改正する

条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第17号「三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整備する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案いたすものであります。

その改正内容といたしましては、行政におけるマイナンバーの使用については、法律で規定されているもの、または法律に基づき条例で規定されているものに限定されているところであります。法律の改正により、条例で定める独自利用事務についても情報提供ネットワークサービスを用いた情報連携が可能になったことに伴う条文の整備であります。

以上、よろしくご審議くださいます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） マイナンバーの使い方ということでもありますけれども、具体的にこの条例がなったということで、どんなことが想定されるのでしょうか。例えば、空き家も所有者とかそういうものに町がすぐ情報を得られる、そういうふうな感じで、何か具体的にはこの条例を作ることによってどんなことが想定されるのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 町独自の利用事務ということで想定されるものというご質問でございますが、現時点におきましては想定されている事務はございません。ただ、そういうものが出た場合、速やかに対応できるようにということで条文の整備を行うものでございます。

なお、国においては、今現在、利用可能事務ということでその範囲がどんどん広まっているところでございまして、例えば雇用とか障害者福祉等の分野においても拡大していきこうという動きがございます。そういった法律、国の段階で拡大していった場合は、町が独自に定めるものというのはそうそう出てこないのかなという予想はしているところでございますが、ご質問にありました、現時点での想定事務はないところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第17号「三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第4、議第18号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第18号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく、提案いたすものであります。

その改正内容といたしましては、配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額にするとともに、子に係る手当額を引き上げるものであり、これらの見直しについて受給者への影響に配慮し、段階的に行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番(梅津 博議員) 今回、県人事委員会の勧告、その前には国の人事院の勧告ということだと思いますが、段階的に扶養手当に関して変更すると。

今、町長から説明ありましたとおり、配偶者に対しては1万3,000円のものが6,500円と半額になると。それから、子どもに対しては6,500円のものが1万円になるということで、お子さんをいっぱいお持ちの方は、全体として扶養手当が増えていくという方向のようです。

それで、今議第18号ということで上がっています議案書2ページ目に、暫定的にということで、特例ということで29年度1年間に関して述べられています。その結果、昨日までに審議されました扶養手当については、29年度においては64万ほど増えるということになっていますけれども、これはこの1年間ということですし、その後の上昇率については試算されているのか、その点伺いたいと思います。

○議長(小林茂吉議員) 石川総務課長。

○説明員(石川 稔総務課長) 扶養手当額、年額に関する将来的予測というご質問でございますが、平成29年度につきましてご報告させていただきますが、まず、対象者は79人おりますが、影響のある対象者としては72人でございます。そのうち、配偶者につきましては9人ということで、この方々につきましては、平成29年度においては月額マイナス3,000円となるものでございます。また、子につきましては、対象となる子が63人おりまして、この子につきましては月額1,500円増額となるところでございます。

これによりまして、平成29年度年額としてはおおむね80万円ほどの増額ということで試算しているところでございます。

なお、給与費明細書につきましては、この法改正の移動だけではなく、年齢到達で扶養が外れる、そういった事情もさらに加味された数字であることから、今、制度改正との影響額

との数値について一致しないところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 29年度の試算の部分について、今、詳しく説明がありました。内容は分かりましたし、将来的に、今回29年度、単年度の特例措置が外れた場合の試算、今同じような形で人数等、あるいはこれから変わる部分もあるかもしれませんが、おおむねの試算についてはどのように考えていますか。伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） きちんとした件数をもつての試算はまだしていないところでございますが、まず、対象の扶養親族の大部分を占めます子に関しては、29年度については1,500円アップですが、さらにその後2,000円アップということになりますので、また増額になるという予想は立つところでございますが、その額まではまだ試算していないところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第18号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第18号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第5、議第19号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第19号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法、及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、本条例を改正する必要性が生じたことから提案いたすものであります。

その主な改正内容といたしましては、消費税率引き上げ時期が変更になったことに伴いまして、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長、法人町民税の法人税割の税率引き下げ時期の変更、軽自動車税のグリーン化特例の延長及び環境性能割の導入時期の変更等に伴う規定の整備等であります。

なお、細部につきましては所管課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださ

いまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 所管の課長より説明を求めます。

五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） それでは、私から税条例の改正概要につきまして説明させていただきます。

改正概要の改正条文の表記といたしまして、まず、第1条の第何条もしくは第2条の第何条とありますが、このたびの改正は、第1条におきまして三川町税条例の一部改正、第2条におきまして三川町税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第23号）、昨年12月に改正した改正分の改正となっておりますことから、このような表記とさせていただきます。

また、このたびの改正につきましては、多くの条にわたる改正とはなっておりますが、今回特に説明を要すると思われまます事項につきまして、改正の概要をもとに、また、新旧対照表をもとに説明させていただきますことをご了承いただきたいと存じます。

まず、新旧対照表の方を主に見させていただきます。

1ページから2ページにつきましては、三川町税条例の一部改正として第1条となっております。この中の第28条につきましては、特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴う改正となっております。

次に、2ページ目、附則第4条の3の2につきましては、消費税率の引き上げ時期が変更になったことに伴いまして、個人住民税における住宅ローン控除制度が延長されたことによる改正でございます。

次に、新旧対照表3ページ以降になりますが、第2条として、先の12月議会において改正しました三川町税条例の一部を改正する条例の改正でございます。これにつきましては、消費税率10%段階におきまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税の法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられる改正、また、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設するとともに、これまでの軽自動車税を種別割と名称変更することになったものですが、これが消費税率引き上げ予定でありました平成29年4月1日施行日とする改正でございましたが、消費税率引き上げ時期が変更になったことに伴いまして、改正の必要が生じたものであります。

新旧対照表3ページの第1条部分にあります、中段より少し下の方に、現行第22条中の率の改め文がございますが、改正後は空欄、削る改正でございます。

同じように、この第22条以外の3ページから9ページの途中までの部分が軽自動車税の環境性能割とその導入に伴う改正部分でございますが、それについても同じく削る改正となっております。

新旧対照表9ページになります。

改正後の方に附則第13条の条文がございます。これにつきましては、グリーン化特例について、1年延長とする改正でございます。

そして、11ページ以降になります。

新たに第1条の2といたしまして、先程第1条で削った部分をそっくりこちら第1条の2の方に新たに規定いたしましたものでございます。軽自動車の部分、法人町民税の法人税割の部分、その部分がそっくり入ったものでございます。

そして、新旧対照表の18ページから19ページの附則第4号におきまして、その施行期日を消費税率引き上げの平成31年10月1日と規定したものでございます。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方からは、個人町民税の方であります。今までは仮認定特定非営利活動法人ということが、ただ単に名前が特例認定特定非営利活動法人というふうに変わっただけなのではないでしょうか。その中身的なものも変わっているのか。これは国が決めたことなので、町が決めたわけではありませんけれども、その辺、情報を教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） お手元の改正概要の方に載せてございます。①になりますけれども、特定非営利活動促進法の一部改正に伴いまして、これまで仮認定特定非営利活動法人と称していたものが、特例認定特定非営利活動法人というふうに変更になったものでございます。内容的には何ら変更がないというふうに理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 今回の改正によりまして、簡単に言うと消費税を10%に上げるのが延びたというお話で、今までどおりにしていきますという話だと思いますけれども、町の財政的にはいろんなものが、自動車取得税がなくなったり、それからグリーン減税が始まったり、動きはありますが、消費税が上がることによっての町へ入ってくる収入というか歳入は大きくなるというふうに個人的に捉えていましたけれども、町としてはどういう捉え方をしているのかということと、財政計画を毎年町で出していますけれども、それにも消費税10%が加味されていたかなと記憶していますので、その辺の絡み。

それから、今は2年半の延長ですけれども、再延長になったときの影響というのは町でどのような情報を持っているのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 消費税10%の適用が延長されたことに伴いまして、当然地方消費税部分、町に入ってくる部分に影響があるというふうに理解しております。

また、自動車取得税がこれまで同様に2年半課税されるということですので、すみません、名称がいまいちあれなんですけど、自動車取得税にかかわる交付金、そちらの方についても同じく入ってくると。

ただ、今回予定されておりました環境性能割、これにつきましても、町の方に65%入ってくる予定だったのが2年半繰り延べになったというふうに理解しております。そういった部分での影響はあるというふうに考えておりますけれども、地方消費税の増が2年半延期になったということが大きいというふうに理解しております。

○議 長（小林茂吉議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 消費税率に關します財政計画への計上の仕方というご質問でございますが、今現在の中期財政計画におきましては、8%を基礎とした数値で5年間を推計しているところでございますが、10%ということについては反映させていないところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 財政計画は8%ということで、町の今までの見方どおりいけますよという話のようです。

最初に聞いた、消費税のパーセントを上げることによって、町に入ってくる額は結構大きかったかなというふうに思っています。それに対しての影響というのはどう捉えているのかと、それから今、話の中で自動車取得税とかいろんなものがかかわってきているというふうな話をさせてもらいました。法人町民税や軽自動車税のグリーン化等、いろいろかかわってはきていますけれども、この他に何か住民に直接関係あるような部分というのはないのかどうか、伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 今回の改正におきましては、まずは自動車取得税が廃止され、環境性能割が入ってくると。その段階におきまして、排出ガスの性能と燃費性能が優れた軽自動車税につきましては、今まで取得税とされていた部分がすべて2%でございましたけれども、それがその性能におきまして、電気自動車ですとかハイブリッドにつきましては環境性能割は0%と。また、段階的に1%、2%というふうになってございました。その適用が2年半延長されるということですので、これから軽自動車を取得される方にとっては影響があるのかなというふうに見ております。

また、グリーン化特例、こちらの方が1年まずは延長されたところでございますけれども、消費税そのものが2年半の延長ということで、このたびの税制改正、まだ国会の方を通過していないわけですが、このグリーン化特例ということで、経過、こちらの方が2年延長されるという予定になってございます。そういった部分で少しはカバーはなりますけれども、取得税そのものに影響が出てくるというのは確かというふうに見ております。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第19号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第6、議第20号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第20号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年度から適用してきた介護保険料については、平成29年4月に予定されていた消費税率の改定に伴い、平成29年度の介護保険料を見直しすることとしておりましたが、その消費税率の改定が平成31年10月に延期されたことに伴い、平成29年度においても現行の介護保険料を適用する必要性が生じたことから、本条例の一部を改正いたしたく提案いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第20号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第7、議第21号「鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第21号「鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、鶴岡市との間において締結いたしました庄内南部定住自立圏の形成に関する協定に「老人福祉施設の広域利用」の項目を追加する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案いたすものであります。

その内容につきましては、これまで鶴岡市が設置・運営してまいりました広域型老人福祉施設である友江荘が廃止されることになったことから、その代替施設として、社会福祉法人が設置する養護老人ホームの整備事業に対し、圏域の市町が支援を行いながら、引き続き圏

域全体で利用することにより、圏域内の福祉体制の安定とその充実を図るとともに、利用者の生活環境を改善するため、本協定に「老人福祉施設の広域利用」の項目を追加するものがあります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員）　これから質疑を行います。

9番　梅津　博議員。

○9番（梅津　博議員）　今、町長から説明がありました。この件は、一般会計の質疑の中でも、養護老人施設改修事業の助成金ということで29年度263万2,000円ほどの計上が決されたわけですが、今回、今までの協定になかった部分が追加されると。

この文章の内容の読み方なんですけれども、読み方によってはお互いが協力し合って老人福祉を拡大するというふうにも読めますし、あるいは斜めから読めば、その項からの取り組みの調整という言葉の中で、一方的な割り付けといいますか、割り当てがされるというふうにも読めるわけですが、これは基本的に、一方通行ではない相互通行の協定ということによるのか、その辺の確認をまず行いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員）　遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長）　このたびの協定の追加につきましては、この締結に至る前段におきまして、養護老人ホーム入所に関する覚書というものを取り交わしているところがございます。

その状態といたしましては、庄内総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課の立ち会いのもと、鶴岡市並びに関連いたします庄内町、三川町、さらには酒田市、そして遊佐町も同席した形で、今後のこの老人ホームに関する運営についての取り決めの覚書を交わしたというところがございます。

内容的には鶴岡市、それから酒田市に設置されております当該施設に対しまして、その施設を保有しておらない遊佐町、庄内町、三川町がある一定割合で入所者数を確保させていただくというような内容になっておりまして、それに伴っての負担金等を歳出で計上させていただいたというものでございます。

○議長（小林茂吉議員）　9番　梅津　博議員。

○9番（梅津　博議員）　今の説明の中で、庄内総合支庁、要するに関係機関が立ち会いのもとで庄内全体のという話もございました。

今後の話になるわけですが、庄内全体での広域利用ということ考えた場合に、本町としてはこういった類の老人施設に関しては、今後は基本的にはそんなに増やさないというような考えと私は理解していますけれども、庄内全体での、要するに鶴岡市、酒田市等での動きはどうなのか。無制限の拡大というものはなされないとは思いますが、こういった情勢の中で当面の動きはどうなるのか。それにしたがって、この協定による支出も増えてくるわけですので、その点、どうお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員）　遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長）　今回、改正させていただく養護老人ホームにつきましては、

いわゆる特別養護老人ホームと異なりまして、まさに生活困窮状態、行政的な措置が必要だという方々が入所する施設ということでございますので、極めて特殊性の高い施設になっております。鶴岡市におきましては、旧友江荘、現行の友江荘の他に、思恩園にもこの養護老人ホームの機能を配置しているということから、当初、友江荘については現行100名の規模で運営しているところでございますが、新たに社会福祉法人に移管して設置します施設については70床、70名の定員に減員した形で整備するという計画にございますので、いわゆる特別養護老人ホーム、介護施設とは異なって、増床ということは考えにくい施設になろうかというふうに認識しております。

- 議 長（小林茂吉議員） 質疑はございますか。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。
- 議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（小林茂吉議員） これから議第21号「鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前10時28分）
- 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前10時50分）
- 議 長（小林茂吉議員） 日程第8、議第22号「副町長の選任」の件を議題とします。
職員に議案を配付させます。

（書記配付）

- 議 長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

- 議 長（小林茂吉議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。
- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されております議第22号「副町長の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、工藤秀敏副町長が平成29年3月31日をもちまして任期満了を迎えますことから、その後任として、総務課長であります石川 稔氏を平成29年4月1日付けで選任いたしたくご提案を申し上げます。

石川氏の主な経歴等について申し上げますと、昭和54年3月に東京農業大学農学部を卒業後、同年4月に三川町職員として採用され、以来、町職員として38年間奉職され、税務課、教育委員会、総務課、福祉課、企画課、社会福祉協議会、産業振興課を経て、現職にあ

ります。

その間、課長補佐・主査・係長職として16年間、社会教育及び学校教育、人事、給与及び選挙、保健福祉施策等に積極的に取り組むとともに、社会福祉協議会事務局長、福祉課長、産業振興課長及び総務課長の管理職としての9年間は、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画等、各種計画の策定と保健福祉行政の推進、農業をはじめとする産業の振興に努めるとともに、行財政改革の推進と財政の健全化に積極的に取り組み、その行政手腕を遺憾なく発揮しております。

今後、さらなる地方分権社会の推進と増大する町民の期待に応え、各種施策を展開していくにあたり、行政全般に精通し、かつ人格、識見ともに優れた同氏が副町長として最適任者であると考えまして提案する次第であります。何とぞご同意を賜りたくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議 長（小林茂吉議員） これから、議第22号「副町長の選任」の件を採決いたします。
この採決は、先例により無記名投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 議 長（小林茂吉議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。
次に、開票立会人を指名いたします。
会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に7番 田中 晃議員、8番 成田光雄議員、以上2名を指名いたします。
職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

- 議 長（小林茂吉議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。
なお、白票は「否」とみなします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 配付漏れ「なし」と認めます。
職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

- 議 長（小林茂吉議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 異常なしと認めます。

- 議 長（小林茂吉議員） ただいまから投票を行います。
職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

- 議 長（小林茂吉議員） 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 (小林茂吉議員) 投票漏れなしと認めます。

○議 長 (小林茂吉議員) 投票を終了します。

○議 長 (小林茂吉議員) 開票を行います。

7番 田中 晃議員、8番 成田光雄議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長 (小林茂吉議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第22号「副町長の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (小林茂吉議員) 議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議 長 (小林茂吉議員) 副町長に選任の同意をいただきました石川 稔氏より、一言ご挨拶をいただきます。

○新副町長 (石川 稔総務課長) ただいまは、副町長の選任につきましてご同意を賜り誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。副町長の職責の大きさと重さを痛感し、大変身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、町長を支え、町民の福祉向上と町勢の発展に誠心誠意努力してまいりたいと考えておりますので、議員の皆さまにおかれましては、これまで以上のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長 (小林茂吉議員) ありがとうございました。

○議 長 (小林茂吉議員) 日程第9、議第23号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

(書記配付)

○議 長 (小林茂吉議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議 長 (小林茂吉議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員 (阿部 誠町長) ただいま上程されております議第23号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、教育委員であります佐藤和寿氏が平成29年3月31日をもって任期満了となることから、再度、佐藤氏を教育委員に任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

改めて、佐藤和寿氏の主な経歴等について申し上げますと、昭和61年3月にタキイ研究

農場付属園芸専門学校を卒業後、家業である農業に従事し、現在は、庄内たがわ農業協同組合の育苗施設に勤務されております。

佐藤氏は、小学校におけるPTA活動に長年にわたり積極的に取り組んでこられ、現在は、中学校の部活動のコーチとしても活躍され、生徒や保護者からの人望も厚く、人格・識見ともに優秀な方であります。

平成25年4月に教育委員就任後は、学校教育や社会教育活動に対する確かな指導・助言を行うとともに、教育委員会や総合教育会議の場においても建設的な提言等を行い、教育委員の職務に精励されております。

このように、佐藤氏は、PTA活動などの豊富な経験を生かし、本町の教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信いたしており、本町の教育委員として最適任者であることから、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第23号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小林茂吉議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に1番 鈴木重行議員、2番 志田徳久議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（小林茂吉議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 配付漏れ「なし」と認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小林茂吉議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異常なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議 長（小林茂吉議員） 投票漏れはありますか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 投票漏れなしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 投票を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） 開票を行います。

1 番 鈴木重行議員、2 番 志田徳久議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議 長（小林茂吉議員） 開票の結果を報告します。

投票総数 9 票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票 9 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第 2 3 号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議 長（小林茂吉議員） 日程第 1 0、議第 2 4 号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議 長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（小林茂吉議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されております議第 2 4 号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、本町の人権擁護委員であります東野 彰氏が平成 2 9 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となることから、新たに大川 満氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げます。

大川 満氏は、昭和 4 2 年 3 月山形県立鶴岡西高等学校を卒業後、農業に従事する傍ら、昭和 4 8 年 4 月から 1 年間の会社勤務の後、昭和 4 9 年 4 月から鶴岡地区消防事務組合において、消防士及びレスキュー隊員として 1 8 年間勤務され、その後、平成 4 年 4 月からは三川町役場職員として 1 7 年間勤務され、その間、総務課防災係長、三川町社会福祉協議会事務局長及び農業委員会事務局長補佐等を歴任されております。また、役場を退職したのち、平成 2 1 年 5 月からは、NPO 法人はんどめいど糸蔵楽におきまして、ボランティアとして障害のある子どもたちの育成にあたられ、さらに、平成 2 6 年 3 月からは対馬町内会会長として、平成 2 8 年 7 月からは本町の第 3 投票区投票管理者としてもご尽力をいただいている方であります。

このように、大川氏は人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、大川氏を推薦いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

○議長（小林茂吉議員） これから議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第11、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（小林茂吉議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第12、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ただいま上程されました閉会中の所管事務調査について説明申し上げます。

閉会中の所管事務調査

総務文教常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 第3次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

平成29年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提 案 理 由

総務文教常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

議員諸兄の賛同をお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第13、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） ただいま上程されました「閉会中の所管事務調査」の件について説

明いたします。

閉会中の所管事務調査

産業建設厚生常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 第3次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

平成29年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提 案 理 由

産業建設厚生常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「閉会中の所管事務

調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第14、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 発委第3号「閉会中の所管事務調査」について申し上げます。

閉会中の所管事務調査

広報常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

- (1) 広聴広報活動の充実について
- (2) わかりやすい広報紙作りについて

2 調査期間

平成29年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提案理由

広報常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

よろしく申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第15、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） ただいま上程されております発委第4号「閉会中の所管事務調査」について説明いたします。

閉会中の所管事務調査

議会運営委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

（1）議会の活発な運営について

2 調査期間

平成29年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提 案 理 由

議会運営委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

議員諸兄のご賛同をお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第16、意見書第1号「新たな農業者戸別所得補償制度の創設を求める意見書の提出」の件を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本案について、提出理由の説明を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番(芳賀修一議員) ただいま上程されています意見書第1号「新たな農業者戸別所得補償制度の創設を求める意見書の提出」について、提案理由をご説明いたします。

米主体の農業経営の現状は、再生産可能ぎりぎりの状態が続き、今後、直接支払いの廃止や生産数量目標配分の終了で、ますます厳しさを増す方向にあります。

農業政策の方針は、自由競争により規模拡大が進み、国際競争力のある強い農業を作ろうとしていますが、現場では経営悪化と地域経済の衰退が心配されております。鉱工業生産と同一の経済理論では、自然、土地条件に左右される農業がうまくいくはずがありません。

競争を強いる政策からいま一度農家の経営安定を基本とし、地域を守り、食糧の安定生産が可能となる新たな農業者戸別所得補償制度の創設が必要と思われま

す。議員諸兄のご賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから意見書第1号「新たな農業者戸別所得補償制度の創設を求める意見書の提出」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第1号「新たな農業者戸別所得補償制度の創設を求める意見書の提出」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
これをもって、平成29年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

（午前11時39分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成29年3月22日

三川町議会議長

三川町議会議員 3番

三川町議会議員 4番